



Title	中国における弁護士像と法システムの相互関係：弁護士に対する統制体制を中心に
Author(s)	蘇, 航
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第12928号
Issue Date	2017-12-25
DOI	10.14943/doctoral.k12928
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/68089
Type	theses (doctoral)
File Information	HANG_SU.pdf



[Instructions for use](#)

博士（法学）学位論文

中国における弁護士像と法システムの相互関係
— 弁護士に対する統制体制を中心に

北海道大学 法学研究科
基礎法学系 比較法分野

蘇 航

中国における弁護士像と法システムの相互関係 — 弁護士に対する統制体制を中心に

序章

- 1 本稿の問題意識
- 2 本稿の課題
- 3 本稿の構成
- 4 先行研究の検討
- 5 本稿の意義

第1章 弁護士統制制度の沿革

第1節 建国初における政策が適用される時期

第2節 弁護士暫定条例が適用される時期

1. 弁護士の性格と任務
2. 弁護士協会と管理権限
3. 弁護士の資格
4. 法律事務所の形態

第3節 弁護士法が適用される時期

1. 1996年弁護士法段階
2. 2007年改正の弁護士法段階

第2章 現行の弁護士統制システム

第1節 総説

第2節 共産党による政治的統制

1. 弁護士業に対する党の指導の沿革
2. 党組織設置の構成
3. 党による統制活動

第3節 司法行政機関による行政的統制

1. 組織構造と役割
2. 弁護士養成のプロセス

第4節 弁護士協会による集団的統制

1. 弁護士協会の全体像
2. 秘書処の特殊な地位
3. 弁護士協会の人事に関わる係争

第5節 法律事務所による日常的統制

1. 法律事務所の形態

2. 法律事務所の二重身分

第3章 執業証書の年度考課制度

第1節 年度考課制度の変遷

1. 管理費時期
2. 年検費時期
3. 会員費時期

第2節 年度考課制度の全体像

1. 年度考課制度の構成
2. 年度考課による団体的事件への統制

第3節 年度考課制度の係争事件

1. 執業証書の有効性に関する事件
 - (1) 「年度考課に参加せずに、執業証書の有効性を肯定した事件」
 - (2) 「年度考課に参加せずに、業務活動が阻害された事件」
2. 事由なしに年度考課を後回し事件
 - (1) 「覃永沛弁護士の事件」
 - (2) 「蔡瑛弁護士の事件」
3. 会員費徴収の強制性を争う事件

第4節 年度考課制度にかかわる議論

第4章 弁護士懲戒制度

第1節 弁護士懲戒の沿革

1. 単一懲戒体制の時期
2. 〔両結合〕懲戒体制の確立・強化の時期

第2節 弁護士懲戒制度の全体像

1. 行政処罰の制度構成
2. 協会処分の制度構成

第3節 弁護士懲戒にかかわる係争事件

1. 係争に関する事件の概略
2. 係争事件に対する評価

第5章 刑事罰による統制

第1節 弁護士を処罰の対象とする

1. 弁護士偽証罪の立法背景
2. 弁護士偽証罪をめぐる論争
3. 処罰された代表例

第2節 その他の刑事処罰

1. 司法をめぐる犯罪

2. 一般的な犯罪
 - (1) 国家政権転覆罪について
 - (2) 騒動挑発罪について

第3節 小括

第6章 弁護士体制内化

第1節 直接雇用

1. 機関内弁護士
2. 公職登用

第2節 法サービスの購入

1. 草案起草の委託
2. 陳情事件の処理の下請け

第3節 名誉職の付与

1. 名誉職の付与に関する状況
2. 知名弁護士の実例

終章

1. 弁護士に対する統制体制の現状
2. 統制体制の形成の背景
3. 統制される弁護士制度の法システムに対する影響

中国における弁護士像と法システムの相互関係 — 弁護士に対する統制体制を中心に

序章

1 本稿の問題意識

中華人民共和国¹（以下、「中国」と略す）では、改革開放以来の法整備が急速的に発展されてきた。2010年10月まで、憲法及び四つの改正案の他に、法律（その中に、フレームアクションの法律は50余りも含む）が237本、行政法規が690本余り、地方法規が8800本余り、自治条例と単行条例が700本余りは制定されていた。その中に、比較法的にみて法技術の点では遜色のない法制度が少ないとも言えないと考えられる。それに対して、中国における環境汚染・破壊、労働者への収奪、有害食品による健康侵害、知的財産権に対する侵害などの問題は頻繁に提起されていた。しかしながら、このような諸制度に対して、実効性が乏しい。法の実現過程には国家の力（裁判所、政府）に期待するしかなく、日本の公害事件の解決過程に見られたように弁護士団体、メディア、NGOなどの中立した第三者から支えることが珍しい。

それに対して、日本における弁護士は法律分野のプロフェッショナルであり、法務²の提供により、法システム³の要素として構成されている。弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現（日本弁護士法1条1項）を使命として、現行弁護士法で明確に規定された。日本の弁護士制度は明治維新以来、近代国家の確立にしたがって、弁護士団体抗争の歴史を通じて、弁護士自治⁴の強さと実態における弁護士の人権擁護・公益弁護活動への強いコミットメントという特徴⁵が備えている。また、日本の弁護士業にとってその本質的な特質は①職業としての独立性を持っていること、②その専門的知識によって社会的有用性を持っていること、③その自治能力と密接に関係すること、④一定の経済的条件によっ

¹本文中で現代中国というのは1949年、中華人民共和国が成立されてから中国における弁護士制度の歴史と現状に迫る。〔 〕は中国語の原文。以下、同様。

²法務（legal service、リーガル サービス）とは法律問題の処理のために、法に関する専門的知識・技能に基づいてその当事者に対して許与される、さまざまな形の助力活動を言う。弁護士は法務のもっとも重要な担い手である。六本佳平『日本の法と社会』（有斐閣、2004年）102頁参照。

³法システムというのは法規範と法機関を含む制度的しくみを一括して指すということになる。ここで、「法機関」というのは立法府・裁判所・弁護士・警察・検察などの機関を指す。法規範にはこれらの機関の働き方に関する手続も含まれる。六本・前掲注2）5頁参照。

⁴弁護士自治の歴史については多数の文献があるが、代表的なものとして、第二東京弁護士会編『弁護士自治の研究』（日本評論社、1976年）、大野正男『職業史としての弁護士及び弁護士団体の歴史』（日本評論社、2013年）、古賀正義『日本弁護士史の基本的諸問題』（日本評論社、2013年）参照。

⁵広渡清吾＝佐藤岩夫「総括——比較の中の日本の法曹制度」広渡清吾編『法曹の法社会学』（東京大学出版会、2003年）403～404頁参照。

て支えられていること⁶が指摘されている。「弁護士は、一方で法システムの機関として、社会における係争処理や犯罪処理が法的な原理に従って行われるように業務上努めるとともに、他方で社会を構成する個人や団体がその法的需要を充たし、法システムの保護を享受しつつ自己の利益を実現するのを助ける、という二重の役割を負う」⁷とされている。

そして、日本において、経済が急速的な発展に従って、公害などの社会問題が頻発され、市民運動も活躍されてきた。弁護士は公害・薬害訴訟、消費者訴訟、公共事業差止訴訟などの現代型訴訟⁸を通じて、「法システムと社会の接点」⁹として、「社会統合機能」¹⁰を働いている。それと同時に、弁護士の役割は日本における社会と法システムの激しい変化とともに、その範囲が拡大されている。弁護士の位置づけは独立な第三者として、法機関の一部にもかかわらず、市民社会の担い手になったのではないかと思われる。

しかしながら、日本における弁護士業の自治の特質に対して、中国における弁護士に対する管理体制は「両結合」という制度¹¹で運用されている。それにもかかわらず、弁護士業はさらに「党の指導」¹²の下で運用されている。党は行政権の他に、公権力の「二つ目の顔」として、弁護士業を統制している。弁護士の職業としての独立性と自治性は非常に少ないのである。そのため、法の実現過程において、弁護士団体の欠席の原因は、弁護士が職業として、国家の公権力¹³に依存性が強いとも言われる。さらに、弁護士業は公権力の統制によってパペット化になるのではないかと思われる。

⁶大野・前掲注4) 169頁。

⁷六本・前掲注2) 129頁。

⁸現代型訴訟について多数の文献があるが、その代表は田中成明『現代法理学』(有斐閣、2011年) 286～288頁、平井宜雄『法政策学(第二版)』(有斐閣、1995年) 6～8頁参照。

⁹六本・前掲注2) 129頁。

¹⁰六本佳平『法社会学』(有斐閣、1986年) 291頁。

¹¹中国弁護士法4条、43条1項によって、「司法行政部門は本法により弁護士、法律事務所、弁護士協会に対して監督、指導する」、「弁護士協会は社会団体の法人であり、弁護士の自律組織である」ことが規定される。さらに、中華全国弁護士協会章程2条、4条によって、「中華全国弁護士協会は弁護士、法律事務所により構成している社会团体法人であり、全国的な弁護士自律組織であり、法律により弁護士に対して管理する」、「本会は同級の司法行政部門に監督、指導されている」ことが規定されている。つまり、中国における弁護士は弁護士協会に管理されるだけでなく、司法行政機関も管理されている。

¹²本文において、中国共産党は党と略す。国家に対する「党の指導」〔党的領導〕は憲法序言で規定された。「党の指導」〔党的領導〕の訳語は坂口一成『現代中国刑事裁判論』(北海道大学出版会、2009年) 5頁を参照し、党による指示、指揮、リーダーの意味である。

¹³中国弁護士法4条、43条1項によって、「司法行政部門は本法により弁護士、法律事務所、弁護士協会に対して監督、指導する」、「弁護士協会は社会団体の法人であり、弁護士の自律組織である」ことが規定される。さらに、中華全国弁護士協会章程2条、4条によって、「中華全国弁護士協会は弁護士、法律事務所により構成している社会团体法人であり、全国的な弁護士自律組織であり、法律により弁護士に対して管理する」、「本会は同級の司法行政部門に監督、指導されている」ことが規定されている。つまり、中国における弁護士は弁護士協会に管理されるだけでなく、司法行政機関も管理されている。

2 本稿の課題

第1は、中国における弁護士のあり方は如何なるものなのか、弁護士に対する統制体制の構造は如何なるものなのか。具体的に、①弁護士と権力との関係が如何なる状況なのか、弁護士に対する統制体制は如何に構成され、運用されているのか。②権力はどのような方法を通じて弁護士業をコントロールしているのか。すなわち、弁護士業の実態を客観的に解明したい。

第2は、権力はなぜ、弁護士業をコントロールするのか。

第3は、弁護士のあり方と法システムとの相互関係は如何なるものなのか。

要するに、上記の弁護士のあり方を踏まえて、統制されている弁護士業は法システムにどのような影響を与えるかを明らかにしたい。

3 本稿の構成

以上の課題を解明するために、本稿は以下の順で考察を進めていく。

第1章では、弁護士統制体制の沿革に対する整理を通じて、弁護士統制制度を対象とし縦断的に考察する。

第2章では、従来の〔両結合〕統制体制を再考察する上に、党、司法行政機関、弁護士協会及び法律事務所による四重統制体制を析出する。また、共産党による政治的統制、司法行政機関による行政的統制、弁護士協会による集团的統制及び法律事務所による日常的統制への検討を通じて、四重統制体制のメカニズムを解明する。

第3章では弁護士に対する恒常的な監視、牽制システムとしての弁護士年度考課制度に焦点を当てて、検討する。

第4章では弁護士に対して、司法行政機関による行政処罰と弁護士協会による協会処分に分けて、中国における弁護士の懲戒制度を明らかにする。

第5章では弁護士に対する刑事罰による統制の手法を検討する。

第6章では弁護士の体制内化を通じて、弁護士業と公権力との関係を明らかにする。

終章では中国における弁護士に対する統制体制の構造を解明する。その上に、このような統制体制が形成される要因を試みる。さらに、統制されている弁護士業は司法システムに対して、いかなる影響を与えるのかを究明する。

4 先行研究の検討

本論文の先行研究は、中国における弁護士業について中国語と日本語の文献に分けて、それぞれを紹介する。

(1) 中国法において、中国の弁護士業に関する先行研究を整理する。

現在、中国において弁護士業に関する研究は「二つの研究グループ」〔二陣営説〕¹⁴がある。すなわち、〔二陣営説〕というのは法理学と訴訟法学という二つの視点から論じたものである。具体的には、〔法理学陣営〕¹⁵は「法理学の学者」あるいは「憲政を支持する者」の身分を有する研究団体である。〔訴訟法学陣営〕¹⁶は訴訟法あるいは他の法律科目を基礎とする「弁護士への研究」〔律師学研究〕である。両方は異なる問題意識と研究方法に基づいて弁護士業を研究しているのである。しかしながら、この二つのグループの研究は次のような問題点を抱えている。

第1に、現存の分類の方法は訴訟法学に関する研究と〔律師法〕に関する研究を区別していない。また、〔社科法学〕¹⁷が学際的な問題意識に基づいて、実証的研究の方法を用いて論証を行うものである。

第2に、各論説は中国における弁護士管理制度に関する問題点に触れたが、〔両結合〕という管理制度の運用と共産党による弁護士業への指導の構造に言及しなかった。よって、中国における弁護士管理制度の全体像は必ずしも明らかとはいえない。第3に、現代中国における弁護士の役割と位置づけも十分に解明されず、弁護士業と司法システムとの関係が不明確のままである。

(2) 日本法において、中国の弁護士業に関する研究を検討する。

第1に、鈴木賢氏の論証¹⁸は、中国の弁護士の特徴をコンパクトにまとめていた。その

¹⁴尚立娜＝李学堯「律師職業研究的跨学科図景」蘇力主編＝李学堯執行主編『法律和社会科学第13卷』（法律出版社、2014年）176頁。

¹⁵代表の学者は季衛東、霍憲丹、朱景文、孫笑俠、張志銘、賀衛方、葛洪義、張文顯、王人博など。季衛東「法律職業的定位——日本改造権力結構的实践」『中国社会科学』1994年2期63～86頁、孫笑俠『法的現象と観念』（山東人民出版社、2002年）、賀衛方『司法的の制度と理念』（中国政法大学出版社、1999年）、蘇力＝賀衛方主編『20世紀的中国：學術与社会（法学卷）』（山東人民出版社、2001年）、張文顯＝信春鷹＝孫謙主編『法律職業共同体研究』（法律出版社、2002年）など参照。

¹⁶代表の学者は徐静村、王進喜、謝佑平、肖勝喜、陳衛東、李本森、許身健などである。代表の研究は謝佑平『社会秩序与律師職業』（法律出版社、1998年）、肖勝喜『律師職業道德与執業紀律』（中国政法大学出版社、1996年）、嚴軍興『政府律師制度研究』（群衆出版社、2002年）、章武生『中国律師制度研究』（中国法制出版社、1999年）、陳衛東『3R視角下的律師法制建設』（中国檢察出版社、2004年）など参照。

¹⁷社科法学（law and social sciences または social sciences of law）とは学際的な研究あるいは学際的な知識を通じて法学問題を研究するものである。代表的研究は以下のようなものがある。徐滌宇＝侯猛＝尤陳俊＝陳柏峰＝成凡＝李学堯「社科法学六談」蘇力主編＝李学堯執行主編『法律和社会科学（第13卷）』（法律出版社、2014年）311～343頁参照。代表の研究は劉思達『割拠的邏輯：中国法律服務市場的生態分析』（上海三聯書店、2001年）、劉思達『失落的城邦——当代中国法律職業變遷』（北京大学出版社、2008年）、程金華＝李学堯「法律變遷的結構性制約——国家、市場与社会互動中的中国律師職業」中国社会科学2012年7期101～122頁。

¹⁸鈴木賢「中国の法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』（東京大学出版会、2003年）343～384

内容は、弁護士制度を弁護士の地位、資格、執務許可、管理権限、懲戒処分、弁護士協会、及び外国人弁護士といった項目から紹介していた。特に、「弁護士協会は社会団体法人とされ、弁護士の自律的組織であるとされるが、先述のように司法行政との分離は完全には終わっていない（〔合署辦公〕という）のが現状である」¹⁹ということが指摘されていた。

第2に、高見澤磨氏、鈴木賢氏の文章²⁰は弁護士制度の歴史的概観、弁護士執業証書（年検）問題、弁護士の種類と地域偏在、弁護士事務所の形態、また、弁護士自治への遠い道のりを整理していた。この中ではいくつかの中国弁護士管理制度に関する肝心な問題が指摘されている。その内容は以下のものである。①中国における弁護士管理制度は〔年検〕という手法を通じて、弁護士を統制している。②弁護士事務所の形態の部分について、弁護士事務所において党の組織が設けられることが注目されている。すなわち、「弁護士事務所がどんどん民営化されるに伴い、逆に党のコントロール体制を調整する必要に直面しているのである。」²¹と指摘されている。③「現在、弁護士業に対する管理は司法行政機関と弁護士協会による〔両結合〕が行われていることは前述した通りである」²²という指摘が注目されていた。ならびに、「弁護士協会の自立化と党組織の設置というアンビバレンス」²³という問題も提起されていた。

第3に、浅井正氏も中国における弁護士像の解明を内容とする三部作²⁴を書いていたのである。その中身を見ると、三つの課題が指摘されていた。すなわち、①「中国の弁護士——その特色と課題」において、1902年から1992年までの中国の弁護士制度の特色と課題に基づいて、中国の弁護士像が描かれていた。②「中国の新弁護士法と今後の課題」において、1996年の弁護士法の特色が紹介・分析されていた。ならびに、「公正・公平な裁判制度の確立」「管理の厳正と在野精神に育成」「地域格差への対応」という三つの今後の課題も挙げられていた。③「現代中国の律師（弁護士）像」において、1996年から2008年の『法制日報』の記事を素材として分析を加えられ、中国の律師（弁護士）像を探求されていた。その上に、②に述べた三つの課題について新たな資料を通じて考察・解明されていた。

しかしながら、先行研究については以下の三つの不十分なところがあると考えられる。

第1に、先行研究の内容は古いし、使用の資料も偏っている。なぜならば、中国における弁護士業の発展が急速であるため、先行研究の資料は職業の新たな変化に応じてその現

頁参照。

¹⁹鈴木・前掲注18) 370頁。

²⁰高見澤磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か——統治の道具から市民の権利へ』（岩波書店、2010）168頁～178頁参照。

²¹高見澤ほか・前掲注20) 177頁。

²²高見澤ほか・前掲注20) 177頁。

²³高見澤ほか・前掲注20) 178頁。

²⁴浅井正「中国の弁護士——その特色と課題」中国研究月報543～547号（1993年）、浅井正「中国の新弁護士法と今後の課題」法律時報69巻3号51～56頁、浅井正「現代中国の律師（弁護士）像」夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』（京都大学学術出版会、2011年）566～818頁参照。

状の解明に追いつかないと思われる。また、中国における「マイクロブログ」〔微博〕の発展に伴って弁護士業に関する素材も豊富になってきた。よって、浅井氏の論文は単に「法制日報」という記事だけに頼って職業の実態を解明するのが難しいと考えられる。

第2に、中国における弁護士業に関する研究は重要な問題を指摘していたが、その実態が実証という手法で解明していないし、背後にある要因も深く検討されなかったと思われる。

第3に、日本法の理論を用いて、中国における弁護士業の現状を解釈することができないと考えられる。具体的には、浅井氏の論文が日本の「在野精神」というモデルを用いて中国における弁護士業を解釈することは、中国の現状に合わないと考えられる。

5 本稿の意義

以上の先行研究の検討に基づいて、本稿は以下の点をあげて学界に貢献できるのではないかと考えられる。

第1に、日本では中国における弁護士に対する統制体制の現状を明らかにした先行研究は存在しない。そのため、中国における弁護士像がはっきりと描けない。本稿は歴史的・実証的な研究で弁護士に対する統制体制の現状を明らかにすることによって、権力者は弁護士業を統制する背景を解明できると考えられる。

第2に、上記の弁護士統制の現状を明らかにした上に、統制されている弁護士業は司法システムにどのようにして、影響を与えているのかを解明することができる。また、統制されている弁護士業による司法システムへの影響を検討することを通じて、中国における弁護士像のあり方と役割についてさらなる理解を獲得することができると考えられる。

第1章 弁護士統制体制の沿革

本章では、中国における弁護士統制制度（以下では、「弁護士統制制度」と称する。）の沿革を概観する。弁護士統制制度の沿革²⁵について、まずは建国初における政策適用される時期（1949年～1959年）、次は弁護士暫定管理条例が適用される時期（1982年～1997年）、最後は弁護士法が適用される時期（1997年～）に分けて、三つの歴史的段階を経て今日に至っている。それらの時期に照らしながら、以下では弁護士に関する性質と任務及び資格の取得、弁護士協会の管理権限、法律事務所の形態などについて検討する。ゆえに、このような検討を通じて、弁護士統制体制がどのように変容されてきたのか、また、弁護士管理制度の現状がどのように構築されたかを明らかにする。

第1節 建国初における政策が適用される時期

新中国の弁護士に関する制度は国民党の法体制が終わってから立ち上げられた。1949年2月、「国民党の六法全書を廃止することと解放区の司法原則を確定することに関する指示」〔關於廢除國民黨的六法全書與確定解放區司法原則的指示〕によって、国民党の六法全書が廃止された。その後、1949年9月において、臨時的な憲法としての中国人民政治協商會議共同綱領の17条に「国民党の反動政府によって、すべての人民を圧迫する法律、法令及び司法制度を廃止し、人民を保護する法律、法令を制定し、人民司法制度を建てる」と定められていた。それゆえに、国民党政府の弁護士制度が廃止されたのである。

こうした状況の中に、1950年7月、中央人民政府政務院から発された人民法廷組織通則6条に「県（市）人民法廷及びその支部が裁判する際に、被告人が弁護及び他人を依頼するという弁護の権利は保護される。しかしながら、被告人が委任する弁護人が法廷によって認定されてから、弁護の権利を有する」と規定される。また、同年12月に中央人民政府は「閹弁護士の取締まり及び訴訟ゴロ事件に関する通報」〔關於取締黑律師及訴棍事件的通報〕を発し、弁護士の違法な弁護活動を停止させた。それと同時に、新しい弁護士制度の建設も進んでいた。その後、1954年7月、司法部が「法院組織制度を実験することに関するいくつかの問題の通知」〔關於試驗法院組織制度中幾個問題的通知〕に基づいて北京、天津、上海、重慶、瀋陽などの都市で弁護士制度を試みることにした。特に、当時の弁護活動の主役は刑事弁護人であるため、「公設弁護人」という名称を正式に用いていた。

²⁵中国における弁護士制度の歴史について、その分け方について、統一な基準はない。日本では中国の弁護士制度の歴史に関する研究は代表作が次のようなものがある。浅井正「中国の新弁護士法と今後の課題」法律時報69巻3号51頁、鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門〔第7版〕』（有斐閣、2016年）343～347頁、高見澤磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か』（岩波書店、2010年）168～178頁、鈴木賢「中国の法曹制度」『法曹の比較法社会学』（東京大学出版会、2003年）343～384頁参照。

さらに、1954年憲法の76条には、「被告人は弁護を受ける権利がある」と明記される。その結果、1956年に司法部が「弁護士業務を打ち立てることに関する指示伺いの報告」〔關於建立律師工作的請示報告〕で弁護士制度の枠組みを定められていた。このような動きによって、全国各地で弁護士協会も組織されていた。しかし、当時の弁護士は国家幹部「公務員」として業務を行っている。弁護士事務所は「法律顧問処」と呼ばれ、弁護士業務が再開された。とりわけ、1957年に全国で19個の省、市、自治区に弁護士協会あるいは準備機関が設置された。さらに、法律顧問処が817か所設立され、全職弁護士及び行政工作人員が2528人まで増加され、兼職弁護士は350人に上げられた²⁶。しかし、1957年から反右派闘争が始まったため、弁護士制度は厳しく批判されるようになった。最終的には、1959年までに弁護士の姿が消されていた。

このように、新中国における初めての弁護士制度の試みは失敗で終わった。そして、その後の20年間には、弁護士業が空白の状態に陥ることになる。

第2節 弁護士暫定条例が適用される時期

建国30年後、1979年7月1日に通過された刑事訴訟法には「被告人の弁護権利と弁護士が刑事訴訟の弁護活動に参加する」ことが規定されていた。また、同年7月に法院組織法が被告の弁護権利を守ることは人民法院の義務であることと規定されていた。このような背景の下で、弁護士制度は再び立ち上げられるように至った。とりわけ、弁護士暫定条例（以下、「暫定条例」と省略する）は1980年に制定され、1982年により施行された。本条例によれば、「暫定条例の公布は中国における弁護士制度の発展史の一里塚である。それは中国における民主法制の建設の重要なステップである。弁護士制度が法制化・制度化になるための標示とも言える」²⁷とされている。そこで、1982年末、およそゼロからスタートとされた弁護士業は全国において、法律顧問所が2350所、弁護士が12114名までに倍増された。その中に、全職弁護士が8584人であり、兼職弁護士が3530人である²⁸とされていた。

上述した暫定条例には弁護士に関する性質、管理権限、弁護士の資格、法律事務所の形態などの事項が規定されていた。こうした規定に基づいて実務において、弁護士法の役割として活発的に運用されていた。こうした時期においては中国弁護士管理体制の特徴については以下の通りに要約することができる。

²⁶孔慶雲＝王欣新「新中国律師制度的回顧與展望」法律學習与研究1987年6期2頁参照。

²⁷孔ほか・前掲注26)3頁。

²⁸孔ほか・前掲注26)3頁参照。

1. 弁護士の性格と任務

弁護士の性格は「国家の法律工作者」（暫行条例 1 条）という特質がある。すなわち、弁護士の身分は「公務員」と規定される。また、「これは中国社会がいまだに国家と社会が高度な一元化の社会である。すなわち、国家の公権力が極度に発達し、民間の私権が国家の公権力に依頼・付属している」²⁹がされる。

弁護士の任務は国家機関、企業事業単位、社会团体、人民公社と公民に対して法律の援助を提供し、法律の正しい執行を守り、国家、集体の利益及び公民の合法的な權益を守る（暫行条例 1 条）と規定される。この任務によって、弁護士業の任務が統治の道具として位置付けされることができる。また、弁護士の位置付けは、国家あるいは公権力が弁護士業に対し、打ち出す政策を理解する基礎ではないかと考えられる。

2. 弁護士協会と管理権限

弁護士協会は弁護士の合法的權益を守り、業務経験を交流し、弁護士業務を促進し、国家法律工作者の間の連絡を促進するために設立される。弁護士協会は社会团体である。組織章程は弁護士協会によって規定される（暫行条例 19 条）。そして、1984 年 10 月 8 日に司法部によって「弁護士業務を強化、改革することに関する意見」〔關於加強和改革律師工作的意見〕が配布された。その中には、「弁護士協会は群衆的組織〔群衆性組織〕である。その主な任務は司法庁（局）の直接的指導の下で党の路線、方針、政策と国家の法律に基づいて、弁護士の思想政治と職業倫理教育を強化し、弁護士の合法的權益を守り、弁護士業務の経験を総括・交流することである。また、弁護士執業に資料、案内のサービスを提供するのである」といった内容が定められる。

1986 年に中華全国弁護士協会は全国組織として発足された。会長が司法部長によって兼務された。1987 年、北京に全国第 1 回弁護士代表大会が開かれた。この代表大会では中華全国弁護士協会の章程が通過され、全国弁護士協会が正式に成立された。弁護士協会も司法行政機関内部に設けられ、役人〔幹部〕は司法行政機関のリーダーによって兼務されている。「弁護士協会は組織として、人事養成〔組織建設〕にしても、法律の授権にしても役を立てる組織システムと能力を備えられないものである」³⁰とされる。

この時期に、弁護士業に対する管理制度は完全に「行政型管理体制」³¹と呼ばれる。すなわち、完全に司法行政機関によって管理されている。また、弁護士自治の原則は完全に否定される状態である。

²⁹張志銘「回眸和展望：百年中国律師的發展軌跡」国家檢察官学院学報 2013 年 1 期 130 頁。

³⁰王進喜「中国律師法的演進及其未来」西部法学評論 2008 年 4 期 31 頁。

³¹王・前掲注 30) 30 頁参照。

3. 弁護士の資格

70年代末の中国には、文化大革命の混乱を経て法律界が法律教育の空白から再建されるようになった。そのため、弁護士になる条件が低いし、管理機関の審査権限も高い水準である。

具体的には、暫行条例で一般的な要件は「中華人民共和國を愛し、社会主義制度を擁護し、選挙権と被選挙権を有する公民」であると規定される。その他に、特定の条件は暫定条例8条によって以下の四つの要件が規定されている。すなわち、①高等学校の法学専修の短大卒以上の学歴を有し、及び2年以上の司法、法律教育あるいは法学の研究を行う。②法律専門の研修を受け、人民法院で裁判のこあるいは人民検察院で検察のこを担当することがあった。③高等教育を受け、3年以上の経済、科学などの業務を行う。本専門及び本専門に関する法律、法令を熟知する。さらに法律専門の研修を受け、弁護士業務に適合する。④他の本条例の①あるいは②で挙げられた人員の法律専門のレベルに達する。さらに、高等学校の文化レベルも備え、弁護士業務に適合する。

前述の要件を満たし、考課〔考核〕を合格する場合には、弁護士資格を取得できるのである。その際に、全国的な統一試験は存在しないのである。そこで、省、自治区、直轄市の司法庁（局）の審査によって、批准される場合には、弁護士執業証書が配られ、同時に司法部に報告〔備案〕されるのである。

1986年から弁護士試験制度が実施された。最初2年ごとに1回実施され、1993年から毎年も実施されることになった。試験を通じて、弁護士になる条件を高められるようになった。弁護士試験は弁護士業のプロフェッショナル化の一步を踏み出したものであると考えられる。

4. 法律事務所の形態

弁護士が業務を行う機関は法律顧問処であり、非営利性事業団体〔事業単位〕である。それは国家の司法行政機関によって統制・指導され、かつ監督される（暫行条例13条）。法律顧問処が国家の経費で運営され、完全に司法行政機関によって管理される。

法律顧問処が1984年から法律事務所という名称にかわった。1988年以前に法律事務所は全て国家の下で運営された。しかしながら、1988年共産党14期3中全会が提出された「社会主義市場経済体制を打ち立てる問題に関する若干の決定」〔關於建立社会主義經濟体制若干問題的決定〕で法律事務所が社会仲介組織の性質に変わるようになった。それに従って、弁護士と法律事務所は国家機関から分離し始まった。

そして、1988年から事務所の形態から見ると国有事務所のみならず、団体所有制の合作制事務所も容認された。合作制事務所は公務員の身分を持たず、3名以上の全職弁護士

が自らの意思で集まるものである。また、財政から経費も得ずに、自ら共同の出資による運営・決済することが求められる合作制事務所が試行された。

その後、1993年からパートナーシップ的事務所が試行的に始まった。パートナーシップ的事務所とは組合契約に基づいて司法行政機関から許可を受け、パートナー弁護士が出資することで設立されるものである。パートナー弁護士は事務所の所有者と経営者であり、収益がパートナーの間で出資割合によって分配されるのである。そして、パートナー弁護士は法律事務所の債務に対して、無限責任を負うべきである。

弁護士業の発展に従って、法律事務所の形態も多元化になった。

第3節 弁護士法が適用される時期

1996年5月15日に制定された弁護士法（1997年1月1日から施行、以下「96年法」と略す）ははじめての弁護士法として、弁護士制度の一里塚といっても過言ではないと考えられる。その後、弁護士法は3回の改正³²を通じて、現在の弁護士法体系の基本的な枠組みが形成されつつある。この部分では2段階を分け、1996年弁護士法と2007年の弁護士法改正によって、弁護士管理体制の変化を明らかにする。

1. 1996年弁護士法段階

1996年弁護士法は暫定条例の実施から変動していた制度が法律上で追認された。

(1) 弁護士の性質と管理権限

まず、弁護士の性質は「法律によって弁護士執務証書を取得し、社会のために法サービスを提供する業務従事者である」（96年法2条）に改められた。80年代からの法律事務所の形態が多様化になるにつれて、「国家工作者＝公務員」という身分は完全に弁護士が表れなくなった。したがって、業務特徴³³の視点から弁護士の性質は「法サービスの提供者」に変化し、弁護士の身分が明らかにされた。

第2に、弁護士協会の性質は「社会団体法人であり、弁護士の自律的組織である」（96

³²第1回目は2001年12月に、9回全国人民代表大会常務委員会25回会議で改正され、2002年1月1日から施行された。改正の内容は2002年から弁護士試験が廃止され、統一司法試験が始まった。司法試験の受験条件が「法学専修の短大卒以上の学歴」から「法学部卒以上」に変わった。第2回目は2007年10月、10回全国人民代表大会常務委員会30回会議で改正され、2008年6月1日から施行された。第3回目は「全国人民代表大会常務委員会が中華人民共和国律師法に関する修正の決定」によって修正され、2013年1月1日から施行されることになった。改正の内容は弁護士法の第4章（弁護士の業務と権利、義務に関する）の部分を修正したものである。現行の弁護士制度の枠組みを決定するのは主に1996年の制定と2007年の改正であると思われる。そこで、この部分の検討は二つの段階に分けて議論する。

³³周塞軍「中国律師制度的新發展」人大工作通信1996年13期17頁参照。

年法 37 条) と規定された。また、「弁護士協会の章程は全国会員代表大会で統一に制定され、国务院司法行政機関まで登録すべきである」(96 年法 38 条) も強調される。国务院司法行政機関は弁護士法によって弁護士、法律事務所、弁護士協会に対して監督・指導を行う(96 年法 4 条)。すなわち、「司法行政機関による弁護士に対する監督、指導」と「弁護士協会による協会管理」の「両結合」という弁護士管理制度に変わった。「両結合」という管理制度は暫定条例時代に完全的な行政管理と比べると、弁護士協会が会員弁護士に対する部分の懲罰権を獲得する。しかしながら、「司法行政機関の監督・指導と弁護士協会の職業管理を結ぶ管理体制の指導理念は明確である。しかしながら、司法行政機関と弁護士協会の間で権限の限界は弁護士法によって明確に規定されない」³⁴。「両結合」の管理体制は弁護士業の枠組みが決定されたが、両者の権限の不明確な状態は続けられていると考えられる。

(2) 弁護士の資格と執業証書

1979 年、弁護士制度が再建されてから 1986 年 8 月まで中国における弁護士の資格制度は審査制³⁵とは言える。1986 年 8 月から全国統一の弁護士試験を通じて、弁護士資格が取得されることができるようになった。1996 年弁護士法には法律上で「試験が主であり、審査が補である」という方法が確定された。

したがって、受験資格は①高等学校の法学専修の短大卒以上の学歴あるいは②それと同等の専門性を備えている者及び③高等学校の他専門学部卒以上の学歴を有する者は弁護士資格試験に受かる場合には、国务院司法行政機関によって弁護士資格が授与される(96 年法 6 条 1 款) と規定される。それに対して、例外の条件は①高等学校の法学部卒以上の学歴を持ち、法律研究、教育など専門業務を行い、及びに助教授以上の職位を有する。②それと同等の専門性を備えていることが規定される。このような場合には国务院司法行政機関に弁護士業を行うことを申請することで、許可によって、弁護士資格が授与される(96 年法 7 条) と定められた。

すなわち、96 年法には弁護士試験制度が弁護士になる条件の原則として追認される。例外として、法的条件を満し、司法行政機関の審査を合格する場合には、弁護士資格も獲得できるのである。この側面からみると、中国における弁護士プロフェッショナル化の程度はいまだに高くないと思われる。

それにもかかわらず、弁護士資格と執業証書を分離させるため、96 年法においては弁護士執業証書の申請条件と手続も規定される。すなわち、①弁護士資格を有する。②法律事務所に一年間で研修した。③品行が優れる条件を満たす場合には、弁護士執業証書が申

³⁴王・前掲注 30) 32 頁。

³⁵張耕編『中国律師制度研究』(法律出版社、1998 年) 100 頁参照。

請できる（96年法8条）ことである。一方で、禁止要件として①無民事行為能力あるいは制限民事能力である。②刑事処罰を受けられた（過失犯罪を除く）。③公職が解任されあるいは弁護士執業証書が取消された場合（96年法9条）には弁護士執業証書が授与できないことが規定された。

弁護士執業証書を申請する際には、省、自治区、直轄市以上の人民政府司法行政機関の審査を通じて、条件を満たす場合には、申請を受けた日から30日以内に弁護士執業証書が授与されるべきである。条件を満たさない場合には、弁護士執業証書を授与せずに、申請を受けた日から30日以内に書面で申請人を通知すべきである（96年法9条）。そして、救済の方法も定められる。弁護士執業証書を授与しない場合には、申請人が通知書をうけてから15日以内に、行政複議あるいは行政訴訟を提起すること（96年法48条）を通じて自分の権利を守る。

さらに、1996年、司法部の弁護士執業証管理辦法によって、弁護士執業証書が毎年も考課〔年検〕されなければならない。司法行政機関は執業証書の考課を通じて、弁護士に対して直接的な管理手段として利用される。

(3) 法律事務所の形態と設立

96年法では法律事務所の設立条件が規定される。国家出資の国有事務所の他に、さらに80年代から試行された合作制とパートナーシップ制事務所の組織形態も追認される。国有事務所と合作制事務所はその法律事務所の全ての財産の範囲で債務に責任を負う（96年法16条、17条）。パートナーシップ制事務所で、パートナー弁護士が法律事務所の債務に対して無限責任と連帯責任を負う（96年法18条）。

法律事務所の位置づけは弁護士の業務機関であると定められた。法律事務所の設立条件は①自分の名称、住所と章程が備えている。②10万以上の人民元の資産を有する。③弁護士法に適合する弁護士が備えている（96年法15条）というように規定された。法律事務所の設立を申請し、法律事務所の分所を設立し、あるいは法律事務所の名称、住所、章程、パートナーを変更し、事務所を解散する場合には、省、自治区、直轄市以上の人民政府の司法行政部門によって審査されることが必要である（96年法19、20、21条）。

要するに、法律事務所の形態は多様化のようになったが、司法行政機関の審査は未だに厳しい状況ではないかと思われる。

(4) 弁護士の権利

弁護士の利益を守るために特に、弁護士の権利の規定も強調される。

弁護士が訴訟活動に参加する際に、訴訟法律の規定によって、本案件に関する書類を収

集・査閲できる。人身自由に制限される者に接見・通信し、法廷に出席し、訴訟を参加し、及び訴訟法律で規定される他の権利を有する。弁護士は訴訟代理人あるいは弁護人を担当する際にその弁論あるいは弁護の権利が法律により保護されるべきである(96年法30条)。弁護士が法律業務を行う時に、関連する単位あるいは個人に認められるなら、状況を調査する(96年法31条)。依頼人が依頼する事項が違法である場合にはあるいは依頼人が弁護士のサービスを通じて、違法活動を行うあるいは依頼人が事実を隠蔽する場合には弁護士が弁護あるいは代理を断る権利がある(96年法29条)。

2. 2007年改正の弁護士法段階

2007年に弁護士法(以下、「07年法」という)は全面的に改正され、旧法採択後の制度変動が再び追認された。

(1) 弁護士の性質と管理権限

2007年の弁護士法2条に弁護士の性質は「法に基づいて、弁護士執業証書を取得し、委任もしくは指定を受け、当事者のために法サービスを提供する業務従事者」といった内容になったことである。弁護士と委任者の関係と当事者のために法サービスを提供することが強調される。弁護士の役割に対する理解は変わるようになった。

弁護士に対する管理制度は「両結合」という制度が続けられている。弁護士協会の性質は社会团体法人であり、弁護士の自律的組織である。

(2) 弁護士の資格と執業証書の許可

弁護士になる条件に関する例外規定においては「高等学校の法学学部以上の学歴を持ち、法律研究、教育など専門仕事及びに高級の職名あるいは同じな専門レベルの人員」(07年法7条)から「高等学校の法学学部以上の学歴を持ち、法サービス人員が非常に不足の領域に専門の仕事を5年行い、及びに高級の職名あるいは同じの専門レベル、さらに相応の法律専門知識を持ち人員」になった。例外の範囲が厳しく限定され、弁護士になる条件がプロフェッショナル化により一步を進めた。

弁護士執業証書を申請する手続は申請の受理と審査が分けられた。審査機関は「省、自治区、直轄市以上の人民政府司法行政部門で審査を受ける(02法11条)ことから「区を設けた市級あるいは直轄市の区人民政府司法行政部門で申請を提出すること(07年法6条)になった。また、申請を受ける部門が審査した後に審査の意見と全部の申請資料を省、自治区、直轄市人民政府司法行政部門に報告すること(07年法6条)になった。提出す

る資料も弁護士協会からもらった申請人の研修審査合格の資料を提供された。

この点も弁護士協会が弁護士執業資格に対する管理を強化すると思われる。

(3) 法律事務所の形態

2007 年弁護士法に合作制法律事務所の規定が取消され、パートナー制法律事務所が有限責任という形で規定される。具体的には、パートナー性法律事務所は普通パートナーあるいは特殊パートナーの形式で成立されることができる（07 年法 15 条）。特殊パートナー³⁶とはパートナーが業務活動で故意あるいは重大な過失によってパートナー企業の債務に対して無限責任あるいは無限連帯責任を負い、他のパートナーがパートナー企業の割合によって責任を負う法律事務所である。特殊パートナー性法律事務所も中国の法律事務所の形態の新たな試みである。

そして、個人法律事務所が設立される場合には、14 条の規定を満たす他に、設立人が 5 年以上の業務キャリアの弁護士はずである。設立人が法律事務所の債務に対して無限責任を負うべきである（07 年法 16 条）と規定された。この条文には中国において、初めて個人法律事務所が法律上に認可された。

(4) 弁護士の権利

1996 年の刑事訴訟法と弁護士法で弁護士の権利に関する規定が十分ではない。そのため、実務においては弁護士が三つの業務活動が難しく、いわゆる「三難」³⁷といわれる。この問題を解決するために、07 年法に弁護士権利に関する部分が重大に改正される。

第 1 に、弁護士は被疑者と接見する権利〔接見権〕がある。

被疑者は偵査機関に第 1 回に取調べあるいは強制措置をとられた日から依頼される弁護士は弁護士執業証書、法律事務所の証明と依頼書あるいは法律援助証明を持ち、被疑者、被告人に接見できて、案件の状況を了解する。弁護士は被疑者、被告人に接見する際に監視・盗聴〔監聴〕してはならない（07 年法 33 条）。

第 2 に、訴訟に関する書類を閲覧する権利〔閲覧権〕がある。

弁護士は審査起訴の日から案件に関する訴訟文書及び案件の書類を査閲・抜粋・コピーする権利がある。依頼される弁護士は人民法院に受理された日から案件に関する全部の書類を査閲・抜粋・コピーする権利がある（07 年法 34 条）。

第 3 に、案件に関する証拠物を採取する権利〔調査取証権〕がある。弁護士は案件の必

³⁶王進喜『律師与公証制度〔第 2 版〕』（中国人民大学出版社、2013 年）55 頁。

³⁷「三難」というのは弁護士が容疑者と接見すること、訴訟に関する書類を閲覧すること、また、案件に関する証拠物を採取することといったものが難しいのである。

要によって人民検察院、人民法院に証拠調べを申請できて、あるいは人民法院が証人に法廷に証明させることを通知する。弁護士は自分で証拠を調べる際に弁護士執業証書、法律事務所の証明を持ち、関連する単位あるいは個人に証拠を調べることができる（07年法35条）。

第4に、弁護士は法廷に発表した弁護意見が法律の責任を負わない。しかし、国家安全を危害し、悪意に他人を誹謗し、嚴重に法廷秩序を乱す言論を発表してはならない（07年法37条）。

しかしながら、弁護士法が改正された。一方で、刑事訴訟法に関する条文が改正されなかった。そこで、法律を適用する際に、法律規定の間で衝突する³⁸ことになった。そのため、弁護士法の適用が実務においては制限³⁹された。また、弁護士の権利を侵害する法律責任と権利の救済手続きも規定されなかったから、実際に弁護士の保護はあまり進まないと思われる。

以上の弁護士管理制度の沿革によって、中国における弁護士業の沿革は非常に公権力の意志に依存されることである。従って、弁護士業は公権力が設置された枠組みにおいて運用しすぎるのであろう。

³⁸法律条文の衝突に関する問題は全国人大法律工作委员会の意見が改正した弁護士法による執行すべきであると答えられた。孫継斌「新律師法与刑訴法衝突人大法工委：按修訂後律法執行」（法制網：http://www.legaldaily.com.cn/misc/2009-03/07/content_1049188.htm、最終アクセス日：2015年11月16日）参照。関連する議論は汪海燕「一部被折扣的法律」政法論壇2009年2期91～99頁、樊崇義＝馮挙「新律師法的實施及其与刑事訴訟法的銜節」中国司法2008年5期18～22頁参照。

³⁹黄京平＝時延安＝徐俊馳「負重的前行：律師法与刑弁律師權利的地方化實踐」中国司法2011年5期62～66頁参照。

第2章 現行の弁護士統制システム

前章では弁護士統制体制の沿革を考察した上に、四重統制システムの構成と統制の実態を具体的に明らかにする。

第1節 総説

新中国の弁護士制度は建国初の改革期の後に、長期的な空白期になってしまう。1982年弁護士暫定条例によって適用されてから弁護士は完全に司法行政機関によって単一的に統制されている状態である。すなわち、単一統制体制である。その後、1993年国務院によって批准された「司法部の弁護士工作改革に関する深く改革する法案」〔司法部關於深化律師工作改革的法案〕（以下に、「93年改革法案」と略す）には弁護士管理体制の目標が設定されている。司法行政管理と弁護士業管理と合わせる管理体制として定められた。すなわち、両結合統制体制である。

具体的には、弁護士業に対する管理主体は二つある。一方で各級の司法行政機関が政府の部門として、公共利益のために、弁護士の業務行為を規制し、弁護士業に対して管理を行っている。司法行政機関は公権力の代表として、弁護士業に公権力の意思を伝え、統制の主体である。他方で弁護士協会は弁護士が職業としての利益を守るために、弁護士に対して管理することを行う。つまり、二つの管理主体が弁護士に対して管理することを行うのは、いわゆる弁護士業に対する〔両結合〕という管理体制である。1996年弁護士法に司法行政機関は本法によって弁護士、法律事務所と弁護士協会に対して監督、指導する（弁護士法4条）ことが規定されていた。すなわち、〔両結合〕という統制体制が確立されていた。

要するに1982年から、中国においては弁護士に対する管理体制は単なる司法行政機関の管理から司法行政機関と弁護士協会が共同に管理する体制⁴⁰まで変わるようになった。弁護士に対する統制制度をめぐる研究は司法行政機関と弁護士協会によって統制される状況⁴¹を迫って進められている。

しかしながら、司法行政機関と弁護士協会の二つの管理主体の視点から中国における弁

⁴⁰ 弁護士管理体制の沿革に対する整理は三段階説と二段階説に分けられて、ここの分け方は二段階説に基づいて整理する。この問題に関する先行研究は青鋒『中国律師法律制度論綱』（中国法制出版社、1997年）511～526頁、張耕主編『中国律師制度研究』（法律出版社、1998年）266～270頁、章武生『中国律師制度研究』（中国法制出版社、1999年）101～106頁、李本森編『中国律師發展問題研究』（吉林人民出版社、2001年）266～271頁参照。

⁴¹ 弁護士管理体制について多数の研究があるが、論文の代表として、司麗「中国律師行業管理体制研究」河北法学2004年2期114～117頁、嚴本道「論我國律師管理体制的改革」理論月刊2003年4期82～84頁、季麗枝＝王笑娟「進一步規範和完善兩結合管理体制的思考」中国司法2004年1期41～43頁参照。また、青・前掲注44）511～550頁、張・前掲注40）266～282頁、章・前掲注40）94～119頁、李・前掲注40）266～284頁参照。

護士業に対する統制体制の現状と実態を描くなら不十分であると考えられる。司法行政機関と弁護士協会の他に、党の指導と法律事務所の統制的役割も注目すべきではないかと思われる。その原因は以下のようなものである。

第1に、中国における弁護士業は党の指導によって統制される現状である。

すなわち、中国における党国一体の体制⁴²のため、権力は党と司法行政機関の「二つの顔」を備えているからである。「国家——社会」のモデルを通じて、国家という視点で行政機関の単一的な主体から弁護士業に対する影響を議論すると、党の強化にしたがって、党が弁護士業に対して統制することを見逃す可能性がある。

2008年3月、「弁護士業の党組織設置のことをさらに改善し続けることについての通知」〔中組部、司法部關於進一步加強和改進律師行業党的建設工作的通知〕組通字〔2008〕15号（以下、「2008通知」と略す）が下された。2008通知によって、弁護士業の党の建設の強化が提出されていた。そして、2010年9月17日、「司法部が弁護士工作を強化、改善することに関する意見」〔司法部關於進一步加強和改進律師工作的意見〕（中辦發〔2010〕30号）（以下、「2010意見」を略す）が転送されていた。弁護士に関すること、弁護士業の党組織設置のことが強調されていた。

その結果、2008年2月の段階では、全国の法律事務所に37.9%しか党組織を設置されていなかったが、2011年12月まで、全国の18235所の法律事務所の中には5000所あまりの法律事務所で単独に党支部を設置し、約27%を占め、8600あまりが聯合に党支部を2886所設置し、48%を占めた。そして、4500所あまりの党員がいない法律事務所に党建設工作の指導員、連絡員を派遣し、約25%を占めた。全国の党員弁護士の人数は2008年6月の4.4万人から2011年年末の6.3万人に増加した⁴³。9回全国弁護士大会は2016年3月30日に北京で開かれた。現在、全国業務弁護士の人数は29.7万人を超えて、党員弁護士が8.6万人であり、弁護士総数の28.96%を占めた。そして、3人が共産党の18大代表をつとめている⁴⁴。

従って、弁護士に対して党の指導が強化される現状を避け、弁護士に対する統制体制を検討すると、弁護士業の管理体制の構成と運用の実態を明らかにできないし、弁護士業の

⁴²中国における党と憲法、党と国家、党と司法の関係などについての議論は多数の文献があるが、代表的な中国語のものとして、蘇力「中国司法中的政党」『法律和社会科学（第一卷）』（法律出版社、2006年）256～284頁（日本語版は蘇力（朱蘇力）「(1) 中国の司法における政党」北大法学論集 58（3）379〔1445〕～417〔1483〕頁を参照）、強世功「中国憲法中的不成文憲法——理解中国憲法的新視角」開放時代 2009年12期 10～39頁、「中国憲政模式——巴克爾对中国「單一政党憲政國」体制的研究」中外法学 2012年5期 952～972頁、「白軻論中国的党国憲政体制」開放時代 2014年2期 30～36頁、「如何探索中国的憲政道路——对白軻的回應」開放時代 2014年2期 57～69頁、白軻（Larry Catá Backer）「強世功对不成文憲法以及中国憲政秩序的研究」開放時代 2014年2期 20～29頁、「創建發展一套健全的中国憲政理論-強世功有關中国憲政形式主義与合法性問題的論述」開放時代 2014年2期 37～56頁参照。また、日本語の代表的な文献は加茂具樹＝星野昌裕＝武内宏樹＝小嶋華津子『党国体制の現在——変容する社会と中国共産党の適応』（慶應義塾大学出版会、2012年）1頁以下参照。

⁴³趙大程「全面加強律師行業党的建設、為律師事業發展提供堅強有力的政治保障」中国司法 2012年7期 15頁参照。

⁴⁴劉耀堂「歴史的跨越——第9次全国律師代表大会記実」中国律師、2016年4期 15～19頁参照。

現状も解釈されることができないと考えられる。また、弁護士業は中国における法システムに対しての役割が解明されることができないと思われる。

第2に、法律事務所の管理に関する役割が強化されている現状である。

弁護士の所属事務所は単純な管理の対象であるのみならず、弁護士の日常的な管理を行う。つまり、管理者と管理対象の二重身分を備えている。

歴史からみて、暫定条例が適用されていた時期に弁護士は公務員として、国家の経費で運営されている法律顧問処（非営利性事業団体）に執務を行っていた。しかしながら、1988年から弁護士、法律事務所が国家機関からますます離れてきた。弁護士業の発展とともに、弁護士と法律事務所の数量が急速に増えてくる。そのため、司法行政機関と弁護士協会は法律事務所を通じて、間接的に多量的な弁護士を統制することを実現する。

2007年弁護士法23条、24条によって「法律事務所は業務管理、利益衝突審査、料金と財務管理、年度考課、档案管理などの制度を設立・改善し、弁護士が業務活動の中で職業倫理、業務紀律を守る状況に対して監督する」（弁護士法23条）、「法律事務所は毎年の年度考課の後で区を設けた市クラスあるいは直轄市の区人民政府司法行政機関に本事務所の年度業務状況の報告と弁護士執業考課の結果を提出すべきである」（弁護士法24条）が規定されていた。すなわち、弁護士法によって、法律事務所の管理的役割が規定されている。また、法律事務所は弁護士執業考課に関することは「法律事務所年度考課辦法」〔律師事務所年度檢查考核辦法〕（以下、「事務所考課辦法」）によって規定されている。

法律事務所に対する審査の内容は事務所考課辦法6条によって以下の内容が規定されている。すなわち、①弁護士チームを建設する状況、②職務活動を行う状況、③弁護士の執業の状況、④内部の管理の状況、⑤行政処罰、協会処分を受ける状況、⑥弁護士協会の会員義務を履行する状況、⑦省、自治区、直轄市の司法行政機関は必要があると認定する場合に審査すべきである他の事項ということである。

その中に、事務所考課辦法7条によって事務所考課辦法6条①弁護士チームを建設することが解釈されている。事務所考課辦法7条④弁護士の党組織設置の状況が提出される。また、事務所考課辦法8条は事務所考課辦法6条②職務活動を行う状況ということを解釈されていた。事務所考課辦法8条には③弁護士が重大事件、群体的事件を代理する状況を指導・監督することが強調されている。

要するに、党、司法行政機関および弁護士協会は法律事務所を利用して、弁護士に対して、日常的・基層的に管理・監督することを強化する。

第2節 共産党による政治的統制

本節では、弁護士業に対する党の指導の沿革、党組織設置の構成及び党による統制活動を通じて、党は弁護士業に対する統制の実態を明らかにする。

1. 弁護士業に対する党の指導の沿革

90年代から、司法部は弁護士業の党組織設置を重視し始めた。1995年全国司法庁(局)長会議に司法部部長の肖揚氏が弁護士の政治素質の問題を強調し、「わが国の弁護士は社会主義の法律工作者のため、必ず、強固な政治方向と政治立場を有すべきである」が指摘した。弁護士に対して、政治思想を指導するために、法律事務所の末端党組織を通じて、強化された。同年、司法部の党組織は全国弁護士協会の党組織総支部が所属する法律事務所の組織を管理し、1名の全職の党务工作者によって具体的な管理を行うことを決定した。2008年3月、中央組織部、司法部の党委は「弁護士業の党組織設置のことをさらに改善し続けることについての通知」〔中組部、司法部關於進一步加強和改進律師行業党的建設工作的通知〕組通字〔2008〕15号(以下、「2008通知」と略す)を下した。同年7月、全国弁護士党の建設会議が開かれ、2008通知によって、弁護士業の党の建設の強化が全面的に進んだ。

「2008通知」の内容を三つの方面に分けて要約する。

第1に、党員弁護士の教育、管理及びサービスのことをさらに改善し、弁護士業の党員チームの建設を強化する。

一方では党員弁護士に対する統制が強化された。具体的には、統制を強化する方法は以下の五つのほうが規定されている。すなわち、①党員弁護士の情報収集のことである。本地域の弁護士の政党所属の状況を明らかにし、党員組織の所属関係と党員の思想状況を把握する。②各級の党組織の責任を明確し、交流を強化し、党員弁護士の情報を共通する。③党員弁護士の組織関係の転換を強化する。④法律事務所に転入する党員弁護士(フルタイム弁護士あるいは業務期間が6ヶ月以上の場合に)が党員の組織関係を法律事務所の党組織に転入させる。法律事務所がまだ党組織が設置しない場合に、党員の組織関係が業務所在地の司法行政機関あるいは弁護士協会の党組織に転入すべきである。定年した後で法律事務所に業務を行い、あるいは一時に正式に組織関係が転入できない場合に、臨時組織関係を転入し、流動党員活動証を持ち、党組織の活動を参加させる。転入、あるいは転出する党員が組織関係の領収書制度を行うべきである。⑤法律事務所に新に入職した予備党員あるいは入党を求める積極分子の方に党組織も党員材料の転送をよく行い、交流と教育を強化する。

もう一方では党員弁護士に対する管理の方法を改善することが強調された。改善の方法は以下の三つがある。すなわち、①党員研修の質を強化する。弁護士協会のネット上の研修、年度の業務研修などを利用し、党員弁護士の教育研修の内容と方式を企画し、党員研修の質を高める。②党員弁護士が法律援助や社会公益活動を積極的に参加することに関する条件を創造する。③党員活動を豊かにして、党員弁護士に対する監督、奨励の制度を立てる。

第2に、党組織の設置をさらに強化し、弁護士業の党の基層組織の設置を強化する。

具体的には、以下の四つのが分かれている。①各地で弁護士業の党員弁護士の数、分散状況などによって、分類の指導を強化し、党組織と工作の影響面を拡大する。②各省（区、市クラス）と副省クラスの都市の市級弁護士協会は党の基層委員会を設置すべきであり、各市（地）弁護士協会は党の基層委員会あるいは総支部委員会を設置すべきである。弁護士協会の党組織は一般的に同級の司法行政機関の党組織に管理される。法律事務所の党組織が一般的に所在地の弁護士協会の党組織に管理され、弁護士協会が設置されない地域に実際の状況による党組織の所属関係を確定すべきある。③弁護士協会と法律事務所の党組織のリーダーの選任を強化し、様々な方法で党務工作の担当者の研修を行う。④弁護士業の特徴によって、各方面の工作制度を建て、党章に規定された職務を履行し、弁護士業の基層党組織の役割を利用する。

第3に、仕事の職責をさらに明確し、弁護士業に対する党の建設のリーダーと仕事の指導を強化する。

その内容は次の四つの方面が詳しく規定されている。①弁護士業の党建工作責任性を改善し、党委が統一に指導し、組織部門が主導し、司法行政機関の党組織が具体的に担当し、関連する部門がお互いに協力する。②弁護士協会の党組織が職業の自律活動と合わせて、司法行政機関の党組織法律事務所の党組織の設置と党員活動に対する指導を協力する。③定期的な交流制度を立てる。省クラスの党委組織部門と司法行政機関の党組織は毎年、最低1回に会議を行い、弁護士業の党組織の設置と党員活動のことに對して状況を把握し、問題を解決する。④調査研究と監督を強化し、優秀な方法と経験を総括・拡大し、弁護士業の党組織の設置と党員活動の規範化と制度化を高める。

以上のように、「2008通知」に明確に党員弁護士の教育、管理及びサービスを改善することが提出され、弁護士業の党員活動の改善が強調された。そして、党の末端組織の設置と弁護士業に対する党の指導が強化された。単独にあるいは連合に党組織を設置し〔単独建、聯合建〕、及びに党組織設置の指導員を派遣し、連絡員を設置するなどの方式を通じて、党組織と党員活動が弁護士業に対して全面的に統括することが実現された。

2010年8月19日、中央政治局常務委員会が開かれた。会議では弁護士に関する課題が中心に議論された。同年、9月17日、共産党中央辦公庁、國務院辦公庁が「司法部が弁護士工作を強化、改善することに関する意見」〔司法部關於進一步加強和改進律師工作的意見〕（中辦發〔2010〕30号）（以下、「2010意見」を略す）を転送して、弁護士に関すること、弁護士業の党組織設置に對して、全面的に規定された。すなわち、2010意見は三つの方面⁴⁵で弁護士業の党組織設置を強化することが強調された。

第1に、党は弁護士業に対する指導を強化・改善する。各級の党委と政府は弁護士に関

⁴⁵李華鵬「堅持和完善中国特色社会主義律師制度」中国律師2011年1期20～22頁参照。

する重要性の認識を高め、弁護士に関することを重要な議事に取り入れ、よく司法行政機関の報告を聞き取り、司法行政機関が合法に職責を履行することを支持し、弁護士業の発展中の困難と問題をすぐに解決し、弁護士の業務ために良好な環境を創造する。

第2に、さらに、弁護士業の党建設を強化する。さらに、弁護士業の党建設の指導体制と責任制度をさらに、改善し、各級の党委が統一に指導して、司法行政機関（党組織）が直後に指導し、弁護士協会あるいは法律事務所の末端党組織と地方、部門の党委（党組織）と一緒に弁護士業の党建設を管理する枠組みを建てる。弁護士業の党の思想建設、組織建設、スタイル〔作風〕建設、制度建設、反腐敗の建設を全面的に強化する。

第3に、さらに、党員弁護士の研修、使用の制度を改善する。党内の奨励、配慮、扶助制度を設置、実現し、さらに、弁護士業の党組織の凝集力と求心力を増強する。さらに、党員の募集を行い、重要なのは優れる若者弁護士の中から党員を発展する。優れる弁護士特に、優れる党員弁護士のために、政治参加の条件を創造する。

2. 党組織設置の構成

党の末端組織⁴⁶は、社会の末端組織における党の戦闘のとりでであり、党のすべての活動と戦闘力の基礎である。党組織の設置の根拠は一般的な規定と弁護士業に対する特別な規定によって構成される。一般的に言うると弁護士業の党組織も中国共産党規約（以下、党規約と略す）によって設置される。

第1に、企業、農村、政府機関、学校、科学研究機関、住民区・コミュニティ、社会团体、社会仲介組織、人民解放軍の中隊およびその他の末端組織で、正式党員が3名以上いるところには、すべて党の末端組織を作るものとする。党の末端組織は、活動の必要と党員数に応じ、上級党組織の承認を経て、党の末端委員会、総支部委員会、支部委員会をそれぞれ設ける。末端委員会は、党員大会または代表大会が選挙によって選出され、総支部

⁴⁶ 党の末端組織の基本的任務は党規約31条によって整理される。具体的には、以下の八つのが規定されている。①党の路線、方針、政策を宣伝し、実行し、党中央、上級組織および当該組織の決議を宣伝し、実行し、党員の前衛としての模範的役割を十分に発揮させ、党内、党外の幹部と大衆を結束させ、組織して、当該組織の担うべき任務の完遂に努める。②党員を組織して、真剣にマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論と「三つの代表」という重要な思想を学習し、党の路線、方針、政策および決議を学習し、党の基本知識を学習し、科学、文化および業務の知識を学習する。③党員に対する教育、管理、監督を行い、党員の資質を高め、党性を強め、党の組織生活を厳格にし、批判と自己批判を繰り広げ、党の規律を擁護し、執行し、党員が確実に義務を履行するよう監督し、党員の権利が侵害されないよう保障する。④大衆と密接に結びつき、党員と党の活動に対する大衆の批判や意見に常に耳を傾け、大衆の正当な権利と利益を守り、大衆に対する思想・政治工作を立派に行う。⑤党員と大衆の積極性と創意性を十分に発揮させ、その中の優れた人材を発見し、養成し、推薦し、彼らが改革開放と社会主義現代化の建設に自らの英知と才能をささげるよう奨励し、支持する。⑥入党を求める積極分子を教育し、養成し、日常的な党勢拡大活動を行い、生産と仕事の第一線及び青年層における党勢拡大を重視する。⑦国の法律と行政規律を厳守し、国の財政経済法規と人事制度を厳守し、国、集団と大衆の利益を侵害しないよう党員幹部とその他すべての公職要員を監督する。⑧党員と大衆に対して、よくない傾向を意識的に退け、さまざまな違法犯罪活動と断固闘争するよう教育するのである。党規約の訳文は（人民網：http://jpn_cpc.people.com.cn/69716/、最終アクセス日：2015年1月15日）による。

委員会および支部委員会は、党員大会が選挙によって選出される（党規約 29 条）。

第 2 に、党の末端委員会の任期は各期 3～5 年とし、総支部委員会、支部委員会の任期は各期 2 年または 3 年とする。末端委員会、総支部委員会、支部委員会の選出した書記、副書記は、上級の党組織に報告され、その承認を得なければならない（党規約 30 条）。

そして、弁護士業の党組織の設置の特徴は 2008 通知、2010 意見と〔關於加強社会組織党的建設工作的意見（試行）〕に規定された。

具体的には、第 1 に、「単独建」とは 3 名以上の正式党員があり、党組織設置の条件を備える法律事務所に対して、単独に党組織を設置することに指導し、助けるべきである（2013 年の状況は表 2-1 を参照）。第 2 に、「聯合建」とは党員の人数が少なく、党組織設置の条件を一時に備えない法律事務所に対して、業務場所、業務類別などを考慮する上に、二つあるいは二つ以上の法律事務所を協同に党組織を設置すべきである（2013 年の状況は表 2-1 を参照）。

図 2-1 共産党の組織構造

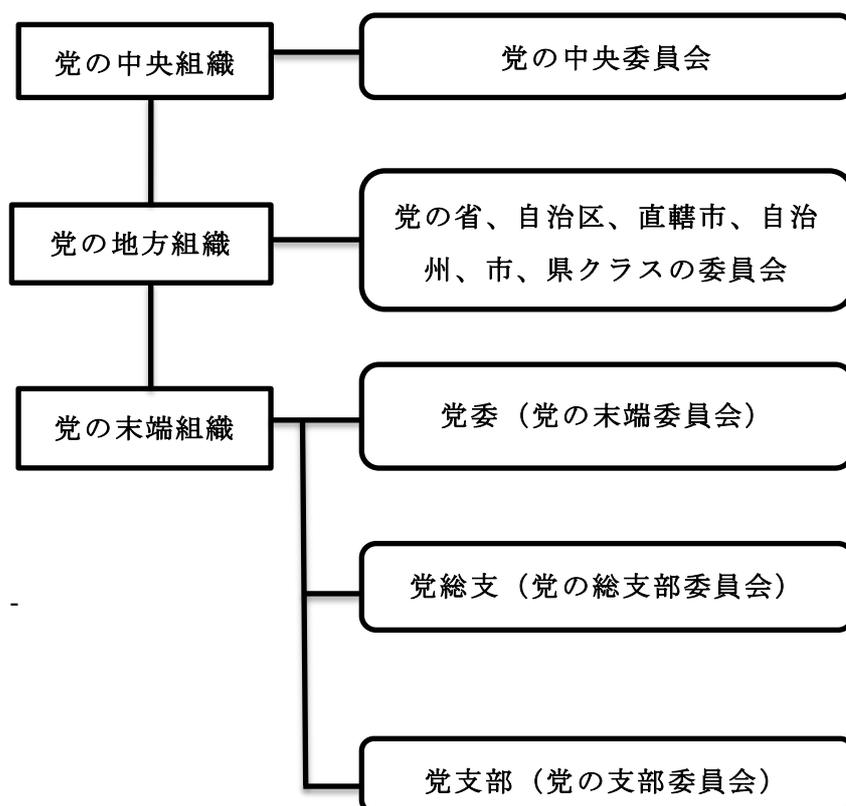


表 2-1 2013 年弁護士党派加入状況

	弁護士総数	中国共産党	民主党派
北京	23776	6549	525
天津	4624	1524	171
河北	9800	2364	340
山西	5540	1380	156
内モンゴル	4331	1076	103
遼寧	8540	2776	447
吉林	3610	1179	97
黒龍江	4309	746	267
上海	16692	5895	696
江蘇	15475	3780	669
浙江	12791	4723	570
安徽	6277	1699	331
福建	7478	2073	375
江西	3692	1001	221
山東	16941	4879	565
河南	12422	3234	410
湖北	8731	1984	311
湖南	8565	2216	378
広東	25093	6226	661
広西	5315	1379	212
海南	1487	647	95
四川	12435	3441	620
重慶	6355	1552	193
チベット	199	78	0
陝西	6030	1353	272
甘肅	2466	672	134
青海	641	201	30
雲南	6638	1475	233
貴州	3192	764	141
寧夏	1444	392	55
新疆	3734	711	45

合計	248623	67969	9323
割合%	—	27.34%	3.75%

出典：中国律師年鑑編輯委員会『中国律師年鑑』（中国律師雜誌社、2013年）268頁。

表 2-2 2013年の全国党組織の設置の状況

	事務所 の総数	3名以上の正 式的党員の 事務所	単独に党支 部が建立さ れた事務所	協同に党支 部が建立さ れた事務所
北京	1782	630	396	70
天津	471	129	101	272
河北	740	250	234	75
山西	573	136	68	290
内モンゴル	332	120	105	92
遼寧	741	256	223	157
吉林	409	149	80	205
黒龍江	750	36	31	86
上海	1223	488	410	608
江蘇	1288	462	462	650
浙江	1072	499	410	471
安徽	574	185	157	201
福建	564	158	158	217
江西	358	122	88	195
山東	1372	437	436	322
河南	877	253	253	495
湖北	549	220	208	93
湖南	580	204	204	265
広東	2065	541	418	152
広西	463	103	88	115
海南	91	53	34	57
四川	953	300	230	212
重慶	607	121	121	267
チベット	28	7	7	6

陝西	439	170	147	210
甘肅	281	83	55	68
青海	75	20	20	14
雲南	583	80	80	127
貴州	310	99	46	90
寧夏	88	36	36	12
新疆	371	82	67	56
兵団				
合計	20609	6429	5373	6150

出典：中国律師年鑑編輯委員会『中国律師年鑑』（人民法院出版社、2010年）338頁、中国律師年鑑編輯委員会『中国律師年鑑』（中国律師雜誌社、2013年）269頁。

党組織の設置の強化によって、表 2-1、表 2-2 のように 2013 年弁護士総数は 248623 人になり、その中に党員弁護士が 67969 人になった。党員弁護士は総数の 27.34% を占めている。党組織また、2016 年 3 月に、党員弁護士が 86000 人ぐらまで増え、弁護士総数の 28.96% を占める⁴⁷ ことになった。

また、法律事務所の中の党の末端組織の構成は北京市京師法律事務所の実例（図 2-2）を通じて明らかにする。

北京市京師法律事務所は 1994 年に設立されたロー・ファーム（law・firm）である。2015 年 10 月、中共北京市京師法律事務所党総支委員会（以下、「京師党総支」と略す）が設立された。京師党総支は北京市の中共朝陽区弁護士協会委員会⁴⁸ に所属される。京師党総支は 200 名あまりの党員がいる。また、入党の積極者〔入党積極分子〕が 60 名あまりいる。京師党総支の下で三つの支部が設置されている。各支部の下で四つの党の小組みが設置される。各党の小組みの下で 3～4 名の党員がいる。毎党員が 3～4 人の群衆（政党に入らない弁護士）を連絡〔団結〕する。

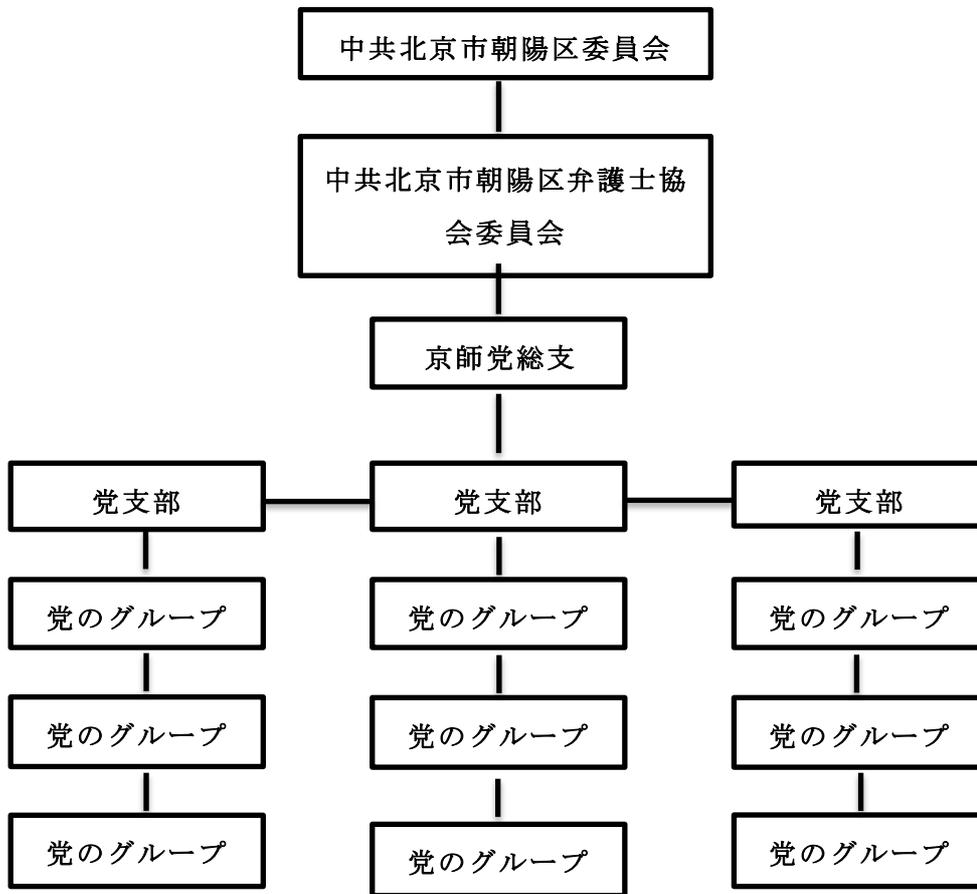
⁴⁷ 劉・前掲注 44) 18 頁参照。

⁴⁸ 中共朝陽区弁護士協会委員会は 2008 年 1 月、朝陽区弁護士党委が正式に成立された。2010 年 12 月、朝陽区弁護士協会が設立され、2011 年 7 月、朝陽区弁護士協会党委に改名された。2015 年末に北京市朝陽区に 798 所の法律事務所があり、11402 名の弁護士がいる。法律事務所の党委が 1 所であり、党総支が 8 所であり、党支部が 196 所である。党支部の中に、22 所の地区党支部（306 所の法律事務所の 714 名の党員を含む）である。また、党員弁護士が 4530 人であり、弁護士総数の 39.7% を占める。

以上のデータは北京市朝陽区弁護士協会ホームページ

(http://www.bcla.org.cn/main/comeonterms.aspx?Category=COMEON_INFO) による。

図 2-2 京師党総支の構造



そして、運営が規範的であり、影響力が大きい法律事務所为重点に党組織のこをを行う。

例えば、2009年1月19日、中共北京市東城区司法局機関党委は中共北京市大成法律事務所委員会が成立されることを正式に承認した。これも国内の初めての法律事務所党委である。その後、表2-3のように、現在（2016年7月）まで、全国で6所の法律事務所が党委委員会を設けた。大成法律事務所党委の重要な機能は法律事務所の運営、経営が合法であり、政治方向の正確を保証する。そして、党組織は価値観でリーダーの役割を果たしている。具体的には、①法律事務所が発展の過程に党委は事務所の管理者に意見を提出すること、②事務所の党委委員が主に事務所の行政、管理職を担当している。身分の二重な原因で党委、党員の思想と意見を事務所の管理活動に振り込んでいるといわれる⁴⁹。

要するに、法律事務所に行う党組織活動は①事務所の政治的安全を守ること、②内部管理を強化すること、③党、司法行政機関との関係を強化することという役割を果たしていると考えられる。

⁴⁹張明飛「全国第六家律所党委成立党建工作与律師業務開展能相補相成嗎？」（律新社：https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzAwMjQxMTkyMg==&mid=2650642971&idx=2&sn=19385947cff64d5baae3b86378c06eed&scene=0#wechat_redirect、最終アクセス日：2016年10月5日）参照。

表 2-3 法律事務所の党委員会の状況

成立時間	法律事務所の名称
2009年1月19日	北京大成法律事務所
2011年6月17日	北京大成法律事務所上海支所
2012年2月3日	山東衆成仁和法律事務所
2012年12月14日	北京德恒法律事務所
2015年9月25日	重慶中豪法律事務所
2016年5月23日	江西南芳法律事務所

3. 党による統制活動

党による統制活動はまず、弁護士協会の党組織が党組織の全体の一環として、各職業に共通な党組織活動を行っている。例えば、〔三会一課〕⁵⁰、〔两学一做〕⁵¹、〔党的群体路線教育実践活動〕⁵²などのイベントがある。また、一般的活動の他に、党組織の名義で行っている弁護士の職業特性に関する公益活動がある。例えば、全国に党員弁護士が1万名で市民に法サービスを提供することは〔万名党員律師為民服務百日活動〕⁵³というイベントである。

弁護士業が党組織活動の内容は以下の四つの方面がある。

第1に、無料法律相談を行う。例えば、法律事務所がホットラインなどの方法を通じて、無料相談テラスを建設する。法律事務所党支部に法律相談テラスを設置し、基層市民に便利に法律相談のサービスを提供させる。司法所の機構を利用し、都市の団地、農村に法律相談処を設置し、党員弁護士が定期に法律相談のサービスを提供する。

第2に、団地に法サービスを提供する。法律事務所が町会〔居委会〕と連結し、党員弁護士が団地の未成年者、障害者、高齢者、農民労働者、失業者及び「ゼロ就職家庭」などの生活貧困者に法律扶助を提供する。

第3に、農村に法サービスを提供する。党員弁護士が農村、貧しい地域に行って法律宣伝・教育を展開し、法制講座を行う。積極的に農村基層経済、社会の発展に法律相談の意見を提供し、村の規定と民衆の契約などの規定、法律文書を起草・改正することを協力す

⁵⁰ 〔三会一課〕というのは定期に支部の党員大会、支部委員会、党の末端委員会を行い、よく時間通りに党の授業に参加するということである。

⁵¹ 〔两学一做〕というのは共産党の党章、党規を習い、習近平書記の重要な講話精神を習い、合格な党員をすることである。

⁵² 燕子「積極行動層層落實——全国律師行業組織開展党的群眾路線教育実践活動」中国律師 2013年9期 16~18頁参照。

⁵³ 「全国律師行業開展万名党員律師為民服務百日活動」（中国律師網：<http://www.acla.org.cn/hydjdt/2334.jhtml>、最終アクセス日：2016年10月10日）参照。

る。

第4に、企業に法サービスを提供する。法律事務所、党員弁護士が企業のために、特に小、微型企業のために無料の「法律検査」を提供する。無料法律相談を行い、労働契約、経済契約などを審査する。この全国弁護士大会の要求によって、各地の弁護士協会も党員弁護士の公益活動を行う。例えば、北京市⁵⁴、河南省⁵⁵などの関連する司法行政機関、弁護士協会及び党組織は連合に地域の状況とニーズによる〔万名党員律師為民服務百日活動〕を行う。

要するに弁護士業の党組織活動の特徴は以下の二つのものがある。すなわち、一方で党が党組織の一般的活動を通じて、弁護士に政治的に統制することである。他方で、党が党員弁護士の公益活動を通じて、党組織のために、党の指導の合法性・合理性を獲得することである。

第3節 司法行政機関による行政的統制

本節では、司法行政機関はどのように構成しているのか、また、どのように弁護士、法律事務所を統制しているのかを検討する。

1. 組織構造と役割

司法行政機関は国家機関の重要な部分であり、人民政府の職能部門である。司法行政機関のシステムには司法部が全国の司法行政機関を指導し、地方各クラスの司法行政機関は上級の司法行政機関によって指導され、同時に同級の人民政府によって指導されている。

司法行政機関が弁護士に対する責任⁵⁶は以下の九つのほうが規定されている。

すなわち、①弁護士、法律事務所、弁護士会に対して監督・指導する。②弁護士協会の章程を審査する。③全国統一司法試験を行い、弁護士の資格を授与し、弁護士業務証書を批准する。④法律事務所の設置を決定する。⑤弁護士費用の具体的な基準を制定する。⑥

⁵⁴ 「北京市律師行業以法律服務村居行助推万名党員律師為民服務百日活動」（中国律師網：<http://www.acla.org.cn/hydjdt/2360.jhtml>、最終アクセス日：2016年11月3日）参照。

⁵⁵ 「河南省通過万名党員律師為民服務百日活動全面提升律師行業職業素養」（中国律師網：<http://www.acla.org.cn/hydjdt/3517.jhtml>、最終アクセス日：2016年11月3日）参照。

⁵⁶ 司法行政機関の職責は青鋒『中国律師法律制度論綱』（中国法制出版社、1997年）519～526頁、李本森編『中国律師發展問題研究』（吉林人民出版社、2001年）276～279頁、吳洪琪「職業自主性和弁護士職業定位の三重緯度考察」西部法学評論2008年4期40頁参照。さらに、中華人民共和國中央人民政府のホームページ（http://www.gov.cn/test/2005-07/12/content_13933.htm）、司法部のホームページ

（http://www.moj.gov.cn/index/content/2014-08/25/content_900525.htm?node=7350）参照。司法行政機関の職責は①弁護士に対して管理する。②公証を管理することである。③司法幹部の研修を管理することである。④法学教育を管理することである。⑤人民調停委員会を指導することである。⑥法制の宣伝を主催することである。幹部と群衆に対しての法制教育を強化する。⑦司法に関する国際交流のことである。⑧司法行政理論の研究と法制を推進することである。

法律援助の内容を規定する。⑦弁護士、法律事務所に対して行政懲戒を行う。⑧弁護士、法律事務所に関する政策、計画を規定する。⑨弁護士に関することの先進的な経験を総括し、広める。

司法行政機関は中央から地方まで全国クラス、省、自治区、直轄市クラス、区を設けた市クラス、県（区）クラスの4級に構成されている（詳しくは表2-4を参照）。

司法部は全国の範囲で司法行政に関連することを担当する国务院の構成部門である。司法部の職能は〔国务院關於印發司法部主要職責内設機構和人員編制規定的通知〕（国辦發「2008」64号）（以下、国辦發64号を略す）によって以下の十四の方面が規定される。

すなわち、①司法行政に関する方針、政策を制定し、関する法律、法規の草案を起草し、部門の章程を制定し、司法行政工作に関する発展計画を制定及び、実施する。

②全国の監獄を管理し、刑罰の執行、犯罪人の改造を監督・管理する。

③司法行政システムの麻薬中毒者治療所〔戒毒所〕を指導・監督する。

④全国国民の法律常識の普及の計画を制定し、実施し、各地方、各業界の法制宣伝、法による管理及び外国に対する法制宣伝を指導する。

⑤弁護士、公証に関することを指導、監督し及び関する責任を負い、香港、マカオの弁護士が公証人を委託、管理する。

⑥全国の法律援助を監督、管理する。

⑦基層法務所〔基層司法所〕の設置、人民調停、〔社区矫正〕、基層法サービス及び〔帮教安置〕を指導・監督する。

⑧国家司法試験を実施する。

⑨全国の司法鑑定人、司法鑑定機関の登記を管理する。

⑩国際司法協力条約の起草、交渉に参加し、司法協力条約から中央機関に指定する職責を履行する。

⑪司法行政システムの国際交流と合作とを指導し、国連予防犯罪組織と刑事司法の領域の交流活動に参加し、香港、マカオ、台湾に関する司法行政を行う。

⑫司法行政システムの銃、弾薬、服装、パトローカーを管理し、司法行政システムの財務の計画を指導・監督する。

⑬司法行政チームの建設と思想、工作の建設を指導・監督し、司法行政システムの警務管理と警務監督を担当し、省、自治区、直轄市政府を協力し司法庁（局）のリーダーを管理する。

⑭国务院から委任された他のことを行う。

また、司法行政機関は弁護士法4条によって弁護士、弁護士事務所、弁護士協会に対して監督、指導する。表2-4のように司法行政機関は司法行政機関の部局（弁護士公証工作司あるいは弁護士工作指導処）を通じて、同クラスの弁護士協会を管理することを実現する。また、司法行政機関は弁護士法に規定されている監督・指導する役割を果たしてい

る。具体的には、弁護士公証工作司〔律師公証工作司〕の職能は国辨発 64 号によって以下の八つのことが規定されている。

- ① 弁護士、公証の法律、法規及び政策の執行を指導・監督する。
- ② 弁護士、法律事務所、公証機関、公証員に対して指導・監督する。
- ③ 特許弁護士の業務を審査する。
- ④ 外国及び香港、マカオの法律事務所が中国（内地）に事務所を設置することを批准・管理する。
- ⑤ 法律事務所が国（境）外に支部を設置することを指導・監督する。
- ⑥ 会社、事業単位の法律顧問に対して指導・監督する。
- ⑦ 公証員を任命する。⑧ 香港、マカオの弁護士を委託し、委託公証員を担任する。

表 2-4 司法行政機関と弁護士協会の関係

級別	司法行政機関	司法行政機関の部局	同級の弁護士協会
全国クラス	司法部	弁護士公証工作司	中華弁護士協会
省、自治区、直轄市クラス	司法庁（局）	弁護士工作指導処	省、自治区、直轄市弁護士協会
区を設けた市クラス	司法局（処）	弁護士工作指導処	市弁護士協会
県（区）クラス	司法局（科）	—	なし

注：* 省クラス、及び省クラス以下の司法行政機関は上級の司法行政機関と同級の人民政府による二重に指導される。

** 「—」はデータなしを意味する（以下同じ）

2. 弁護士養成のプロセス

以下においては、司法試験、弁護士研修制度、弁護士宣誓制度及び法律職業資格制度の改革を通じて、司法行政機関は弁護士業に管理・監督することが党の指導を強化することを明らかにする。

(1) 司法試験

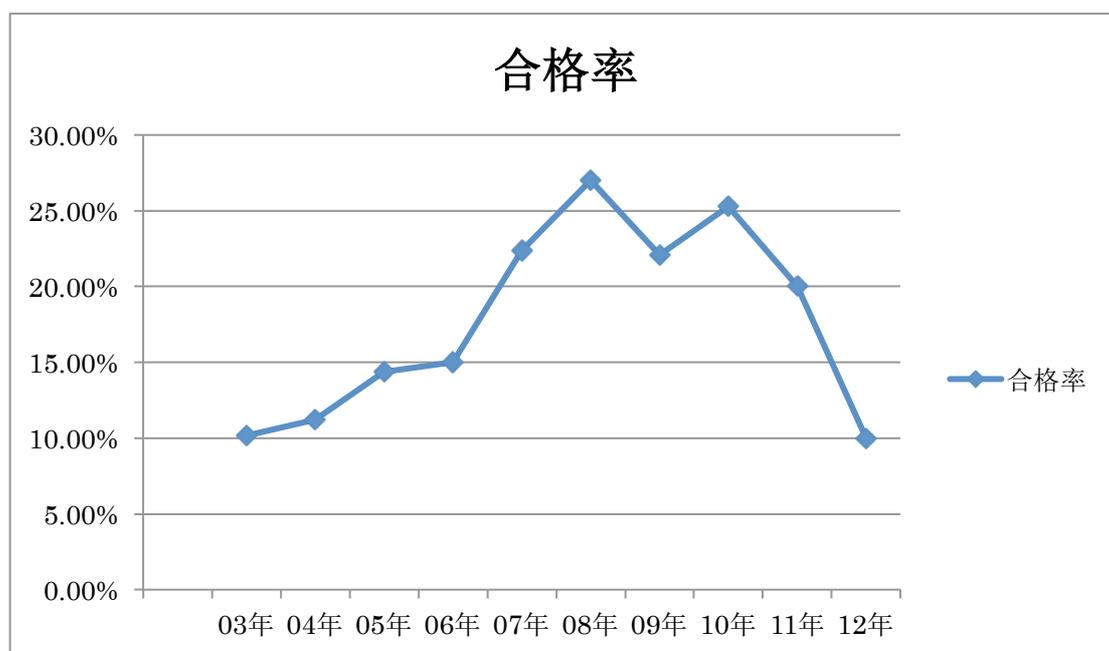
1986 年 8 月から全国統一の弁護士試験を通じて、弁護士資格が取得できるようになった。1996 年弁護士法は法律上で「試験は主であり、審査は補である」という方法が確定されていた。96 年法は弁護士なる条件の原則として弁護士試験制度が追認された。例外として、法定の条件を満たし、司法行政機関の審査を合格するには、また弁護士資格も獲

得できることが規定されていた。2001年に弁護士法の一部が改正され、2002年から弁護士試験が廃止された。その後、司法試験が始まった（合格率は図2-3を参照する）。

また、党の指導を強化するため、2007年の司法試験から「中国社会主義法治理念」の設問が追加された。社会主義法治理念という内容は「法による国家の統治のこと、政権が人民に服すること、公平と正義のこと、大局に服すること、党の指導」〔依法治国、執政為民、公平正義、服務大局、党的領導〕である。ここにおいては、「党の指導」という理念に従順されることが強調されていた。

そして、社会主義法治理念に関する点数は表2-5のように2012年から2014年まで毎年28点ぐらいであり、総点の4.67%を占めている。

図2-3 司法試験の合格率（2003年～2012年）



出典：（中国教育在線：http://sifa.eol.cn/zui_xin_tz_4025/20130625/t20130625_976243.shtml、最終アクセス日：2015年2月13日）。司法部は統計された司法試験の合格率が公開されず、図2-3は司法試験予備校が統計されたデータに基づいて作成された。図2-3によって2003年から2012年までの司法試験合格率の趨勢が現われている。

表 2-5 「社会主義法治理念」に関する点数

	2012 年	2013 年	2014 年
選択式問題	10	8	8
論文式問題	18	20	20
総点数	28	28	28
割合%	4.67%	4.67%	4.67%

出典：（法律教育網：<http://www.chinalawedu.com/sifakaoshi/ziliao/wa1503167223.shtml>、最終アクセス日：2015 年 3 月 2 日）。

社会主義法治理念に関わる試験内容は選択式問題と論文式問題に分けられ、設定されている。ここには、2008 年司法試験における過去問（科目 4 の論文式問題、第 1 問、配点：20 点）⁵⁷を事例として、明らかにする。

資料

新華社 4 月 13 日報道によって、2006 年 4 月に中共中央は社会主義法治理念の確立が提出されていた。これは胡錦涛同志が総書記としての党中央は社会主義現代化の建設事業の全局から出発して、マルクス主義法学理論を指導として、我が国の法治建設の実戦の経験を真剣に総括し、世界の法治文明の成果を参照した上に重大な決定が提出された。党が中国特色社会主義法治国家を建設する規律、政治規律に対して深く認識・把握することは標示された。その基本内容は「法による国家の統治のこと、政権が人民に服すること、公平と正義のこと、大局に服すること、党の指導」〔依法治国、執政為民、公平正義、服務大局、党的領導〕という五つの方面である。

法制日報 2008 年 2 月 1 日の報道：2007 年末、中共中央総書記胡錦涛氏は全国政法工作会议の代表、全国の大裁判官、大検察官と交流する際に、党の事業・人民の利益・憲法と法律が至上である〔党的事業至上・人民利益至上・憲法法律至上〕ことを終始に強調すべきである。その「三つの至上」〔三個至上〕という精神は与党が人間を根本として、人民のために政権を維持して、全面的に人民にサービスを提供するという基本理念が表現されている。そして、社会主義法治理念の深い意味が表現され、社会主義法治国家を建設することが党の指導、人民が主人として、法による国家を管理することという三者の関係が統一であると表現されている。

設問

⁵⁷司法部司法試験センター〔司法部国家司法考試中心〕のホームページ（http://www.moj.gov.cn/sfks/content/2009-05/31/content_1097951.htm?node=8015）参照。

以上の資料に基づいて、法と政治及び法的役割の角度から社会主義法治理念に対する理解を簡単に論じなさい。

解答条件

- ①解答⁵⁸が正しく、表現が完全に正確である
- ②400字以上

模範解答例

①法と政治の関係は非常に密接である。

法は政治と離れられなく、政治も法と離れられないのである。一方で社会主義法治理念について党の指導、人民のために法律を執行し、党の事業が至高であり、人民の利益が至高であることが強調され、大局を服務することが強調される。もう一方では社会主義法治理念が法による国家を管理し、公平正義の内容と価値を含まなければならない。憲法法律が至高であることを強調しなければならない。

これは社会主義法治国家を建設することが必ず党の指導、人民が主人として、法による国家への管理という三者の統一であると体现される。法と政治の関係の視点から見ると実際に社会主義法治理念の政治性、人民性、法律性の統一であるとも言える。

②法の役割とは法が社会に対する影響である。

法は規範の機能だけではなく、社会機能も備える。その社会機能が法の本質、目的により決定され、社会主義法は労働者階級がリーダーとして、人民の共同意志と根本利益が体现され、社会秩序を維持し、社会の進歩を押し進める機能を果たすことがある。

この役割による実現は社会主義法治理念の五つの方面を離れられない。すなわち、法による国家への管理、人民のためとしての政権の維持、公平正義、大局のための服務、党の指導ということである。さらに言うと、社会主義法治理念は社会主義法にとって重要な意義がある。

(2) 弁護士研修制度

2009年12月に、第7回中華全国弁護士協会5期常務理事会で「執業弁護士を申請する研修管理規定」〔中華全国律師協会申請律師執業人員實習管理規則〕(2008年8月1日から施行された。以下、「研修規定」と略す)が可決された。

この研修規定によって弁護士になるための研修の過程は図2-4のように研修登記、集中研修、実務訓練および研修審査が四つの段階に分けられることになる。この四つの研修

⁵⁸解答の要求は模範解答通りに再現することであり、自分の理解を書くべきではない。

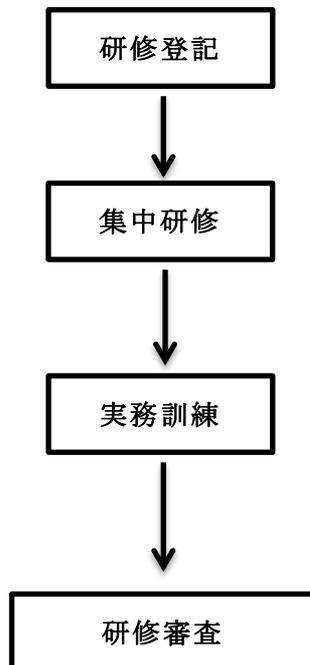
段階は主に党が政治の方向で指導し、弁護士協会が主催し、法律事務所が協力し、司法行政機関が指導・監督することである。研修の期間は1年間である。この期間に弁護士は弁護士協会の主催する集中研修と法律事務所の実務研修に参加し、研修してから弁護士協会の審査に参加するのである（研修規定3条）。

具体的には、第1に、弁護士協会は弁護士を「中国特色社会主義」の法律工作者の位置付けによって研修させる。そして、「政治理念の堅持、法律の精通、正義の擁護、信義の守り」〔政治堅定、法律精通、維護正義、恪守誠信〕の目標と本規定に基づいて研修活動が主催されるべきである（研修規定4条）。すなわち、弁護士協会が主催する集中研修では、法律の専門的な研修ではなく、中国特色社会主義基本理論と社会主義法治理念に関する内容の研修も強調されている（研修規定15条）。さらに、研修最後の審査意見と研修鑑定書の中に研修弁護士の政治素質の部分も評価されることが規定されている（研修規定28条）。こういう弁護士の位置づけは弁護士になる研修の政治原則である。

第2に、弁護士協会が研修活動に対する管理は当然に司法行政機関の指導と監督をうけるべきである（研修規定4条）。これは弁護士法によって規定された原則である。弁護士協会が出された審査合格意見は研修弁護士が執業弁護士の申請できる有効な証明文書である。研修弁護士は弁護士協会の審査合格意見を獲得すると司法行政機関に執業を申請することができた。司法行政機関は研修弁護士が業務弁護士になることを決定することである。

第3に、弁護士協会と法律事務所は研修登記と研修審査の他に、集中研修と実務訓練という二つの段階で研修弁護士の日常研修の内容が担当されている。

図 2-4 弁護士になる研修の段階



弁護士になる研修の特徴は法律に関する専門研修の他に、研修の政治原則が強調されている。司法試験に合格した者に対して、研修の段階において、党の政治的理念が再び強化されている。

(3) 弁護士宣誓制度

2000年6月17日、全国弁護士協会は「弁護士業務宣誓制度に関する決定」⁵⁹が制定された。しかしながら、決定の内容が抽象的すぎたため、実際に有効に執行できなかった⁶⁰。2010年中辦、国辦が発された〔司法部關於進一步加強和改進律師工作的意見〕(以下、「2010年意見30号」と略す)で執業弁護士が信用の宣誓制度を行うことが強調されている。この「2010年意見30号」によって、司法行政機関が宣誓制度の執行を協力し、弁護士になる度に宣誓をしなければならない。

具体的に、弁護士の宣誓は区を設けた市クラスあるいは直轄市の司法行政機関が弁護士協会と協力することによって、主催される。宣誓の時間とやり方は弁護士が執業許可証を

⁵⁹2000年6月17日、〔中華全国律師協會關於實行律師執業宣誓制度的決定〕が4回全国弁護士協会常務理事会7回会議で通過され、2000年12月1日から施行された。

⁶⁰「司法部下發建立律師宣誓制度決定性的通知、進入律師隊伍必須進行宣誓」司法部ホームページ (http://www.moj.gov.cn/index/content/2012-03/21/content_3445267.htm?node=7318、最終アクセス日：2015年11月15日) 参照。

もらってから3ヶ月以内に行うべきである。宣誓は回に分け、集中な方式で行う。宣誓の内容は「私は中華人民共和国の執業弁護士になりたい。私は中国特色社会主义法律工作者の神聖な使命を忠実に履行し、祖国と人民に忠実であり、中国共産党の指導を擁護し、社会主義制度を擁護し、憲法と法律の尊厳を維持し、国民のために業務を行い、勤勉に熱心に業務を行い、誠実と廉潔、当事者の合法的な權益を維持し、法律の正確な実施を維持し、社会の公平と正義を維持し、中国特色社会主义事業のために努力に奮闘することを保証する」ことが規定されている。

宣誓の内容においては、特に弁護士が中国共産党の指導と社会主義制度を擁護することは強調されている。これも党は弁護士養成のプロセスを通じて、司法行政機関と弁護士協会と協力し、弁護士と法律事務所に対して、イデオロギーを強化するものである。

(4) 法律職業資格制度改革

2016年12月に、中辦、國辦は「国家統一法律職業資格制度を健全することについての意見」〔關於完善国家統一法律職業資格制度的意見〕(以下、「法律職業資格意見」と略す)が印発された。法律職業資格意見は法律職業資格制度改革の原則、法律職業の範囲、法律職業資格の取得の条件、国家統一法律職業資格試験制度の建設・健全、入職研修制度の建設の問題が規定されていた。法律職業資格意見によって、改革の内容は2017年年末まで実現される予定である。

法律職業資格意見の内容は以下のように要約することができる。

第1に、法律職業資格試験制度改革の指導思想、基本原則が提出された。

法律職業資格制度改革の基本原則は正確な方向、全体な企画、法律職業の規律、積極・安定〔堅持正確方向、堅持整体規画、堅持遵循規律、堅持積極穩妥〕が規定されていた。すなわち、法律職業資格制度改革は特別に弁護士職業の政治的な要求が強調された。政治、業務、責任、規律、スタイル〔政治過硬、業務過硬、責任過硬、規律過硬、作風過硬〕という五つの方面によって社会主義法律職業の人材が選抜されることである。

そして、新たな法律職業に入る人員に試験と研修制度が適用されるのである〔老人老辦法、新人新辦法〕。

第2に、法律職業の範囲が明確されていた。

法律職業人員というのは共同な政治素質、業務能力、職業倫理、執業資格を備え、専門的に立法、執法、司法、法サービス、法学教育研究などを行う職業のである。そして、裁判官、検察官、弁護士、公証員、法律顧問、仲裁員(法律類)及び、政府の中に行政処罰決定の審査、行政複議、行政決定を行う人員は国家統一法律職業資格を取得すべきである。法律・法規を起草する立法工作者、他の行政執法人員、法学教育研究工作者などが国家統一法律職業資格試験に参加することは国家から励まれることである。

第3に、国家統一法律職業資格の選抜条件が明確された。

国家統一法律職業資格の取得の条件は以下の三つの方面が規定されている。

①政治条件。すなわち、憲法を擁護し、良好な政治、業務素質及び道徳品行を備える弁護士である。

②専門学歴条件。具体的には3種類がある。すなわち、i フルタイムの法学専門の学部卒以上、ii フルタイムの非法学専門の学部卒以上及び法律修士あるいは、法学修士卒以上、iii フルタイムの非法学専門の学部卒以上及び法律に関する仕事3年以上がある。

③資格試験条件。すなわち、国家統一法律職業資格試験に参加し、合格するのである。

第4に、国家統一法律職業資格試験制度の建設・健全が提出されていた。

国家統一法律職業資格制度の改革によって、司法試験制度は国家統一法律職業資格試験に変更された。国家統一法律職業資格試験は統一に組織され、質問が設置され、統一な標準であり、統一な受取りというのである。担当の機関は国家司法試験協調委員会から国家統一法律職業資格試験協調委員会に変更されていた。国家統一法律職業資格試験協調委員会は試験制度の設計、改革及び合格基準などを担当することである。国家統一法律職業資格試験は1年に1回に行うことである。

国家統一法律職業資格試験の内容は中国特色社会主義法治理論の部分が増加される。法律職業論理の審査を強化し、法律職業倫理は法律職業人員の入職のための重要条件にすることである。

そして、国家統一法律職業資格試験が裁判官、検察官の選任制度、公務員選任制度及び法律教育制度を協力することは強調されている。

第5に、入職研修制度と弁護士の信用情報制度の改革が規定されていた。

法律職業資格意見によって、法律職業人員が統一の入職研修制度が建設される。入職研修制度は「選抜してから、研修する」〔先選後訓〕のモデルを通じて、行なっている。研修に合格する人員は法律職業に入ることができる。

そして、法律職業資格档案管理、情報公開制度及び法律職業資格の中止、取消の制度が建設されることである。憲法・法律を違反し、司法公正を妨害し、職業倫理を違反する法律職業資格人員に対して、法律職業資格を警告、中止、取消す懲戒制度が立てられることである。終身に法律職業に禁止する人員に対して、ただちに、法によって、法律職業資格証書を取り消し、社会に公開することである。

要するに、法律職業資格意見は法律職業資格制度の改革を通じて、弁護士になる入り口から統制を強化する。法律職業人員の性質と法律職業資格の取得の条件も「共同的な政治素質」と「良好的な政治素質」が強調されてきた。

第4節 弁護士協会による集団的統制

本節では弁護士協会の構成と運用を考察する上に弁護士協会による集団的統制の実体明らかにしたい。

1. 弁護士協会の全体像

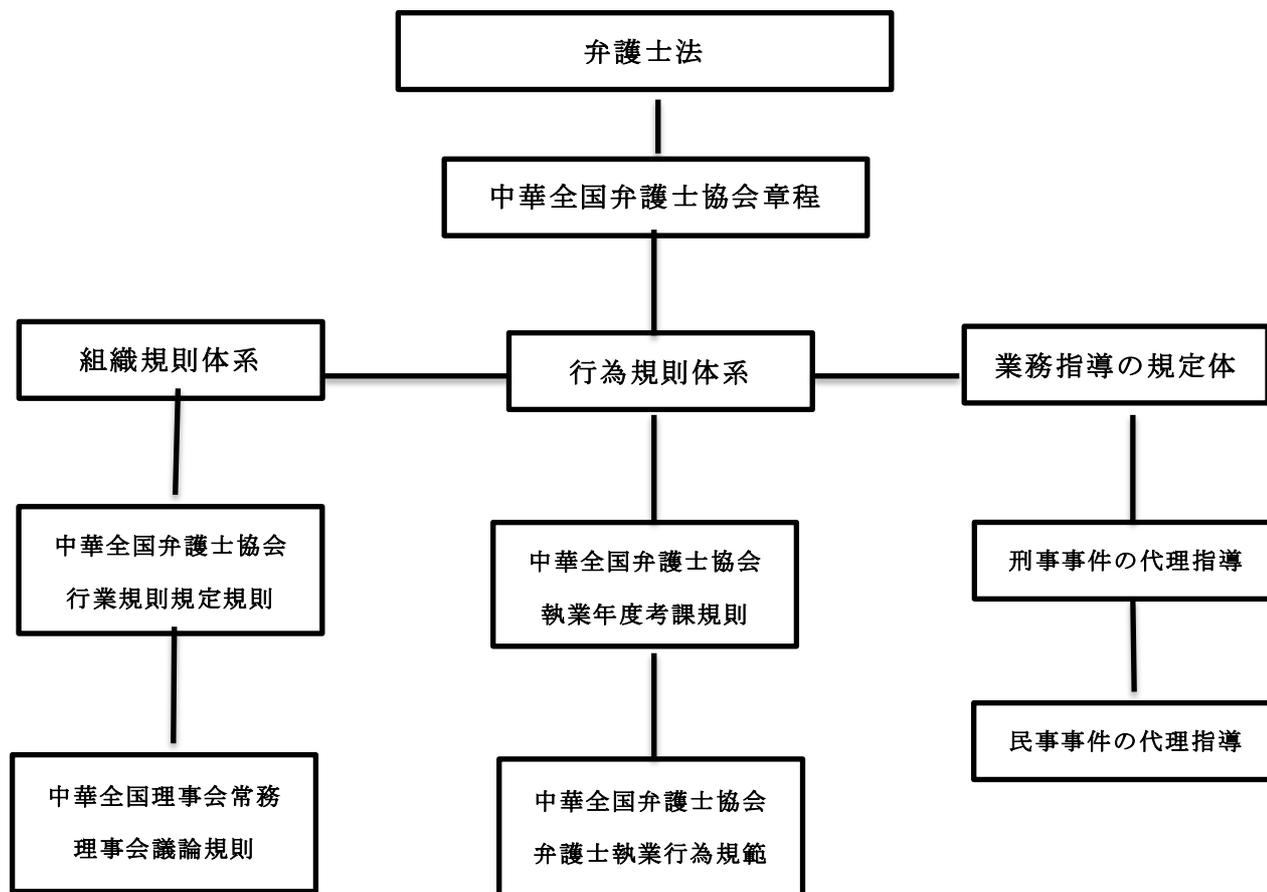
弁護士協会は社会団体の法人であり、弁護士の自律組織である（弁護士法43条1項）。弁護士協会は中華全国弁護士協会、省、自治区、直轄市弁護士協会及び区を設けた弁護士協会が構成されている。中華全国弁護士協会は弁護士、弁護士事務所によって構成されている社会団体法人であり、全国的弁護士自律組織である。そして、法律によって弁護士協会が弁護士に対して管理を行う（章程2条）。弁護士協会は同クラスの司法行政部門に監督、指導されている（章程4条）。そして、弁護士協会の管理を完備し、弁護士の合法權益を保障し、弁護士の職業管理と業務行為を規範するために、その目的が憲法と弁護士法によって、「中華全国弁護士協会章程」（以下、章程と略す）によって規定されている。弁護士法と章程の他に、組織規則⁶¹、行為規則⁶²と業務指導の規定⁶³と合わせて弁護士協会の〔自律〕規則体系（図2-5）が構成されて、弁護士に対して、管理活動を行っている。

⁶¹組織規則とは弁護士協会の内部運行に関する規則であり、会員代表大会、理事会及び常務理事会などの組織と運行に関する規定である。例えば、中華全国弁護士協会行業規則規定規則〔中華全国律師協会行業規則規定規程〕2008年10月16日第6回全国弁護士協会常務理事会第14期會議によって可決された。中華全国理事会常務理事会議論規則〔中華全国律師協会常務理事会議事規則〕が2002年10月12日に第5回全国弁護士協会常務理事会第3期會議によって改正され、2005年7月21日に第6回全国弁護士協会常務理事会第2期常務理事会によって改正された。

⁶²行為規則とは弁護士協会が会員あるいは会員の業務活動に対して管理する規則である。例えば、中華全国弁護士協会執業年度考課規則〔中華全国律師協会執業年度考核規則〕が2010年4月25日第7回中華全国弁護士協会第6期常務理事会によって可決された。中華全国弁護士協会弁護士執業行為規範〔中華全国律師協会律師執業行為規範〕が2004年3月20日に第5回全国弁護士協会第9期常務理事会によって試行され、2009年12月27日に第7回2期理事会によって改正された。

⁶³業務指導の規定とは具体的な業務活動に関する指導、建議、参照のモデルなどを指すものである。

図 2-5 弁護士に関する規則体系



出典：中華全国律師協會編『中華全国律師協會行業規則匯編（2011年）』（北京大学出版社、2011年）006頁参照。

弁護士協会の全体像を明らかにするため、全国弁護士協会の組織の構成、職責、会員の権利義務などを例として、以下、主に、章程に基づいて、明らかにすることとしたい。

(1) 弁護士協会の職責

弁護士協会の責任は弁護士法 46 条及び章程の 6 条により、以下の八つの方面が整理されている。

- すなわち、①弁護士が法により執業することを保障する。弁護士の合法的な権益を守る。
- ②弁護士の仕事の経験を総結、交流する。

- ③職業の規範と懲戒の規則を制定する。
- ④弁護士の実務修習を組織し、職業道徳、執業紀律を教育し、弁護士の執業活動を審査する。
- ⑤弁護士の執業の申請者の実習活動を組織、管理し、実習者を審査する。
- ⑥弁護士と弁護士事務所を奨励・懲戒する。
- ⑦弁護士に対するクレームと告発することを受理し、弁護士執業活動中の係争を調解し、弁護士の申し立てを受理する。
- ⑧法律、行政法規、規章及び弁護士協会の章程によって規定されたほかの責任である。一方で、弁護士協会が制定した職業規範と懲戒規則は相関する法律、行政法規、規章と衝突してはならない。

(2) 弁護士協会の組織構成

全国弁護士協会の組織は図 2-6 のように全国弁護士代表大会、理事会、常務理事会、秘書処、専門委員会、專業委員会が構成されている。各クラスの弁護士協会の構成は全国弁護士協会に参照されて、以下では全国弁護士協会を紹介する。

I 全国弁護士代表大会

全国弁護士代表大会は本会の最高の権力機関である。代表は個人会員で構成されている。全国弁護士代表大会は 3 年ごとに行うことになっている。必要の時に、常務理事会によって、繰り上げあるいは延期に行うことができる。全国弁護士代表大会の行いは半数の代表が出席しなければならない（章程 13 条）。

全国弁護士代表大会の職権は章程 15 条によって以下の七つの内容が規定されている。つまり、①本会の章程を制定・改正する。②本会の工作の方針と任務を議論及びに決定する。③本会理事会の工作報告と計画を審議する。④本会の理事会理事を選挙、罷免する。⑤会費の基準を審議する。⑥監査された会費の収支の報告を審議する。⑦大会主席団が提出した他の事項を審議する。

全国弁護士代表大会の代表は省、自治区、直轄市弁護士協会が個人会員から選挙あるいは推薦によって任命される。各省、自治区、直轄市の弁護士協会では会長を担当している業務弁護士が全国弁護士代表大会の当然の代表である。必要がある場合に、本会に関連する者を誘い、特別代表として全国弁護士代表大会に参加する（章程 14 条）。

全国弁護士代表大会の代表の職権は①代表大会で審議権、表決権、提案権、選挙あるいは被選挙権を行使すること、②会員を連絡し、会員の要求を主張し、会員の利益を守ること、③章程で規定される他の職権ということである。

II 理事会と常務理事会

理事会は全国弁護士代表大会の常設機関であり、全国弁護士代表大会に責任を負う。理事会は全国弁護士代表大会によって選挙される。理事会の任期は3年である。理事会の理事は優れた職業倫理、高い業務水準、業務3年以上、奉仕の精神、弁護士の公益活動に熱心することを有する弁護士代表から選挙されるべきである。理事会は精神と勤勉の義務を履行すべきであり、本会の利益を守り、代表から職責を履行することに対する監督と合理的な建議を受け取るべきである。理事会は連続に2回に職責を履行しない者にその理事の資格を自動的に取り消す（章程16条）。

そして、理事会の職責は章程17条によって六つの内容が規定されている。すなわち、①全国弁護士代表大会を主催する。②会長、副会長、常務理事を選挙する。③全国弁護士代表大会が閉会の期間で重大な事項を議論、決定する。④理事を補充、交替する。⑤常務理事会の年度会費の収支の報告と仕事の報告を審議、批准する。⑥他の理事会が履行すべき職責である。

理事会会議は毎年に最低1回が行割れる。会長は理事会を集めて、司会する。会長が特殊な原因で職務を履行できない際に会長が副会長を指定して、集めて、司会を担当する（章程19条）。会長の職権は章程18条によって以下の五つの内容がある。すなわち、①弁護士代表大会を司会する。②理事会、常務理事会を集めて、司会する。③理事の決議の執行を監督、検査する。④本会の重要な書類をサインする。⑤理事会が授権した他の職権を行使する。

常務理事会は理事会の全体会議で会長、副会長及び常務理事の若干が選挙され、構成されている。毎回の常務理事の更新は3分の1を超えるべきである。会長は連続に担任できるが、連続の任期は2回を超えてはならないことである。理事会は必要な時に常務理事を補充、罷免する。必要がある場合に、理事会は名誉会長と顧問が若干で任命できる。常務理事会は理事会が閉会の期間で本会の仕事を担当し、一般的に3カ月ごとに会議を行い、理事会の決議によって、本会の仕事を調査、決定する（章程20条）。

III 会長オフィス会議制度

全国弁護士協会は会長オフィス会議制度を運行している。会長オフィスは会長、副会長で構成されている。会長によって定期的に会議を行う。会長がオフィス会議は常務理事会の決議と決定を執行する状況を監督する（章程21条）。

IV 秘書処

全国弁護士協会の秘書処は全国弁護士代表大会、理事会、常務理事会の各決議、決定を実施することを行い、本会の日常の事務を担当する（章程 22 条）。そして、秘書処は秘書長が一人で、副秘書長が若干に設置される。秘書長が常務理事会によって任命される。副秘書長が秘書長によって推薦され、常務理事会が決定される。秘書長が常務理事会の授権される範囲で秘書処の工作を指導する。秘書長、副秘書長が理事会議、常務理事会議、会長オフィス会議に出席する。

秘書長の職責は章程 23 条によって七つの内容が定められている。すなわち、①秘書処の日常の工作をリーダーする。②弁護士代表大会、理事会、常務理事会の各決議を実施する。③秘書処の機関の設置方案を計画する。④秘書処の各規定を制定、実施する。⑤常務理事会に副秘書長を任命、解任する要求を提出する。⑥弁護士代表大会、理事会、常務理事会、会長によって委託される他の工作を行う。⑦司法行政機関の関係を調和する。

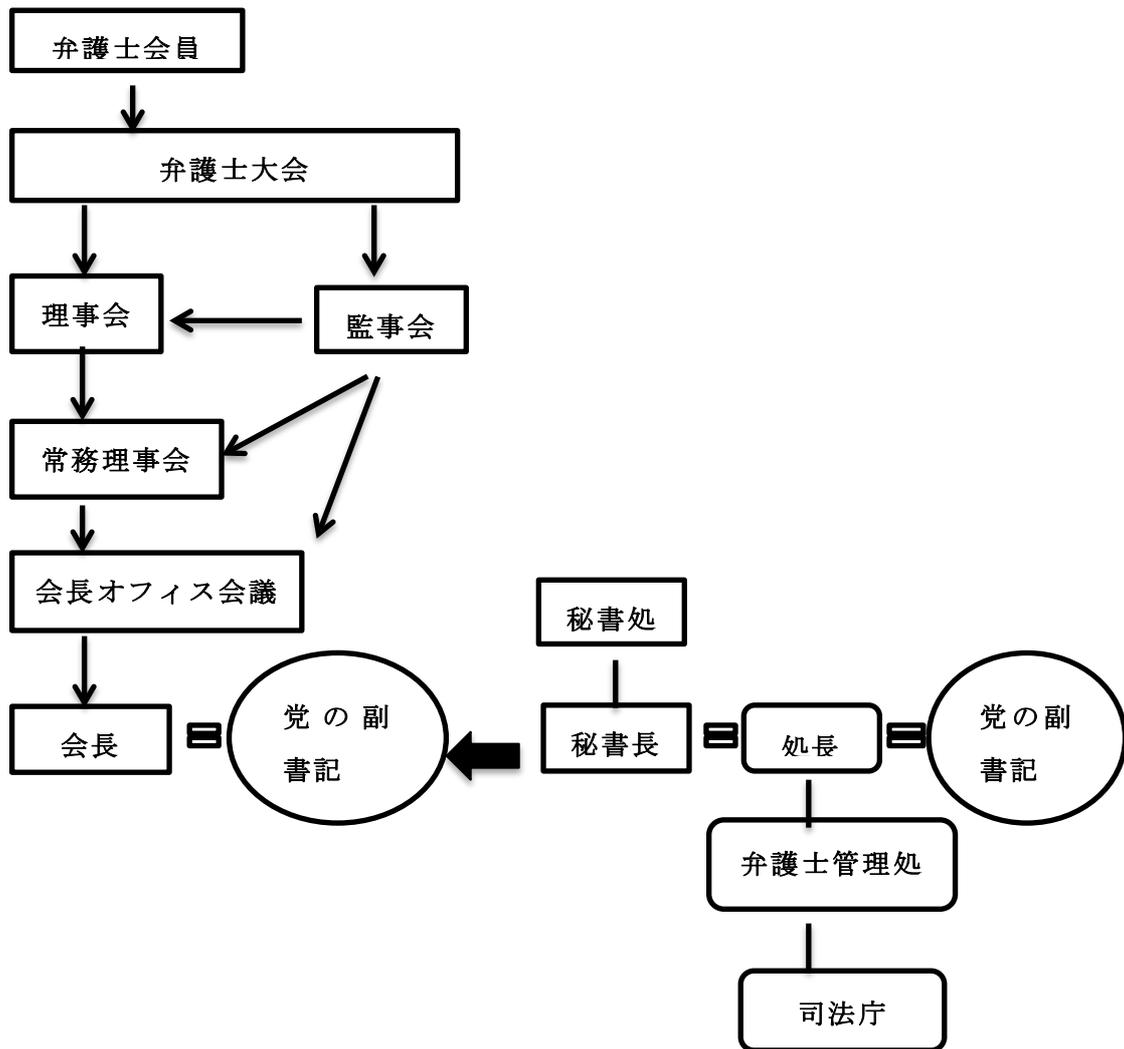
執業弁護士は弁護士協会の仕事を兼任するため、秘書処は弁護士協会の日常・実践の担当者である。

V 専門委員会と專業委員会

専門委員会は職務を履行する専門工作機関である。弁護士協会は弁護士合法權益保護委員会、弁護士紀律委員会、規則制度委員会、財務委員会などを設立すべきである。常務理事会による他の専門委員会が設立できる（章程 24 条）。

そして、弁護士協会は若干專業委員会を設置する。各委員会は主任が一人で、副主任と委員が若干で設置される。專業委員会の設置、調整、主任、副主任は常務理事会によって、決定される。專業委員会は專業委員会の活動規則によって、理論研究と業務交流の活動を行い、弁護士に関する業務規範を起草する。常務理事会は専門家、学者、関するリーダーが專業委員会の顧問として、任命されることができる（章程 25 条）。

図 2-6 弁護士協会、司法行政機関、党委の構造



(3) 会員の権利と義務

弁護士協会の会員は個人会員と団体会員によって構成されている。個人会員とは弁護士法によって弁護士業務証書を取得した弁護士である。それに加えて、法律によって批准され、設立された法律事務所は団体会員と言える。

以下に個人会員と団体会員の権利と義務に分けて整理する。

一方で、個人会員の権利は九つのものが規定されている。すなわち、①表決権、選挙権、被選挙権を有する。②合法執業保護権を有する。③本会が主催される勉強会と研修に参加する。④本会が主催される専門の研究と経験交流の活動に参加する。⑤本会の厚生活動に参加する。⑥弁護士協会の図書、資料、インターネット及び情報を利用する。⑦立法、司法及び行政執行に対しての意見と建議を提出する。⑧本会の仕事に対して監督して、批評

と建議を提出する。⑨本会を通じて関連する部門に意見を提出する。

他方で、個人会員の義務は以下の七つのものがある。すなわち、①本会の章程を守り、本会の決議を執行する。②弁護士業務行為規範を守り、本会の職業規則を守る。③本会の指導、監督及び管理を受け取る。④本会から委託された仕事を行う。⑤本会から委託された仕事を行い、弁護士協会の法律援助義務を履行する。⑥弁護士業の名誉を自覚的に守り、会員間の団結を守る。⑦規定によって会費を支払うことが規定される。

また、個人会員は本人の業務登録所在地の省、自治区、直轄市の弁護士協会で会員の登記手続きを行うべきである。

そして、団体会員の権利は①本会が主催する会議と他の活動に参加すること、②本会の情報を使用すること、③本会の仕事に対して民主に監督し、意見と建議を提出することである。

団体会員の義務は以下の十一の内容が規定されている。すなわち、①本会の章程を守る。②本会の職業規範を守り、本会の決議を執行する。③弁護士に業務行為規範を守ることを教育する。④弁護士に本会が主催する活動に参加させる。⑤内部の規則制度を制定、完備する。⑥弁護士が権利の行使と義務の履行のために必要な条件を提供する。⑦弁護士業務保険を主催、参加する。⑧研修弁護士に対する管理を強化する。⑨弁護士の業務活動に対して審査する。⑩規定による会費を支払う。⑪本会から委託された工作を行う。

(4) 賞罰

全国弁護士協会は団体会員、個人会員に対して奨励、懲戒をすることができる（章程 26 条）。会員に対する奨励、懲戒の規則は中華全国律師協会理事会によって制定されている（章程 27 条）。

奨励の場合は①民主と法制建設に対して突出な貢献がある場合、②国家と人民の利益を守る方面に貢献がある場合、③全国あるいは所属地域に重大な影響がある案件を成功に代理し、著しい成績がある場合、④立法、司法を改善し、弁護士業の改革と発展にとって突出な貢献がある場合、⑤他に奨励すべき場合（章程 28 条）が定められた。そして、奨励の形式は①官報に賞賛を掲載すること、②賞を記入すること、③光荣称号を授与することなどののである。さらに、同時に状況によって物質的な奨励を与えるべきである。章程の規定の他に中華全国弁護士協会会員に対して奨励する規定⁶⁴が詳しく規定されている。

奨励に比べて、懲戒の形式は①訓戒、②官報公告、③公開譴責、④会員資格の取消しの四つの種類がある。その適用の場合は①弁護士法と他の法律、法規、規定を違反すること、②本章程と弁護士業の規範を違反すること、③嚴重に社会道德を違反し、弁護士の形象と

⁶⁴ [中華全国律師協会会員奨励辦法] は 2003 年 12 月 27 日に 5 回全国弁護士協会常務理事会 7 期會議によって可決された。

信用を損なうこと、④弁護士倫理と業務紀律を違反すること、⑤他の処分を処すべきであることが規定されている。

そして、会員の違法、違規の行為に対して、弁護士協会は処罰権を有する行政機関に行政処罰を下すことを建議させる権限がある。処分の手続きの方から見ると、弁護士協会は処分の決定を出す前に当事者の弁解を真剣に聞き取るべきである。会員の資格を中止し、取消しの決定を出す前に当事者が公聴する権利がある。当事者が公聴を申請する場合に、弁護士協会は公聴を行うべきである（章程 30 条）。会員が違法、違紀によって司法行政機関から執業停止の処罰を受けられる場合に執業停止の期間で全国弁護士協会の選挙権、被選挙権など会員の権利を有しないということ（章程 31 条）が規定される。

（5） 経費

弁護士協会の経費は①会費、②財政の配分、③社会贈与、④他の合法収入（章程 33 条）によって獲得されるものである。

地方弁護士協会が確定された会費基準は全国弁護士協会に報告されるべきである。会費の収支に関する具体的な管理方法が全国弁護士協会は規定し、関係する部門に登録する（章程 35、40 条）。各省、自治区、直轄市の弁護士協会が中華全国弁護士協会に与える数額は全国弁護士協会が国家の規定の基準と各地の弁護士人数、職業発展の状況、業務の総収入によって確定される（章程 36 条）。

会費は章程 39 条によって以下の 10 つの方面の支出されることができる。すなわち、①仕事と業務研究会の支出。②執行機関の各支出。③国内と国際の弁護士交流活動。④弁護士世論の宣伝。⑤弁護士専門委員会、專業委員会の活動。⑥弁護士の合法權益を守り、会員を賞罰すること。⑦会員に勉強の資料と研修を提供すること。⑧特別な困難がある会員に補助すること。⑨会員の厚生。⑩常務理事会によって認める他の必要な支出である。

会員は会費の支払いの義務を履行しなければならない。各省、自治区、直轄市の弁護士協会は本地域の会費を徴収する。中華全国弁護士協会は各省、自治区、直轄市の弁護士協会から会費を徴収する。会費をインターセプト、延滞する下級の弁護士協会及び会員に対して、官報公告の処罰を処する（章程 34 条）。全国弁護士協会は会費の予算、決算の計画を制定し、単独に会費の収支の帳簿を立てる、全国弁護士協会は毎年に会費収支の状況を会計事務所に審査させ、審査の結果を理事会に報告し、会員からの監督を受けるべきである（章程 38 条）。

2. 秘書処の特殊な地位

全国弁護士協会の章程によって秘書処は全国弁護士代表大会、理事会、常務理事会の各

決議、決定を実施することを行い、本会の日常の仕事を担当する（章程 22 条）。実際に、基層の弁護士協会は同級の司法行政機関と重なり、独立した運営能力を持っていないのである。そのため、弁護士協会の日常の運営は秘書処によって管理されている。2010 年末に中国における区を設けた市及び直轄市以下の行政管轄区は 443 個があり、その中に弁護士協会は 357 所ある。弁護士協会は司法行政機関による代理管理の方が 247 所であり、その割合が 71%を占めている。弁護士協会と司法行政機関が分かれた方は 110 所であり、29%を占めている⁶⁵。

例えば、河南省弁護士協会は二つの方面で司法行政機関の監督・指導を受けられる。すなわち、①司法行政機関が重要な人事決定に対して政治保障を提供し、主な選挙候補者を審査し、及び秘書長の推薦を協力する。②司法行政機関は弁護士協会の会費徴収の基準と会費の収支管理の規定を指導・監督し、会費の収支に支持する⁶⁶。同級の司法行政機関の官僚が実際に関連する弁護士協会の秘書長を担任することである。秘書処の秘書長は弁護士会長、理事などの業務弁護士を管理しているため、両方の関係が不平等の関係であり、さらに「逆のリーダー関係」ということも言える。

以下に現地調査の事例を通じて、弁護士協会の秘書処の運用実態を明らかにする。

①懲罰の事例⁶⁷

ある委託事件に関する依頼者が司法局に苦情を申し立て、司法局のリーダーは係争当事者双方の主張を聴いた上に、依頼者の弁護士に対して懲罰する初歩的な決定を下した。まず、秘書長は弁護士協会の名義で「協会処分」という決定を出し、その決定に「司法行政機関に行政処罰の建議をさせること」が書かれた。その後、市司法局は司法行政機関の名義で行政処罰を下した。すなわち、同じ管理者は同時に弁護士協会の秘書処と司法行政機関の二つの名義で、二つの違う性質の行為を行った。

②陳情の事例

国慶節の前に市司法局は〔局長開放日〕というイベントでロビーに〔市民窓口〕の受付を設け、市民からの苦情などの申立に対応していた。

ある事案の依頼者は、訴訟中に相手方が死亡した原因で訴訟が完結されたため、弁護士に報酬を支払いたくなかった。依頼人は「相手が死んだから訴訟に勝ったが、委託した弁

⁶⁵全国律協地方律協建設指導委員会「全国地方律協建設調研報告（摘要）」（中国律師網：<http://old.acla.org.cn/pages/2011-11-7/s62602.html>、最終アクセス日：2016 年 11 月 17 日）。

⁶⁶全国・前掲注 65）参照。

⁶⁷場所：長春市弁護士管理处。時間：2014 年 9 月 22—9 月 24 日。内容：長春市における秘書処と弁護士協会の関係の実態への解明。

護士は何もせずになぜ報酬を返さないのか」という理由で、司法局に何度も苦情を申し立て、上級の司法庁まで陳情を行った。今度、司法局のリーダーも当事者の弁護士がこびよりに報酬を返すべきではないと思うが、国慶節の前に社会の秩序の安定〔維穩政策〕のために、早めに係争を解決したくて、当事弁護士と連絡した。司法局のリーダーは弁護士に圧力をかけ、「確かに法律によって、あなたは報酬を返さなくて良いですけども、全般の利益〔大局〕を考えてください。その報酬も多くないから当事者に返しなさい。この陳情のことが解決できれば、その代わりに、もし政府に何か事件があればあなたに依頼して、今回の損失を償ってあげます」といった。

この陳情の結果、弁護士は司法局との関係と未来の利益を考え、全般的な利益〔大局〕のために、妥協した。

この現地調査の事例から見ると、構造の原因で基層弁護士協会は大体に秘書処により実際に独占された状況がわかる。その上に、弁護士協会の会長も一般的に党員であり、当然に弁護士協会党組織の副書記を担当すべきである。関する党書記は司法行政機関の弁護士管理職（一般的に秘書長と同じ人）の上級であり、協会の会長と一緒に党委を構成し、党の政治指導の下で統制されることである。こういう構造（図 2-7、図 2-8）によって党の意志と利益を維持し、弁護士協会を統制する。

図 2-7 長春市弁護士協会党委の構造

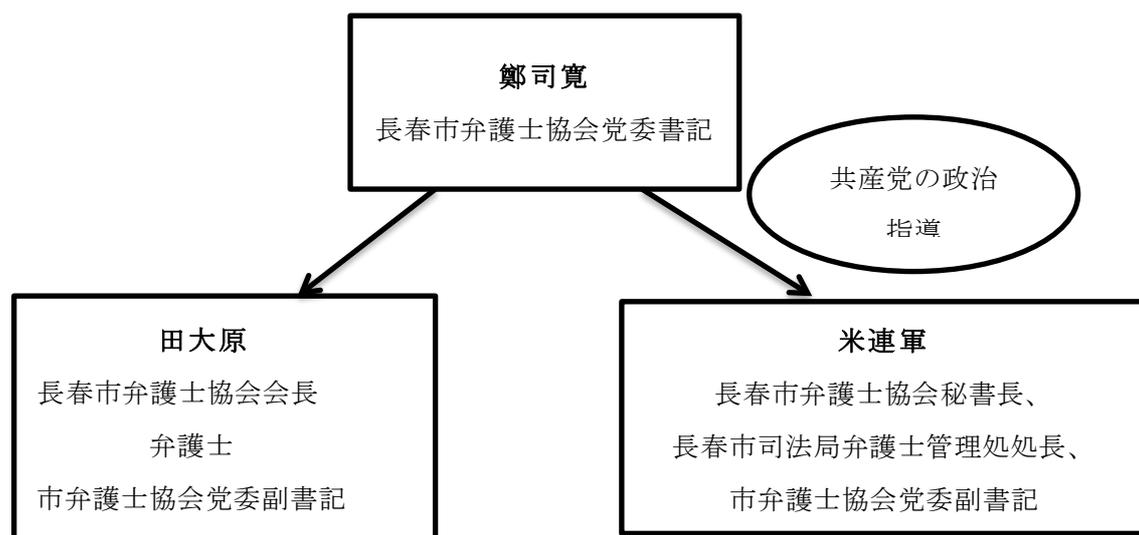
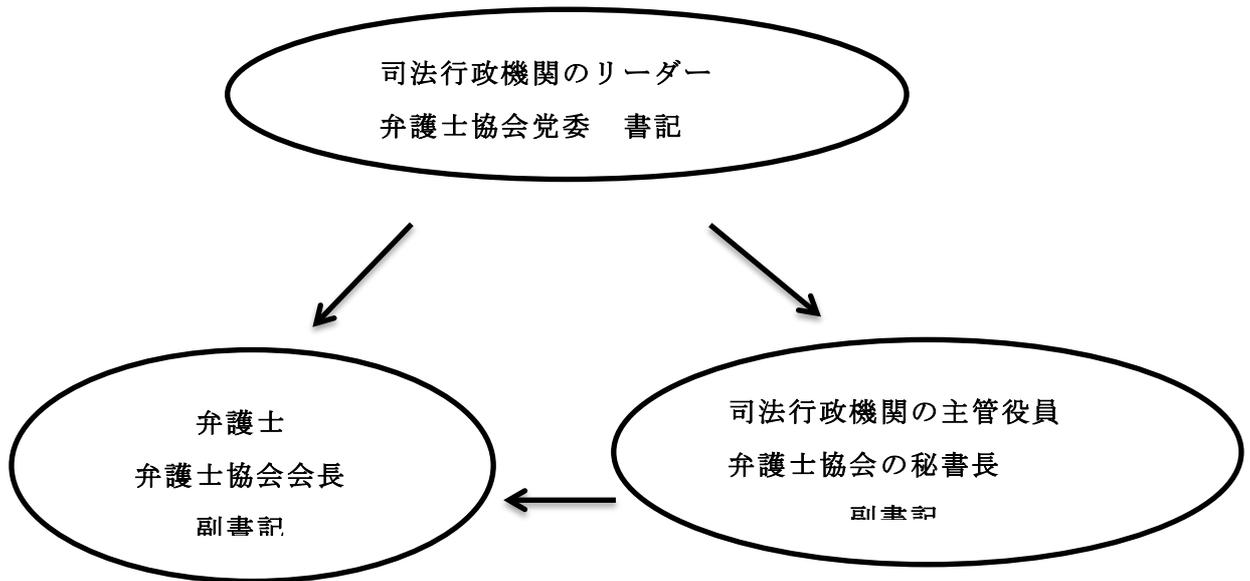


図 2-8 弁護士協会党委の一般構造



3. 弁護士協会の人事に関わる係争⁶⁸

弁護士協会の構成を考察した後、弁護士協会の運用状況を明らかにすることとする。そのため、この節では弁護士協会の選挙と会費に関わる係争を整理し、弁護士協会の人事における実態を検討する。

弁護士協会は理論的には司法行政機関と離れているので、独立に人事と財政を決定するはずである。しかしながら、実際には弁護士協会は全国の範囲で独立に運営できない状況がある。

例えば、湖北省では条件に合致する市（州）で弁護士協会が設立されたが、弁護士法と弁護士協会章程による健全な機関を設立し、常勤のスタッフを備え、期日通りに改選し、全面的に弁護士協会の職能が履行できる協会は少ないである。また、河北省、山西省、雲南省の弁護士協会も基層協会の建設が不十分であり、人員が不足であり、流動性が大きいという問題がある。多くの市（州）クラスの弁護士協会では秘書処が全職の人員がいないし、市クラスの司法局の人員が兼任されている状態と言われる⁶⁹。河北省、寧夏自治区の弁護士協会は章程を制定しておらず、河北省の省、市クラスの弁護士協会は監事会が設立しておらず、弁護士協会の規範化建設に影響がある。寧夏自治区の弁護士協会は自身の業務場所がなく、秘書処が法務庁で仕事を行っている⁷⁰。すなわち、弁護士協会と司法行政

⁶⁸ 弁護士協会の財政に関する資料の公開は不十分のため、ここで、完全に明らかにできない。財政に関する内容は主に選挙の係争に関わる部分だけに検討する。

⁶⁹ 全国・前掲注 65) 参照。

⁷⁰ 全国・前掲注 65) 参照。

機関は一つの機関が二つの名義で仕事を行うことも多い。

第1に、深圳市弁護士協会を代表としての直接選挙の試行⁷¹である。

深圳市弁護士協会は2003年7月に4期弁護士代表大会が開かれた。弁護士代表は大会で深圳市弁護士協会章程を審議した。この大会は全国の中に代表が初めて民主選挙、直接選挙及び差額選挙の方で深圳市弁護士協会の4期理事会を選挙したのである。そして、深圳弁護士協会の会長、副会長、理事及び秘書長は全て深圳の業務弁護士により担任されることが実現できる。この機会をはじめ、弁護士協会は司法局と人事、財務などの方面から離れ、司法局は弁護士協会の全部の経費と支出も負担しなくなり、弁護士協会も司法局に会費の収入を支払わなくなった。協会の業務場所も自費で購入し、所有権も協会が所有することになった。

深圳市が直接に選挙しはじめ、2004年9月、杭州市5期弁護士代表大会で138名代表によって直接に会長を選挙された。前回の会長は杭州市司法局の副局長が兼任したが、今回の弁護士協会の会長は初めて上級の司法行政機関から指定された人員に担当されないのである。2005年4月、重慶市3回弁護士代表大会が開かれた。今回も全体代表による全職の会長が選ばれた。そして、会長は業務弁護士で全職会長を担任し、担任の期間で会長の仕事の以外のことを行わないことが規定された。給料は弁護士協会から支払い、年収が12万であると規定されていた。これも全国範囲で初めてである。

第2に、深圳市弁護士協会の直選活動と異なり、北京市弁護士協会の選挙試みは失敗に終わった。

① 北京市弁護士協会の選挙係争⁷²

2008年8月26日、35名の北京弁護士は「歴史の趨勢に合わせ、弁護士協会の直接選挙を実現——全体の北京弁護士、市司法局、市弁護士協会へのアピール」〔順応歴史潮流、実現律協直選——致全体北京律師、市司法局、市律協的呼吁〕を出した。そこにおいては新たな北京弁護士協会の選挙から、i 全体の弁護士が選挙によって直接に弁護士代表、弁護士協会の会長、監事長を選ばれ、ii 会費の基準が3分の2以上の弁護士の認めであると規定され、さらに、iii 会費を減らすことが主張された。

このような主張をした理由は主に三つがある。

第1に、現在の北京弁護士協会の成立は合法的な基礎が不十分である。弁護士協会の章

⁷¹深圳市弁護士協会の直選選挙の試行についての整理は、文心「代表直選会長——是標本還是榜樣深圳律師启动自治進程」中国律師2003年9期33~36頁、陳秋藍「吹響改革創新的号角——深圳市律師協會成立20周年巡礼」中国律師2009年2期16~19頁など参照。

⁷²楊子雲「北京律協直選：我門的实力就是法律」中国改革2009年2期52~53頁、韓永「北京律協直選的“三人演義”」中国新聞週刊2008年46期74~76頁、劉炎迅「北京律協直選風波」新世紀週刊2008年27期78~79頁、孫紅「北京律協直選風波」百姓2008年11期32~35頁、韓永「北京律協“直選”衝動」中国新聞週刊2008年35期48~51頁など参照。

程と選挙が全会員の投票をされずに、3分の2以上の人数の通過を経っていない。したがって、無効なはずである。そして、弁護士代表は選挙を通じて選ばずに、代表は主に法律事務所の主任弁護士あるいは、パートナーで担任されている。

第2に、現在の弁護士協会は全体弁護士の利益を代表できないことである。現在の弁護士協会は全体弁護士によって投票をされずに、全体弁護士に対して、責任を負わないである。弁護士権利を守らずに、さらに、弁護士の利益を侵害することもある。

第3に、北京弁護士協会は権限を濫用し、会費の基準が高く規定され、さらに、財務支出の過程が不透明である。現在の会費は毎年に法律事務所が10000元であり、弁護士が2500元である。さらに、弁護士協会の純資産は2000年の1000万元余から、2006年までの1.16億元に登ったことと言われる。北京弁護士協会選挙手続き（草案）が書かれ、草案は17条であり、弁護士協会の選挙の手続きに関する内容が明確に規定された。

このような主張に対して、2008年9月5日、北京弁護士協会はホームページで「北京弁護士協会は少数弁護士によるいわゆる弁護士協会の直接選挙に関する声明」〔北京市律師協会關於少数律師呼吁所謂“北京律協直選”的嚴正声明〕（以下、「北京弁護士協会声明」と略す）を公表した。35名の弁護士が弁護士協会の直接選挙を主張することは「自分が連絡し〔私自串联〕、デマを作る〔制造谣言、蛊惑人心〕」のである。その主張は中国における現行の弁護士管理制度、司法制度及び政治制度を全面的に否定してほしい」と言われた。そして、会費に対する疑問について9月19日に北京弁護士協会の会長の李大進氏が三点を答えた。すなわち、①北京弁護士協会は会費徴収の根拠が合法である。②北京弁護士協会は会費の支出について厳格な監督の手続きがある。③北京弁護士協会の会費の支出は全部の会員にとっても公開的・透明的である。結局、北京市の弁護士の直選の抗争は失敗に終わった。

② 寧夏市弁護士協会の選挙の係争⁷³

2007年12月22日、寧夏市弁護士協会7回弁護士代表大会が開かれた。この大会で7回弁護士協会の常務理事、会長、副会長が選挙された。しかしながら、選挙の過程に争議があった。1回目の選挙は合法的な手続きによって行った。しかしながら、当選の結果が当該司法局の意志に合わないことになった。そのため、大会の主席団は選挙の結果を公開しないまま、強制的に各代表団を再び投票させることになった。この時、一部分の弁護士は抗議のために現場から離席した。事件の結果は当局が指定したい弁護士の当選になることで終わった。

⁷³劉炎迅「寧夏：讓律師群体蒙羞的選舉」新世紀週刊2008年21期54～56頁参照

③ 北京市弁護士協会の憲法専門委員会の選挙の係争⁷⁴

北京市弁護士協会の憲法専門委員会の選挙活動の中にも争議が起こった。2015年11月1日、10回北京市弁護士協会の憲法専門委員会主任、副主任の選挙会議に10名あまりの委員は候補者の提出過程に対して異議を出し、北京市弁護士協会の選挙活動の規範に違反する行為があることを公開に指摘した。選挙過程には自薦で主任、副主任の選挙を参加したい3名の委員が候補者として提出されてなかった。北京市弁護士協会から認められた代表だけが承認されたから、10名あまりの委員は「事実上の『同額』⁷⁵選挙になったこと」に対する抗議として、投票を断り、離席してしまった。

要するに、弁護士協会の人事は形式的な独立であり、実質に司法行政機関によって決定されているのである。

第5節 法律事務所による日常的統制

本節では、法律事務所の形態を整理した上に、法律事務所が統制主体と統制対象の二重身分を明らかにする。

1. 法律事務所の形態

現在、名称、住所と章程が備えている。②本法律に適合する弁護士が備えている。③設立人が一定の業務経歴があり、及び3年以内に業務停止の懲罰を受けなかった弁護士である。④国务院司法行政機関が規定された数額の資産を備えることである。

第1に、国資事務所とは国家の資金で法律事務所を設立し、法律によって自主的に弁護士の業務を行い、法律事務所の全部の資産に基づいて債務の責任を負う（07年法20条）法律事務所である。そして、国資事務所の設立条件は一般条件の他に「法律事務所に対する管理規定」〔律師事務所管理辦法〕⁷⁶（以下、「事務所管理規定」を略す）によって、最低、2名の弁護士法の条件に合わせる全職弁護士がいることも特別に規定された。

しかしながら、国家が出資で設立した法律事務所は所在地の県クラス司法法務機関によって設立された。事務所の設立の申し込みの前に所属する県クラス人民政府の関連する機関から編制と経費を提供されることである。国資事務所の担当者は本所の弁護士から推薦

⁷⁴林子楨「北京律協憲法委選挙罷投事件還原」（財新網：<http://china.caixin.com/2015-11-05/100870695.html>、最終アクセス日：2017年8月16日）、張千帆「北京律協改選風波：民主規則的倒退」（FT中文網：<http://www.ftchinese.com/story/001064705>、最終アクセス日：2017年8月16日）参照。

⁷⁵この言葉の意味は 候補者数が定員と同数の選挙である。

⁷⁶ 2008年7月18日から司法部令111号によって実施され、2012年11月30日に司法部令125号及び2016年9月6日に司法部令133号によって改正された。

され、所在地の県クラス司法行政機関に認められる。国資法律事務所の存在は主に経済未発達地域の法サービスのニーズに答えるためである。

第2に、パートナー制事務所は普通パートナー制か特殊普通パートナー制の形態で設立されることができる。パートナー制事務所のパートナーはパートナーの形態によって法律事務所の債務を負う。

その中に、普通パートナー制事務所の設立条件は弁護士法14条の規定を満たす他に①書面のパートナー契約がある。②3名以上のパートナーが設立人とすべきである。③設立人が3年以上の業務経歴及び全職弁護士として業務を行う。④30万元以上の資産を有すべきであることと定められている。

さらに、パートナー契約は以下の内容を掲載すべきである。すなわち、①パートナー、また、姓名、居住地、身分証明書番号、弁護士業務キャリアなど、②パートナーの出資額及び出資方式、③パートナーの権利、義務、④パートナー制事務所の責任者の職責及び選出、変更手続き、⑤パートナー会議の職責、議論規則など、⑥パートナー収益分配及び債務負担の方式、⑦パートナー加入、退出及び除名の条件と手続き、⑧パートナーの間の争いに関する解決方法と手続き及びパートナー契約に違反する責任、⑨パートナー契約の解釈、修正の手続き、⑩他の掲載すべき事項である。

それに対して、特殊普通パートナー制事務所⁷⁷とはパートナーが業務活動で故意あるいは重大な過失によるパートナー企業の債務に対し無限責任あるいは無限連帯責任を負い、他のパートナーがパートナー企業の割合による責任を負う法律事務所である。2006年8月に「パートナー企業法」〔中華人民共和国合夥企業法〕が施行された。その中に、有限責任パートナー制度が確立された⁷⁸。その後、2007年弁護士法に特殊普通パートナー制事務所の形態も正式に規定された。特殊普通パートナー制事務所の設立条件は弁護士法14条の規定を満たす他に①書面のパートナー契約があり、②20名以上のパートナーが設立人とすべきであり、③設立人が3年以上の業務経歴及び全職弁護士として業務を行い、④1000万元以上の資産を有すべきであることと定められている。

第3に、個人事務所というのは1名の弁護士が個人の投資によって設立され、財産が個人に所有され、そして、業務弁護士が個人の財産で法律事務所の債務に無限責任を負う弁護士の業務機関である⁷⁹。個人事務所の設立条件は弁護士法14条の規定を満足する他に、①設立人が5年以上の業務キャリアの弁護士（07年法16条）、②10万元以上の資産を有すること（事務所管理規定5条）と規定された。

2012年末まで、中国（香港、マカオ、台湾を含まず）法律事務所の総数は19361所に

⁷⁷王進喜『律師与公証制度（2版）』（中国人民大学出版社、2013年）55頁参照。

⁷⁸その55条、57条、58条によると特殊普通パートナー企業は専門組織に適合し、パートナーは業務中の過誤行為によりパートナー企業に債務を発生させた場合、関係するパートナーが無責任あるいは無限連帯責任を負うべきである。

⁷⁹王・前掲注77) 55頁参照。

増加してきた。法律事務所の年平均の増加スピードは約 6% である。法律事務所の形態から見るとパートナー制事務所は最も主要な形態であるが、13835 所であり、法律事務所の総数の 71.5% である。パートナー制事務所の規模から見れば、3~10 人のパートナー制法律事務所の総数の 92.9% であり、法律事務所の総数の 3 分の 2 を占めている。個人法律事務所は 3993 所であり、法律事務所の総数の 20.6% である。そして、国資所の数は 1504 所であり、事務所総数の 7.8% である⁸⁰（表 2-7、2-8 を参照する）。

図 2-9 法律事務所の形態

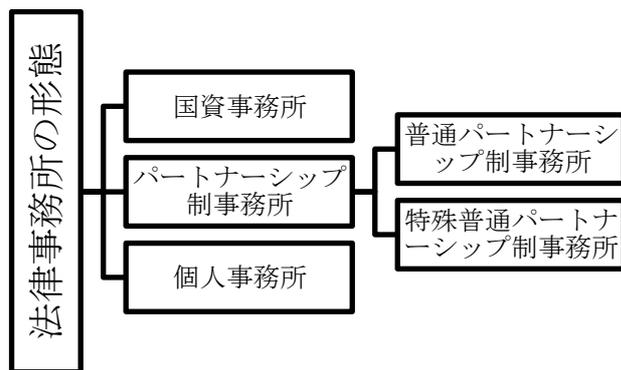


表 2-6 部分の省（市）個人事務所の数

	北 京 2012 年 12 月	上 海 2013 年 6 月	広 東 2011 年 6 月		重 慶 2013 年 6 月	四 川 2012 年 6 月		福 建 2012 年度	新 疆 2012 年 6 月	温州市 2013 年 6 月
事 務 所 数	1672	1204	1681	1059	419	866	268	485	340	-
個 人 所 数	282	302	335	361	205	135	53	99	65	43
割合%	16.8%	25%	19.9%	34%	48.9%	15.6%	19.8%	20%	19%	38.89%

出典：陳宜編『律師執業組織和律市管理体制研究』（中国政法大学出版社、2014 年）109 頁。

⁸⁰ 「2013 年中国律師行業社会責任報告（摘編）」中国律師 2013 年 9 期 21 頁。

表 2-7 2013 年年法律事務所の総数と組織形態

	事務所 の総数	パート ナー所					国 資 所	合 作 所	個 人 事 務 所
			パート ナー 3 - 10 人	パート ナー 11 - 50 人	パート ナー 51 - 100 人	パート ナー 100 人 以上			
北京	1782	1344	1221	114	7	2	1	0	348
天津	471	272	218	5	0	0	1	0	198
河北	740	489	457	31	0	1	90	0	161
山西	573	316	311	5	0	0	90	0	167
内モン ゴル	332	248	231	17	0	0	44	0	40
遼寧	741	665	625	40	0	0	24	0	11
吉林	409	246	241	5	0	0	2	0	144
黒龍江	750	599	550	48	1	0	25	0	126
上海	1223	915	864	49	2	0	0	0	308
江蘇	1288	1138	1007	83	0	0	0	0	150
浙江	1072	703	670	33	0	0	2	0	367
安徽	574	470	425	45	0	0	11	0	93
福建	564	407	384	23	0	0	12	0	145
江西	358	199	191	8	0	0	84	0	75
山東	1372	936	898	371	0	0	42	0	394
河南	877	567	555	11	1	0	55	0	255
湖北	549	388	333	172	13	0	51	0	110
湖南	580	520	495	25	0	0	24	0	36
広東	2065	1208	1139	115	10	1	289	11	557
広西	463	295	270	25	0	0	73	0	95
海南	91	67	51	14	0	0	0	0	24
四川	953	714	637	77	0	0	85	0	154
重慶	607	357	226	21	3	0	3	0	218
チベット	28	14	0	0	0	0	8	0	6
陝西	439	334	324	8	2	0	63	0	42

甘肅	281	139	103	33	2	1	82	0	60
青海	75	30	30	0	0	0	34	0	11
雲南	583	347	332	15	0	0	108	0	128
貴州	310	144	140	4	0	0	86	0	80
寧夏	88	59	54	5	0	0	8	0	21
新疆	371	188	162	26	0	0	72	0	111
合計	20609	14318	13144	1428	41	5	1469	11	4635

出典：中国律師年鑑編輯委員会『中国律師年鑑』（中国律師雜誌社、2013年）269頁。

2. 法律事務所の二重身分

弁護士法、全国弁護士大会章程及び事務所管理規定によって法律事務所の職能は規定された。すなわち、一方面で所属の弁護士のために、日常の管理機能を備えている。それに対して、一方では弁護士と同時に管理対象として、党組織、司法行政機関及び弁護士協会による統制を受けている。法律事務所は管理機関と管理の対象の二重身分を備えているといえる。以下では、法律事務所の管理機関と管理の対象の身分に分かれて整理する。

(1) 管理者の身分として

湖南省弁護士協会と司法行政機関は「湖南省弁護士と法律事務所重大事項の報告規定」⁸¹によって弁護士と法律事務所の報告制度を制定する。この制度を通じて、法律事務所の日常活動が監視・管理されている状態を明らかにする。

具体的には、湖南省における報告制度は弁護士と法律事務所の報告内容が分かれて整理する。

弁護士の報告内容は以下のようである。

第1に、湖南省報告規定5条によって以下の六つの重大刑事事件に関する事由がある際に弁護士の報告する義務がある。

すなわち、①被告人が死刑を処する可能性がある。②仮に無罪を弁護する。③事件に関する人数が5人以上の集団犯罪、暴力団に関する。④被告人が県クラス以上の党、政府機関の官僚である。⑤省クラス以上の部門が監督、調査する。⑥外国人、台湾人に関することである。⑦重大な社会影響のことである。

⁸¹2011年3月30日に7回湖南省弁護士協会理事会で通過され、2011年4月1日から施行された。「關於印發湖南省律師和律師事務所重大事項報告規則的通知」（以下、「湖南省報告規定」と略す）（湖南律師網：http://www.hnlx.org.cn/show_n.php?t=11&id=294、最終アクセス日：2015年5月10日）参照。

第2に、湖南省報告規定6条により、以下の六つの重大民事事件、行政事件に関する事項で弁護士が報告すべきである。

すなわち、①群体性事件、②国家重点工程建設に関する事件、③争議の標的物が人民幣5千萬元を超える事件、④訴訟主体の一方が県クラス以上の政府である事件、⑤台湾、外国に関する事件、⑥国家、社会に関する重大公共利益の事件である。

第3に、弁護士は湖南省報告規定7条によって、以下の10つの重大事件の際に法律事務所へ報告すべきである。

すなわち、①業務活動による依頼人と民事係争を起こる。

②業務中、当事者、他の人から人身損害を受けられる。

③配偶者、近親族が業務所在地に判事、検察官を担当している。

④司法機関による立案調査あるいは刑事懲罰を受ける。

⑤司法行政機関、弁護士協会の他の行政機関、行業協会から奨励、処罰を受ける。

⑥境外、国外の学术交流活動に参加し、あるいは境外、国外の専門研修を受ける。

⑦弁護士あるいは公民の身分で境外、国外の民間あるいは行業組織に加入し、あるいは弁護士の身分で海外の国際組織の会議に参加し、発言する。

⑧護士あるいは公民の身分で境外、国外の組織の贈与あるいは授与の学位、名誉称号を受ける。

⑨境外、国外の新聞メディアのインタビュー、原稿の約定〔約稿〕を受ける。

⑩境外、国外に書籍を出版する。

それに対して、法律事務所の報告内容は以下の三つの方面がある。

第1に、重大刑事事件の際に湖南省報告規定8条によって以下の四つのが報告する必要がある。すなわち、①事件に関する人数が5人以上の集団犯罪、暴力団に関する犯罪のこと、②被告人が県クラス以上の党、政府機関の官僚であること、③台湾、外国に関する事件、④重大な社会影響のことである。

第2に、重大民事、行政事件の際に湖南省報告規定9条によって、①群体性事件、②国家重点工程建設に関する事件、③訴訟主体の一方が県クラス以上の政府である事件、④国家、社会に関する重大公共利益の事件、⑤争議の標的物が人民幣5千萬元を超える台湾、外国に関する事件が報告する必要がある。

第3に、湖南省報告規定10条によって、以下の重大事件の際に法律事務所の報告義務がある。

①重大研究活動、法律相談活動を行う。

②主任、パートナー、名称、組織形式、住所地あるいは章程パートナー契約の改正を変更する。

③事務所あるいは本所の弁護士が業務活動による、依頼人との間で民事係争を起こしてしまい、調停による合致できない。

④事務所あるいは本所の弁護士が他の司法行政機関と弁護士協会の行政処罰、行業処分を受ける。

⑤事務所あるいは本所の弁護士が省クラス以上の司法行政機関、弁護士協会以外の他の行政機関、職業協会から奨励を受ける。

⑥本所の弁護士が司法機関による立案審査あるいは刑事処罰を受ける。

⑦法律事務所が本所の違法の弁護士に対して処理する。

⑧法律事務所のパートナーの間で重大な相違があり、長期間で決議が形成できない。

⑨弁護士の間で、弁護士と法律事務所の間で利益衝突、異常な変動、報酬などによる係争があり、調停できない。

⑩弁護士の間で、弁護士と法律事務所の間で、あるいは法律事務所の間で係争による裁判所に訴訟を提起し、仲裁委員会に仲裁を申請する。

⑪本所弁護士が本規定の7条⑥⑦⑧⑨⑩の重大状況がある場合である。

さらに、報告すべき報告の内容は当事者、案件、代理弁護士の基本状況、及び弁護士の仮の代理意見であり、そして、司法行政機関、弁護士協会に幫助させたい問題など（湖南省報告規定12条）である。弁護士がこの規定を執行する状況は弁護士年度考課の内容としては、審査される（湖南省報告規定15条）。弁護士、法律事務所が報告すべき状況があり、隠し、あるいは直ちに報告しない場合に法律事務所が弁護士を批評・教育し、嚴重な結果があれば訓戒、あるいは通報で批判する〔通報批評〕行業処分を処すべきである。弁護士協会は法律事務所を批評・教育すべきであり、嚴重な結果があれば、法律事務所の主任と法律事務所に通報で批判する〔通報批評〕行業処分を処すべき（湖南省報告規定15、16条）である。

そして、2016年9月、司法部令133号によって法律事務所管理規定が改正されていた。この改正には各地に法律事務所が重大・厄介事件に対する管理・監督の規定をまとめて、追認した。例えば、法律事務所管理規定49条の1項、2項に法律事務所は重大・厄介事件の報告、団体研究及び審査監督制度を建設・健全すべきであり、代理の手続きを規範し、弁護士が法により重大・厄介事件を代理することを指導・監督することである。法律事務所は法により管理の責任を履行すべきであり、本事務所の弁護士が法による業務を行うことを教育・管理し、本事務所の弁護士の業務活動を監督・管理することを強化することであるということが規定されていた。すなわち、制度的に法律事務所の統制の役割を強化することである。

要するに弁護士協会、司法行政機関はこの規定によって全方面に弁護士、法律事務所を監視・統制する。法律事務所はこの監視・統制体制の重要な一環として役割を担っている。

(2) 管理の対象として

第 1 に、県クラスの司法行政機関の職責は事務所管理規定 64 条 1 項によって以下の 8 つがある。

- すなわち、①法律事務所の業務活動中に法律、法規、規定を守る状況を監督する。
- ②法律事務所の業務と内部管理制度の建立と実施の状況を監督する。
- ③法律事務所が法定の設立条件の保持及び変更の審査あるいは登録の執行の状況を監督する。
- ④法律事務所が清算、ログアウトの申し込みの状況を監督する。
- ⑤法律事務所が弁護士に対する年度考課と前年度の業務総括の状況を監督する。
- ⑥法律事務所に対する苦情とクレームを受理する。
- ⑦法律事務所が行政処罰の履行と改正の状況を監督する。
- ⑧司法部と省、自治区、直轄市の司法行政機関が規定された他の職責である。

そして、県クラスの司法行政機関は事務所管理規定 64 条 2 項によって、日常の監督管理の過程に発現あるいは調査した法律事務所の業務と内部管理の問題がある場合に、法律事務所の担当者あるいは関する弁護士に対して警告相談を行い、改正を責め、さらに改正の状況にたいして監督する。県クラスの司法行政機関は法律事務所の違法行為に対して、法律によって行政処罰を処すべき場合には上級司法行政機関に処罰の建議を提出する。協会処分を処すべき場合には弁護士協会に移送するが規定されていた。

第 2 に、区を設けた市クラス司法行政機関の監督管理の職責は事務所管理規定 65 条によって以下の 8 つのに分かれている。

すなわち、①本行政地域の法律事務所の業務活動、組織建設、チーム建設、制度建設の状況を把握し、弁護士業を強化する規定を制定する。

②下級司法行政機関の日常の監督管理のことを指導・監督し、法律事務所に対する特定審査を行い、法律事務所に対する苦情を処理することを指導する。

③法律事務所を奨励する。

④法定の権力による法律事務所に対して行政処罰を行う。法律によって業務許可証を取り消すべき場合に、上一級司法行政機関に処罰の建議を提出する。

⑤法律事務所の年度審査を行う。

⑥法律事務所の設立、変更、支所の設立、ログアウトの申し込みのことを受理・審査する。

⑦法律事務所の業務資料を建設し、法律事務所の許可、変更、終了、及び業務資料の公開を行う。

⑧法律、法規、規定による他の職責である。

そして、直轄市の区（県）クラスの司法行政機関は前項に相関する職責を有するのであ

る。

第3に、省、自治区、直轄市の司法行政機関の職責は事務所管理規定66条によって以下の8つの方がある。

①本行政地域の法律事務所の発展計画と関する政策を制定し、法律事務所の管理に関する規範性文件を制定する。

②本行政地域の法律事務所の業務活動、組織建設、チーム建設、制度建設及び業務展開の状況を把握する。

③下級司法行政機関の日常の監督管理のことを指導・監督し、法律事務所に対する特定審査を行い、及び年度審査のことを指導する。

④法律事務所を奨励する。

⑤法律による法律事務所の嚴重な違法行為に対して業務許可証を取り消し、下一級の司法行政機関の仕事を監督し、行政複議と申し立ての事件を処理する。

⑥法律事務所の設立の承認、変更の承認あるいは登録、支所の設立の承認、及び業務許可証のログアウトのことを処理する。

⑦本行政地域の法律事務所に関する重大情報の公開を行う。

⑧法律、法規による他の職責である。

要するに法律事務所の日常活動は各クラスの司法行政機関によって厳密にコントロールされている。

第2章に整理したように弁護士は司法試験を準備することから、党、司法行政機関、弁護士協会及び法律事務所によって全面的・多元的統制を受けている。

第3章 執業証書の年度考課制度

先述したように中国の弁護士制度では、法曹としての資格〔法律職業資格証〕があるだけでは実務に従事することができず、加えて実務従事証〔律師執業証〕が必要とされている。前者には有効期限はないが、後者は1年毎に検印を受けることが義務づけられている。これは俗に〔年検〕（以下、年度考課制度と呼ぶ）と呼ばれ、弁護士に対する恒常的な監視、牽制システムとして重要な機能を果たしている。また、本制度をめぐっては制度自体の廃止も含めて、異論も出され、弁護士制度改革の焦点のひとつとなっている。従って、本章ではこの執業証の年度考課制度について詳述し、問題点を明らかにする。

第1節 年度考課制度の変遷

年度考課制度は費用の徴収の名称によって管理費時期、年検費時期及び会員費時期の三つの時期が分かれて、整理する。

1. 管理費時期

弁護士制度が回復の初期に律師暫行条例によって制定・公布された。「同条例の特徴は、弁護士の身分を国の法律工作者つまり公務員と規定し、弁護士の業務組織である〔法律顧問処〕が司法行政機関の指導と監督を受けるとしている点にある」⁸²。しかしながら、1980年の後半から、弁護士の地位と身分は大きく変化されるようになった。1988年、司法部が合作制法律事務所の試点方案を公布した。1993年、国務院辦公庁が「司法部弁護士業務改革を深める方案について」〔司法部關於深化律師工作改革的方案〕を司法部に批転した。弁護士は次第に国家の法律工作者の身分から離れて、法律事務所も共同出資によって自主運営、独立採算の「合作制」事務所になった。90年代、パートナーシップ制事務所も試行し始めされるようになった。1996年弁護士法において司法行政機関によって、指導・監督されることと弁護士協会によって職業的に管理されることという「両結合」管理体制が確立されていた。弁護士の身分も「社会に法サービスを提供する業務従事者」（第2条）に変わされた。

司法部令46号によって、1997年から施行された「弁護士執業証書管理辦法」〔律師執業証管理辦法〕12条で「弁護士執業証書は毎年一度に注冊されなければならない。注冊されない場合には無効になる」が規定されていた。この規定によって弁護士の「年検」制度は強化された。弁護士職層の重大な変革に従って、「管理費」の名義で徴収することに

⁸²鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門〔第7版〕』（有斐閣、2016年）344頁。

弁護士階層が納得できなくなった。そのため、国家財政部と国家計画委員会が『財総字〔1999〕195号』文件を公布した。2000年1月1日から各地の法律事務所に対する徴収の管理費が取消された。

2. 年検費時期

管理費が取消された同時に、各地の省クラスの司法行政機関が同クラスの財政庁、物価庁に管理範囲の下の法律事務所に「年検費（公告費も含める）」、弁護士に「注冊費〔登録費〕（公告費も含める）」を徴収することを申請した。同クラスの財政庁、物価庁は正式的な〔文件〕という方法で批准せずに、臨時的な〔函〕あるいは〔批複〕のようなもので批准された。さらに、これに基づいて、管理機関が「年検費」「注冊費」を徴収する根拠になった。

こういう状況はある判決によって変わられた。2002年に、洛陽市西工区人民法院は〔2002〕西行初字第69号行政判決書を下した。判旨で「1994年2月28日河南省人民政府第9号の〔河南省行政事業收費管理暫行規定〕の7条によって、被告の洛陽市司法局は省クラス以上の人民政府が弁護士の年度考課の費用の徴収を批准する証拠を提供できない。そのため、さらに被告人は原告人に提供した領収書も財政の管理期間が印刷あるいは監督した行政事業性の領収書を提供できない。そこで、被告人は原告人に2001年の年度考課の注冊費を徴収する行為は違法だと認められる。本訴訟の費用は被告人が負担すべきである」と提出されていた。この判決には初めて年度考課の注冊費の徴収の行為が違法だと認められる。この判決の後で中華全国弁護士協会の秘書長もインタビューで「国家の規定によって、行政機関が年度考課の注冊費を徴収することは取消され、個別の省で当地の物価の機関によって批准された徴収の行為も取消されるべきである」⁸³と答えられた。しかし、翌年の年度考課において、手数料は会員費の名義に変わられて徴収され続けている。

3. 会員費時期

翌年の「年検」から、元の「年検費」あるいは「注冊費」は会員費の名義に変わられて、徴収し続けられている。2007年に全面に修正された弁護士法23条、24条によって「法律事務所は業務管理、利益衝突審査、料金と財務管理、年度考課、档案管理などの制度を設立・改善し、弁護士が業務活動の中で職業倫理、業務紀律を守る状況に対して監督する」（弁護士法23条）、「法律事務所は毎年の年度考課の後で区を設けた市クラスあるいは直轄市の区人民政府司法行政機関に本事務所の年度業務状況の報告と弁護士執業考課の結

⁸³劉思達「律師年檢何時休」『財經』雜誌 388 期 (<http://magazine.caijing.com.cn/2014-03-23/114032570.html>、最終アクセス日：2017年8月14日)。

果を提出すべきである」（弁護士法 24 条）が規定されていた。

2008 年から「弁護士執業管理辦法」〔律師執業管理辦法〕⁸⁴（以下、「弁護士管理辦法」と略す）が施行された。その中に、「弁護士執業證書は登録〔注冊〕されない場合には無効になる」という条文が削除された。中華人民共和国司法部命令 121 号によって「法律事務所年度考課辦法」〔律師事務所年度檢查考核辦法〕（以下、「事務所考課辦法」）が 2010 年 4 月 7 日から公布・施行された。そして、2011 年 1 月 1 日から中華全国弁護士協会が規定された「弁護士執業年度考課規則」〔中華全国律師協會律師執業年度考核規則〕「以下、弁護士考課規則と略す」も施行された。執業證書の年度考課制度はこれに基づいて弁護士と法律事務所に対して年度考課〔年度考核〕の名義で運行され続ける。

事務所考課辦法が考課の内容に関する 6 条 6 項では「弁護士協会の会員の義務を履行する状況」が規定された。さらに、弁護士考課規則 8 条 2 項で「弁護士が弁護士協会の章程を守り、会員義務を守る状況」が規定された。この中で強調された「会員の義務」は事実上に「会員費」を支払う状況によって評価された。

この 30 年の間、弁護士と法律事務所に対して徴収する費用の名義が何回に変化されてきた。しかしながら、管理機関によって年一度に執業の内容が審査されることと手数料の徴収は変わらずに続けられている。

第 2 節 年度考課制度の全体像

本節では、年度考課制度の構成を整理し、そして、年度考課制度による団体的事件に対する統制の実体を検討する上に、年度考課制度の全体像を明らかにする。

1. 年度考課制度の構成

弁護士執業の年度考課〔律師執業年度考核〕というのは弁護士協会が法律事務所の所属弁護士に前年度の執務活動を審査した上に、弁護士執務の表現を評価し、審査した結果を司法行政機関に報告し、弁護士業務の档案に記録するということである（弁護士考課規則 2 条 1 項）。年度考課の目的は弁護士業務の年度審査を規範するために、弁護士業務の活動に対して監督することを強化するために規定される（弁護士考課規則 1 条）。それに対して、法律事務所の年度考課というのは、司法行政機関が定期的に法律事務所の前年度の業務と管理状況を審査し、その業務と管理状況を評価するのである（事務所考課辦法 2 条 1 項）。

以下、年度考課の主体、内容、結果、手続きに分かれて、弁護士、法律事務所に対する

⁸⁴2016 年 9 月 18 日、司法部令 134 号によって改正された。

年度考課制度を整理する。

(1) 考課の主体

弁護士執業の年度考課の場合には区を設けた市クラスもしくは直轄市の弁護士協会が組織・実施することを担当する。区を設けた市クラスの弁護士協会が建立されない場合には、所在の省、自治区の弁護士協会が組織・実施することを担当できる。省、自治区の弁護士協会が本区域の弁護士業務の年度考課のことを指導・監督する（弁護士考課規則 4 条）。

法律事務所は弁護士執業の年度考課制度を設けるべきである。また、本事務所における弁護士の前年度の執業活動を審査・評価することを担当し、審査の意見を作成する。弁護士協会は弁護士執業の年度考課の結果に対する評価のメカニズムを設けるべきであり、弁護士執業の年度考課の結果を確定することを担当する（弁護士考課規則 5 条）。しかし、弁護士協会は弁護士執業の年度考課を実施し、司法行政機関の指導・監督を受け取るべきである（弁護士考課規則 6 条）。

そして、弁護士に対する考課は弁護士協会の規則によって、弁護士協会は考課活動を行い、司法行政機関に報告するのである。しかしながら、地区クラス（直轄市の場合は直轄市）の弁護士協会が、年度考課〔考核〕結果を県クラスの司法行政機関（通常は司法局）に報告し〔備案〕、司法局によって審査を受ける。審査の後、執業証書に〔弁護士年度考核備案〕専用スタンプを押すとされている（弁護士考課規則 19 条）。司法局の専用スタンプを押ないと、考課の合格であるとは認められないである。

しかしながら、法律事務所に関する年度考課の場合に、県クラスの司法行政機関は年度考課を予審する。また、区を設けた市クラスもしくは直轄市区の区（県）クラスの司法行政機関は本行政区域の法律事務所の年度考課のことを実施する。そして、省、自治区、直轄市の司法行政機関は本行政区域の法律事務所の年度考課のことを指導・監督する。（事務所考課辦法 4 条）。また、司法行政機関が法律事務所に対する年度考課と弁護士協会が弁護士の執業に対する年度考課を結合すべきである（事務所考課辦法 5 条）。

要するに、司法行政機関は 3 段階の考課活動を行うことである。まず、県クラスで、法律事務所の状況を予審する。また、区を設けた市クラスもしくは直轄市区の区（県）クラスではメインの手続きとして考課することである。そして、省、自治区、直轄市では年度考課活動に指導・監督の役割を果たしている。

つまり、弁護士の執業活動の考課は弁護士協会が主催し、司法行政機関が最終的な決定権を持つことである。それに対して、法律事務所に対する考課は司法行政機関が司法部令によって法律事務所を評価することによって行われる。すなわち、法律事務所の考課活動の主催と決定の主体はすべて司法行政機関である。

(2) 考課の内容

弁護士執業の年度考課は弁護士考課規則 8 条によって主に以下の内容を審査する。具体的には、①弁護士が業務の活動には憲法、法律、法規と規章を守り、職業倫理、執業紀律と職業規範を守り、法定の職責を守る状況。②弁護士が弁護士協会の章程を守り、会員の義務を守る状況。③弁護士が扱った法サービスの数量、書類、サービスの質量、扱った重大な事件、群体性事件の状況。④弁護士は法律援助の義務を履行し、社会サービス及び他の社会公益の活動を参加する状況。⑤弁護士が行政賞罰、職業賞罰を受ける状況。⑥省、自治区、直轄市の弁護士協会の必要があると認定する場合に、審査する他の事項ということが規定されている。

それに対して、法律事務所に対する審査の内容は事務所考課辦法 6 条によって以下の内容が規定された。①弁護士チームを建設する状況。②職務活動を行う状況。③弁護士の執業の状況。④内部の管理の状況。⑤行政処罰、協会処分を受ける状況。⑥弁護士協会の会員義務を履行する状況。⑦省、自治区、直轄市の司法行政機関は必要があると認定する場合に審査すべきである他の事項ということである。

(3) 考課の結果

① 弁護士に対する考課の結果

弁護士に対する考課の結果は合格〔称職〕、基本的合格〔基本称職〕、不合格〔不称職〕に分けられている。

第 1、合格というのは弁護士執業の活動は以下の標準に合う場合には、考課の等級は「合格」と評価される。

具体的には①憲法と法律を守り、職業倫理、執業紀律と行業規範を守り、割によく法定の責任を履行すること、②法律により誠実に、責任を尽くし、当事者に法サービスを提供し、執業の違法行為による行政処罰あるいは行業処分を受けないこと、③法律援助の義務を履行し、社会サービス及び他の社会公益活動を参加すること、④弁護士協会の章程を守り、会員の義務を履行し、当所の章程及び管理制度を守る（弁護士考課規則 10 条）ことと規定されている。

第 2、基本的合格とは弁護士執業の活動は下記の状況の一つの場合に当てると、考課の等級が「基本合格」と評価される。

①執業の責を尽くせず、不誠実、不規範などの行為によって法律事務所の重点的に指導・監督され、あるいは当事者の訴えが確実である場合、②職業倫理、執業紀律あるいは行業規範を違反することによって行業処分を受けたが、要求によって改正した場合、③執

業の違法行為によって執業停止以下の行政処罰を受ける場合（弁護士考課規則 11 条）である。

第 3、不合格は弁護士執業の活動は下記の状況の一つの場合に当たると、考課の等級が「不適任」と評価される。

具体的には、①職業倫理、執業紀律あるいは行業規範を違反することによる行業処分を受けたが、要求によって改正しない場合、②執業の違法行為によって執業停止の行業処分を受ける場合、③執業の年度考課に参加する際に虚偽の行為があるあるいは執業の年度考課に参加しない場合、④他の法律、規定、会員義務を違反する行為があり、悪い社会影響をもたらす場合（弁護士考課規則 12 条）が規定されている。

弁護士は違法容疑によって調査中、あるいは所属事務所の営業停止の期間が未満の場合に、区を設ける市あるいは直轄市の弁護士協会は弁護士の年度考課を中止し、調査の結果を出し、あるいは営業停止の処罰が終わってから再び考課する（弁護士考課規則 20 条）。

弁護士が規定によって年度考課に参加しない場合に、法律事務所が報告すべきである。区を設ける市あるいは直轄市の弁護士協会は期間限定に考課に参加することを指定する。期間内に考課に参加しない場合に、直接に不合格の結果を出す（弁護士考課規則 21 条）。

そして、区を設ける市あるいは直轄市の弁護士協会は考課結果が不合格の弁護士に書面に改正命令を作成し、弁護士協会の研修を参加させる。弁護士が連続に 2 年に不合格の結果が評価された場合には弁護士協会は訓戒あるいは批判を官報に掲載し、公告することを処罰とする。状況が嚴重な場合には司法行政機関に行政処罰という提言をして、あるいは法律事務所に労働契約を解除させ、パートナー会議によって除名させる（弁護士考課規則 22 条）。

② 法律事務所に対する考課の結果

法律事務所に対する考課の結果は「合格」と「不合格」の二つの等級に分かれている。考課の等級とは司法行政機関は法律事務所の前年度の執業と管理状況に対する総合的な評価である（事務所考課辦法 12 条）。

法律事務所の執業と管理活動は以下の標準に合うなら、考課の等級は「合格」と評価される。①憲法と法律を守り、割によく法定の責任を履行すること、②弁護士チームの建設、業務活動の展開、内部の管理の運行などの方面は法律、法規、規章と行業の規範の要求に合うこと、③当所が執業の違法行為による行政処罰を受けずあるいは、行政処罰が要求によって改正したことが規定されている。

それに対して、法律事務所は下記の状況の一つの場合がある場合に、考課の等級が「不合格」と評価される。具体的には①弁護士の執業の違法行為を放任し、黙認し、かばって、厳しい結果をもたらす場合、②規定による内部の管理制度を建立・健全せずに、日常の管

理を混乱させ、当所が順調に運行できなくなる場合、③当所は行政処罰を受けて、要求によって改正せずあるいは標準に達しない場合、④当所は法定の設立の条件が維持できない場合、⑤提出した年度執業の報告と弁護士業務の年度審査の状況は厳しい虚偽の行為がある場合、⑥他の厳しい違法行為があり、悪い影響をもたらす場合が規定されている。

そして、法律事務所は違法の嫌疑によって調査される場合には、あるいは営業停止の処分を受け、及び処分の期間未満の場合には、考課中止〔暫緩考核〕されるべきであり、調査の結果を出したあるいは処分の期間が終わった後で再考課する（事務所考課辦法 23 条）。

また、「合格」と評価された法律事務所は考課を通じて当所の弁護士チームの建設、業務活動の展開、内部の管理などの方面には問題がある場合には、区を設けた市クラスもしくは直轄市の区（県）の司法行政機関が限定の期間で改正させ、改正する状況を監督する（事務所考課辦法 24 条）。

特に、「不合格」と評価された法律事務所は区を設けた市クラスもしくは直轄市の区（県）の司法行政機関がその違法行為の性質、状況及び危害の程度に基づき、法律によって営業停止で 1 ヶ月以上 6 ヶ月以下の処分を下し、改正させる。同時に当所の担当者と直接的な責任者に対して、法律によって相応する処分を下す。状況が特に嚴重の場合には法律によって執業許可書を取消すべきである。

法律事務所は事務所考課辦法 14 条 4 項の規定によって「不合格」と評価された場合には、考課機関が期限で改正させるべきである。改正するとしても法的設立の条件に合わない場合には営業を停止させるべきである（事務所考課辦法 25 条）。法律事務所は規定によって年度考課を受けない場合には、設けた市クラスもしくは直轄市の区（県）の司法行政機関が公告を通じて、要求の期間で年度考課を受けることを命令する。期間を超えても年度考課を受けない場合には自分で営業停止であるとみなされ、司法行政機関が執業許可書を回収・取消す（事務所考課辦法 26 条）。

(4) 考課の手続き

i 弁護士に対する考課の手続き

考課の手続から見ると、まず、弁護士は所属事務所に前年度の執業状況をまとめ、以下の書類を提出する。①弁護士年度考課登記表②行政機関あるいは職業からの奨励あるいは行政処罰、行業処分の証明書類③弁護士協会の会員義務を履行した証明④省、自治区、直轄市弁護士協会が要求された他の書類（弁護士考課規則 14 条）。

第 2 に、法律事務所に対する審査であり、弁護士に対する考課意見を出させた。

法律事務所は弁護士執業の年度考課の会議を主催すべきであり、弁護士の意見を聞き取り、民主的に評価することを組織すべきである。評価された状況によって、法律事務所は

弁護士考課規則が規定された内容と評価の基準に基づいて、弁護士の前年度の執業の表現に対して、考課の意見を出す（弁護士考課規則 15 条 1 項）。

ここまで、実質的な年度考課は未だに終わらずに、法律事務所は弁護士に対する年度考課の意見及び、弁護士執業の状況に対するまとめなどの資料を所属した区を設けた市クラスの弁護士協会もしくは直轄市の弁護士協会に報告すべきである（弁護士考課規則 16 条）。

第 3 に、弁護士協会は所属の市クラスの司法行政機関に考課の状況を報告することである。

具体的には、区を設けた市クラスの弁護士協会もしくは直轄市の弁護士協会は法律事務所から提出された弁護士に対する年度考課の意見及び、弁護士執業の状況に対するまとめなどの資料を審査し、弁護士の執業の年度考課の結果を確定する（弁護士考課規則 17 条 1 項）。審査中に弁護士執業の年度考課の意見が事実の状況と合わない場合には、あるいは、関連する告発を受ける場合、調査を行い、あるいは法律事務所が弁護士に対して改めて考課することを命令できる（考課規則 17 条 2 項）。

また、弁護士の考課結果が確定された後に、区を設けた市クラスの弁護士協会と直轄市の弁護士協会は考課結果を本地域の弁護士協会のホームページで公開すべきである。公開の期間は 7 つの業務日以上である（弁護士考課規則 18 条 1 号）

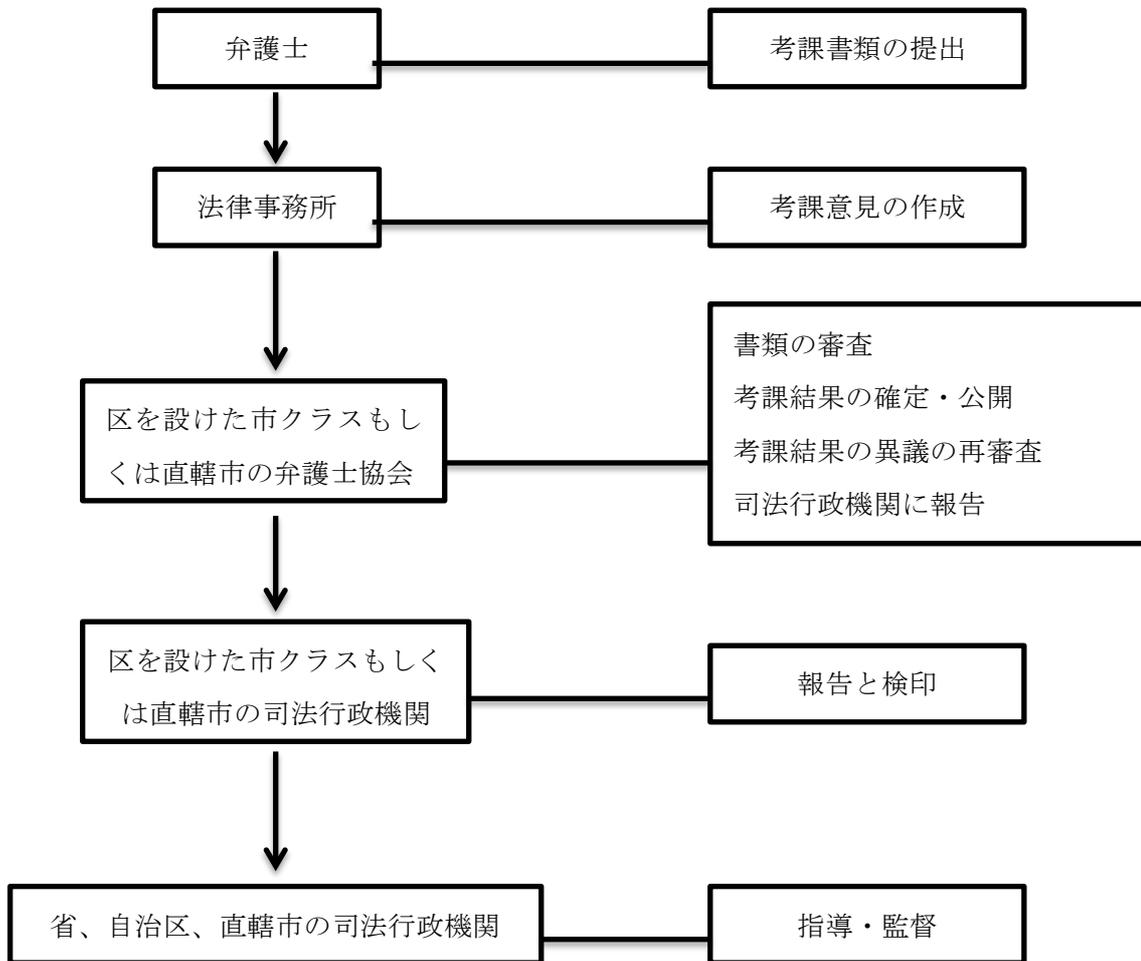
もし、弁護士は考課結果に対して異議があるなら、考課結果を出した弁護士協会に再調査〔複核〕を申し込むことができる。考課結果を出した弁護士協会は申請を受けた十日の業務日の中に再調査を行う。再調査の結果を書面で申請者と所属事務所に通告する（弁護士考課規則 18 条 2 号）。

第 4 に、年度考課にとって最も重要な要件は最後の「検印」と評価できる。地区クラス（直轄市の場合は直轄市）の弁護士協会は、年度考課〔考核〕結果を県クラスの司法行政機関（通常は司法局）に報告し〔備案〕、司法局によって審査を受ける。審査の後、執業証書に「弁護士年度考課の記録」〔弁護士年度考課備案〕専用スタンプを押すとされている（弁護士考課規則 19 条）。最後の司法行政機関から検印をもらうと 1 年ずつの年度考課の終了であるといわれる。

要するに、弁護士考課規則に基づいて、法律事務所は弁護士法 24 条⁸⁵によって規定された「年度考課の結果を司法行政機関に提出すること」から、「弁護士協会と司法行政機関による二重審査を受けること」まで転換されるようになった。弁護士に対する年度考課の実質的な決定権は、図 3—1 のように法律事務所から最後の司法行政機関の報告審査まで移られるのではないかと考えられる。

⁸⁵法律事務所は毎年の年度審査の後で区が設置された市クラスあるいは直轄市の区人民政府司法行政機関に本事務所の年度業務状況の報告と弁護士業務審査の結果を提出すべきである（弁護士法 24 条）。

図 3-1 弁護士年度考課の手続の流れ



ii 法律事務所に対する考課の手続き

具体的な考課の手続きから見ると、司法行政機関は3階層による考課活動を行うことである。

第1に、法律事務所による準備である。

法律事務所は年度考課をうけ、当所の弁護士執業の年度考課と当所の執業、管理状況を総括する。その後、法律事務所は事務所考課辦法で規定された審査の内容によって規定の時間で、所在地の県クラスの司法行政機関に前年度の執業状況の報告と当所に対する弁護士執業の年度考課の状況を送る。

同時に、法律事務所は事務所考課辦法 16 条によって以下の 10 項の書類を提出する必要がある。

すなわち、①年度財務審査報告である。②職務活動の統計表である。③納税の証明書である。④年度中に重大な変更の事項の許可書である。⑤行政あるいは行業の奨励、行政処

罰あるいは行業処分をうける証明の書類である。⑥業務リスク、事業の発展などの基金の証明の書類である。⑦社員弁護士と補助人員のために養老、失業、医療などの社会保険の証明の書類である。⑧法律援助の義務を履行し、社会サービス及び他の社会公益活動に参加する証明の種類である。⑨弁護士協会の会員義務を履行した証明の書類である。⑩省、自治区、直轄市の司法行政機関に要求された他の書類を提出することである。

第2に、県クラスの司法行政機関による審査である。

県クラスの司法行政機関は法律事務所が提出された書類を受けてから事務所考課辦法の規定によって、審査を行うべきである。提出された執業状況の報告及び相関の書類が不十分あるいは疑いがある場合には、法律事務所に補足あるいは説明を求めるべきである。必要の際に調査・確認することを行う。県クラスの司法行政機関は規定の期間で審査すべきである。

県の司法行政機関は予審の意見と審査の等級の評価を作成し、法律事務所によって報告された書類を同時に区を設けた市クラスの司法行政機関に報告する（事務所考課辦法 17 条）。それにもかかわらず、法律事務所が所在の県クラスの法律行政機関に年度考課の書類を報告する。同時に、当所の弁護士執業の年度考課の意見を所在の市クラスの弁護士協会に報告し、考課結果を確定させる。弁護士協会は弁護士執業の年度考課の結果を規定の期間で区を設けた市クラスもしくは直轄市の区（県）司法行政機関に記録する（事務所考課辦法 18 条）。

第3に、市クラスの司法行政機関と弁護士協会による審査である。

区を設けた市クラスの司法行政機関は県クラスの司法行政機関によって報告された法律事務所の書類と予審の意見を受け取る。司法行政機関は事務所考課辦法で規定された審査の内容と標準によって法律事務所の前年度の執業と管理状況に対して審査する。

同時に市クラスの弁護士協会から報告された弁護士執業の年度考課の結果を記録・審査する結果によって法律事務所の等級を評価する。考課の中で法律事務所が提出された書類及び県クラスの司法行政機関の予審の意見、弁護士協会が弁護士に対する審査の結果は実際の状況と合わない場合には、あるいは関連する告発がある場合には調査・確認する。あるいは、県クラスの司法行政機関、弁護士協会に再審査をさせられる。

考課の機関は法律事務所に対する等級を評価する場合には、市クラスの弁護士協会の意見を求めなければならない（事務所考課辦法 19 条）。

また、直轄市の法律事務所は直轄市の区（県）司法行政機関が事務所考課辦法の 16 条、18 条、19 条の相関規定によって直接に年度審査を行う（事務所考課辦法 20 条）。

最後、区を設けた市クラスもしくは直轄市の区（県）司法行政機関は年度の審査の結果を確定してから法律事務所の執業許可証の副本に「法律事務所の年度考課」〔律師事務所年度検査考核〕のスタンプを押し、考課の結果を明記する。そして、司法行政機関が弁護士執業証書に「弁護士の年度考課記録」〔律師年度考核備案〕のスタンプを押し（事務所

考課辦法 22 条)。

また、法律事務所の考課結果が確定された後に、区を設けた市クラスと直轄市の司法行政機関は考課結果を本地域の弁護士管理に関するウェブサイトで公開すべきである。公開の期間は7つの業務日以上である(事務所考課辦法 21 条 1 号)

もし、法律事務所は考課結果に対して異議があるなら、考課機関に再調査〔複核〕を申し込むことができる。考課機関は申請を受けた 10 日の業務日の中に再調査を行う。再調査の結果を書面で申請者に通告する(事務所考課辦法 21 条 2 号)。

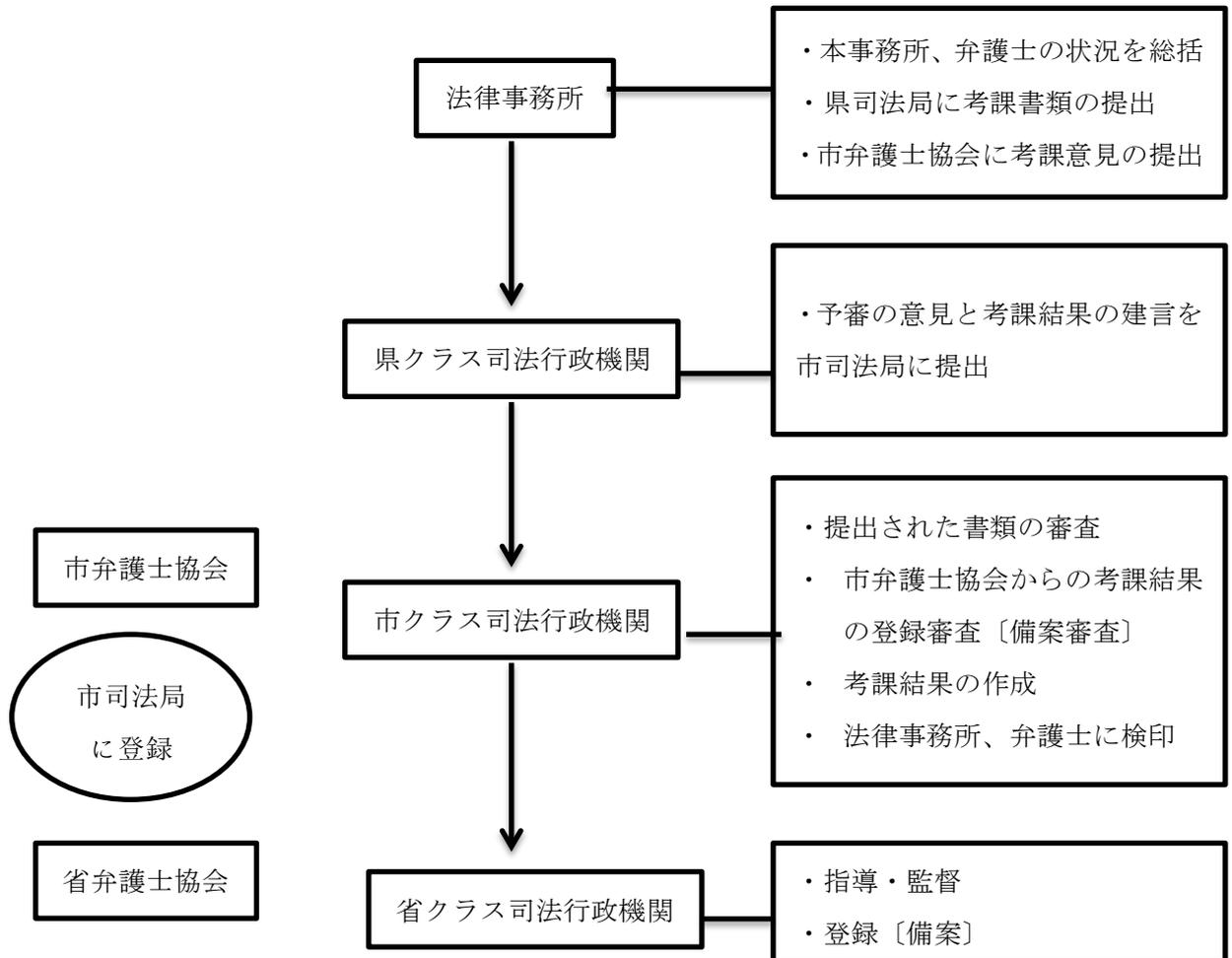
第 4 に、省クラスの司法行政機関

省、自治区、直轄市司法行政機関は年度考課活動に指導・監督する(事務所考課辦法 4 条 1 号)。

区を設けた市クラスあるいは直轄市の区(県)司法行政機関は年度考課を行ってから、考課結果を省、自治区、直轄市司法行政機関に登録〔備案〕すべきである。同時に市クラス弁護士協会に通告する〔抄送〕(事務所考課辦法 28 条)。そして、省、自治区、直轄市司法行政機関は毎年の 5 月末に本地域の考課状況と結果を司法部に報告し、省、自治区、直轄市弁護士協会に通じる(事務所考課辦法 30 条)。司法部は省、自治区、直轄市司法行政機関から提出された法律事務所の考課結果と関連の書類によって、年度の通りに全国法律事務所及び弁護士の名簿を作成し、社会に公開する(事務所考課辦法 31 条)。

ここまで、図 3-2 のように年 1 度の法律事務所の年度考課が終わるとみてとれる。

図 3-2 法律事務所年度考課の手続の流れ



2. 年度考課制度による団体的事件に対する統制

弁護士数の増加に従って、公権力を制限することを核心として、公益訴訟、影響性訴訟⁸⁶という事件を代理する弁護士も増えてきた。さらに、インターネットを通じて地域を超える「弁護士組」〔律師団〕などの現象も出てきた。この状況が司法行政機関と弁護士協会に注目された。そこで、毎年も司法局は群体性事件を代理する弁護士に対して、執業中止及び執業証書の取消しを行うことがある。あるいは所属事務所を通じて、プレッシャーをかけて、法律事務所の年度考課を不合格とすることを脅し、相関の弁護士を離職させることもある⁸⁷。「一部分の弁護士は司法局が執業の年度考課の時に検印をもらえないこと

⁸⁶影響性訴訟というのは個別の案件の価値は当事者の訴求を超えて、類似な事件あるいは立法、司法の健全あるいは社会管理制度の革新及び法律意識の变革に対して、促進の役割を果たす案件である。呉革主編＝王振宇執行主編『中国影響性訴訟』（法律出版社、2006年）005頁参照。

⁸⁷朱代恒「改革律師年檢制度的思考」（http://www.21ccom.net/articles/zgyj/fzyj/article_20140609107399.html、最終アクセス日：2017年8月14日）。

を心配しているため、当地の行政訴訟を代理したくない」⁸⁸ことが指摘された。

このような団体的〔群体性〕事件に関する規定は弁護士への独立性に対する政治的な統制である。さらに、毎年、年度の年度考課を通じて、不合理な規定を強化する。そのため、団体的事件など当事者は弁護士からの十分な弁護を受けられない恐れがある。

2006年の「弁護士処理団体的事件に関する指導意見」〔中華全国律師協會關於律師辦理群体性事件指導意見〕（以下、団体的事件指導意見を略す）によれば、団体的〔群体性〕事件というのは一方の当事者の人数が多い（10人以上）し、同じ或は類似的な事実問題あるいは法律問題によって発生された共同訴訟あるいは非訴訟事件（調停、裁決、仲裁、復議など）である。

集団的事件をめぐる業務については特別な手続きが要求され、慎重に処理すべきことを定めている。この団体的事件に関する指導意見で弁護士と法律事務所が団体的事件を代理する場合には、具体的に要求された。

具体的には、団体的事件指導意見によって、「法律事務所は団体的事件の委任を受けてから、直ちに所属する弁護士協会に登録すべき」という登録制度〔備案制度〕が求められる。そして、関連する事件に対して団体的に議論し、監督を強化する。団体的事件の受理は法律事務所が統一に委任を受けるべきである。特定の弁護士を代理させ、共同的に弁護の仕方を研究すべきである。法律事務所は弁護士が団体的事件を代理することに対して監督の責任を負う。弁護士が代理する過程に規範を違反する行為がある場合には、直ちに禁止させ、改正の対策をやるべきである。

そして、弁護士協会も弁護士が法律によって団体的事件を代理する場合には、支持・指導・監督すべきである。影響が大きな団体的事件に対して、弁護士協会は法律事務所から登録を受けてから、すぐ同級の司法行政機関に報告すべきである。弁護士と法律事務所が団体的事件指導意見によらず、団体的事件を代理する場合には、悪い影響になると、弁護士協会は関連する行業規則によって彼らを懲戒した。あるいは司法行政機関に提出し、彼らに行政処罰を処させる。

全国弁護士協会のみならず、2012年河南省司法庁も〔關於進一方加強律師辦理重大、敏感、群体性事件指導監督工作的意見〕が規定された。2015年、陝西省弁護士協会も「陝西弁護士協会關於弁護士参与辦理重大、敏感及び群体性事件的指導意見」が公布された。最後に各地の司法行政機関は毎年、年度の年度考課において、この要求が完成された状況に基づいて評価できることになった。

弁護士に対する年度考課の内容はさらに弁護士が扱った法サービスの数量、種類、サービスの質、扱った重大な事件、団体的事件の状況（弁護士考課規則8条3号）が規定され

⁸⁸俞琴「律師年檢制度該取消嗎？」（中国新聞網：http://www.china.com.cn/legal/lawyer/2015-03/31/content_35205341.htm、最終アクセス日：2017年8月14日）参照。

た。法律事務所に対する審査の内容も職務活動を行う状況（事務所考課辦法6条）が定められた。さらに事務所考課辦法8条で6条2項の「職務活動を行う状況」に関する解釈の中に、③弁護士が重大事件と団体的事件を代理することに対して指導・監督する状況が強調された。すなわち、弁護士と法律事務所に対する年度考課の際に団体的事件を代理する状況も重要な一環として審査されている。

要するに、弁護士は手続きに反して集团的事件を処理するならば、考課に不利な影響が出る。権力者は弁護士に、極力、そうした多数の被害者や労働者にかかわる事件にかかわらせないようにするであろう。弁護士に対する無言のプレッシャーとなっている。

第3節 年度考課制度に関わる係争事件

1. 執業証書の有効性に関する事件

(1) 「年度考課に参加せずに、執業証書の有効性を肯定した事件」⁸⁹

X（原告人楊鷗）はY（被告人蘇州市相城区民政局）に婚姻保存書類の閲覧を断れたため、行政訴訟を提起した。Xは弁護士であり、陳朱健と董雪華の民間貸貸係争によって蘇州市相城区民政局婚姻登記処に董雪華の婚姻登記記録の閲覧を提出した。Yの役員によって、Xの弁護士執業証書の中で年度考課の記録がないから閲覧できないと答えられた。その後、Xは蘇州市弁護士協会が作成した弁護士執業中止の年度考課の通知書を提出した。Yの役員がリーダーの意見を聞く必要があると言い、最後まで答えをもらえなかった。Xは書面の閲覧できない証明を請求したが、Yの役員が出さなかった。

Xは自分がYの董雪華の婚姻記録を閲覧できないという具体行政行為が違法だと確認すべきであり、訴訟の費用はYが負うべきだと主張した。それに対して、Yは①自分は閲覧できないことを決定しないし、この状況も知らない。この具体行政行為を行っていないため、適正な被告人ではない。②Xの弁護士執業証書が2012年の年度考課を受取せずに、弁護士が年度考課の規定に違反したため、婚姻登記を閲覧する資格がないと抗弁した。

本件の争点は①Yは適正な被告人であるかどうか、②Xは有効的な証明があるかどうかであった。判旨は争点②に関して、「前述した規定に基づいて弁護士年度考課の記録は司法行政機関が弁護士協会の弁護士の前年度の執業活動に対する考課結果を記録するという事後の監督の行為であり、弁護士執業の有効期間を延長する許可行為ではない。国家の法律、法規、規章によって弁護士執業の年度考課を中止することや執業証書に検印しないことなどの状況の下で、弁護士執業証書が無効あるいは失効になる規定はないである。そ

⁸⁹蘇州市相城区人民法院（2014）相行初字第0003号、判決年月日2014年4月25日、出所：中国裁判文书網（<http://www.court.gov.cn/zgcpwsw/>、最終アクセス日：2016年3月29日）。

のため、YはXの弁護士執業証書が最後の検印した記載の期間（2012年6月～2013年5月）を越え、2012年度の考課記録で検印してなかったである。そのため、この執業証書は有効的な証明書ではないという判断は事実と法律の根拠が不十分である」と論じされた。判決の結果についてはXの請求が認められた。原告Xは勝訴した。

（2）「年度考課に参加せずに、業務活動が阻害された事件」⁹⁰

劉氏（上訴人、1審被告人）は2011年9月に陝西耿民法律事務所で執業を行った。2012年の弁護士の年度考課に参加しなかったため、陝西耿民法律事務所の弁護士の名義で執業ができなくなった。2013年8月13日に、Yは弁護士の名義で莫氏と鄧氏の委任を受け、楊氏と王氏の詐欺罪容疑事件を代理した。最後、事件の代理に対して争議があるため、莫氏と鄧氏は陝西耿民法律事務所に苦情を訴えた。劉氏が弁護士の考課に参加せずに、2013年1月1日から陝西耿民法律事務所の弁護士にはならなかった。そのため、二人は騙されたことを発見した。その後、二人は警察にこの件を告発した

1審の結果は刑法266条の規定によって、Yに詐欺罪を下した。2審は上訴棄却、原判決が維持された。

判決の理由で「劉氏が弁護士の執業証書を取得した。しかしながら、2012年の弁護士の執業年度考課に参加せずに、弁護士考課規則、弁護士執業証書管理辦法〔律師執業証書管理辦法〕の規定によって、弁護士執業証書が年度の考課に参加しなければならない。考課に参加しない場合には、執業ができなくなった。劉氏は自ら弁護士の身分として執業ができないことを知っている。しかしながら、被害者を騙し、当事者の財物を受け、数額が大きいである。そこで、この行為は刑法266条の詐欺罪を構成する」が提出されていた。

● 事件に対する評価

①の判決によって理論上で弁護士の執業証書が年度考課を受けなくても、有効性に対する影響がないという結論が認められた。しかし、事例②のように、弁護士が事件の代理の過程にまだ弁護士執業証書が年度考課をうけないため弁護士権利の行使に干渉される事件も多い。そのため、弁護士の執業証書が年度考課を受けない場合、有効であるかどうかという疑問がある。

年度考課の性質は弁護士考課規則によって、「弁護士協会が法律事務所の本事務所の弁護士に対して前年度の業務活動を審査した上に、弁護士業務の表現を評価・審査した結果

⁹⁰一審華鼎法院（2014）華刑初字第00023号、判決の年月日2014年5月28日。二審渭南市中級人民法院（2014）渭中法刑一終字第00048号、判決の年月日2014年9月11日、渭南市中級人民法院ホームページ：<http://wnzy.chinacourt.org/public/detail.php?id=7783>、最終アクセス日：2017年8月14日）。

を司法行政機関に報告し、弁護士業務の档案に記録するということである」（弁護士考課規則2条）が規定されていた。そして、この判決によって、理論上で弁護士の執業証書が年度考課を受けなくても、有効性が認められた。

しかしながら、実践には弁護士執業証書の検印制度を維持するために、各地の実施細則で年度考課に参加しない場合、強制的に「法律事務所に雇用関係の証明を提出させ、弁護士の執業証書の回収を担当する」⁹¹ことが規定されていた。

2. 事由なしに年度考課を後回し事件

(1) 「覃永沛弁護士の事件」⁹²

覃永沛氏は広西壮族自治区南寧市の広西百挙鳴法律事務所で業務を行う弁護士である。2014年4月に、南寧市司法局から「考課中止」〔延期年検〕ということが彼に通知された。そして、明確な延期の理由と期間ももらえなかった。その後、広西壮族自治区司法庁に所属する弁護士管理处は司法庁のホームページと広西のニュースで「弁護士は年度考課を合格しない場合には、弁護士の身分として法律事件を代理できない」ということを登載した。

2014年8月20日、覃氏は代理事件のために広州市天河区法院で弁護士執業証書の有効の期間を超えたため、弁護士の身分で弁護できたいと言われた。その後の半年にも「弁護士執業証書の有効の期間を超えた」という理由で弁護士の執業を行うことができない。彼は「考課」の合格できない原因は何回に公安局、検察院、法院からの苦情に関する可能性があると思われた。2014年度の考課の前に、広西壮族自治区高級法院、広西壮族自治区梧州市公安局、広西壮族自治区崇左市検察院などによって「裁判官を脅かすこと」「警察官を脅かすこと」「検察官を脅かすこと」などの理由で広西壮族自治区司法庁に苦情された。覃永沛氏はこのような苦情に対して「実は彼達からいわゆる脅かすことが全部弁護士としての権利を行使したものである。私は代理した事件は主に行政訴訟の事件であり、そして、冤罪弁護の原因で、事件に関連する司法機関も、私に苦情された原因は事件の代理ができなくなるためである」と思われる。

(2) 「蔡瑛弁護士の事件」⁹³

蔡瑛氏は湖南省長沙市で業務を行う弁護士である。長沙市の弁護士と法律事務所は普通

⁹¹例えば、東莞市司法局と東莞市弁護士協会が規定された東司字〔2015〕10号〔關於開展2014年度律師事務所年度檢查考核和律師執業年度考核工作的通知〕参照。

⁹²俞・前掲注88)参照。

⁹³「律師年檢悄悄廢除」(南方週末：<http://www.infzm.com/content/105917>、最終アクセス日：2015年10月23日)参照。

に毎年の5月に年度考課を行っている。蔡氏は規定の要求によって書類を準備し、提出した。所属する法律事務所と長沙市の弁護士協会も弁護士の執業の年度考課の等級は「合格」であると認められ、長沙市司法局も検印した。しかしながら、湖南省司法庁のところで認められなかった。4個のスタンプが必要であるため、湖南省司法庁の検印を獲得できないなら、完全に考課の合格とは言えない。それに、もし、法律事務所が合格できないなら、入札募集などの事件が代理できなくなる。

蔡氏は考課が合格できない原因は敏感事件の代理に関する可能性があると考えた。当時に、弁護士分野のことを担当する湖南省司法庁の副庁長の万伝友氏はビジネスや民事などの事件だけに集中することを警告したからである。2014年10月20日に万伝友氏は湖南省共産党規律委員会に調査されてから、蔡瑛氏がようやく考課合格の検印をもらえられた。

● 事件に関する評価

第1に、実務的には刑事、行政に関する事件については年度考課を無断に遅らせることを通じて弁護士の弁護を干渉することが珍しくないである。すなわち、刑事、行政に関する事件においては弁護士が弁護のために権力機関（公安機関、検察機関）と直接に対立することになった。権力機関（公安機関、検察機関）は便宜に案件を解決するために、弁護士の正当な弁護活動を干渉しやすいである。年度考課は権力機関が弁護士の弁護活動を制限するために利用されることができるとなった。そのため、当事者の訴訟利益と弁護士の弁護権利を侵害する恐れがあると考えられる。

第2に、年度考課を無断に遅らせることは具体的な遅らせる理由がなく、また、侵害されるなら救済の手段も不存在である。弁護士は年度考課を無断に遅くされると弁護士の業務活動に大きく影響を与えられ、自分の利益を守るできない状態である。従って、弁護士はできるだけ公権力の干渉を避けるため、刑事、行政に関する事件を代理しないようになってきた。

3. 会員費徴収の強制性を争う事件

X（福建焜陽法律事務所、上訴人、1審原告）はZ2（福州市倉山区司法局、被上訴人、1審第三人）の管理区域で経営している法律事務所である。邹麗恵がXの担当者である。福州市2012年度の法律事務所の年度考課で、Xは予審を担当するZ2に法律事務所の年度考課の書類を提出した。しかしながら、Z2は審査してからXに提出された書類が不十分な理由で書類の補足を要求する。Xは「材料がない状況についての説明」〔無材料可提供事項説明書〕、闽律函（2013）06号「倉山区司法局に対する法律事務所の年度更新改正

補充資料の通知についての説明」〔対倉山区司法局‘律師事務所年度検査考核修改補充資料通知’的説明〕など書類を提出した。2013年5月15日、Z1（福州市司法局）は福州市政府のホームページにおける司法局の専用ページで「2012年法律事務所の年度考課の結果」〔2012年度律師事務所年度検査考核結果〕を公開し、「福建焜陽法律事務所は年度考課の書類を完全に提出しない」と説明した。Xは2013年7月17日にZ1、福州市弁護士協会にX及び弁護士の邹麗恵氏の2012年度の執業の年度考課を申請し、Z1が法律によって政府情報を公開しないため、Xと邹麗恵氏の合法的な利益を侵害した違法行政行為を不服とするため、Y（福建省司法庁、被上訴人、一審の被告人）に行政不服審査を申請した。Yが闽複驳字（2013）1号「行政不服審査の申請の棄却決定書」によって、Xの行政不服審査の申請を棄却した。

1審⁹⁴でXは①Yが下した闽司復驳（2013）1号行政不服審査申請の棄却決定を取消す。②YにXが提出した行政不服審査の申請を審理させ、法律によって行政不服審査の決定を下させる。③訴えられた具体行政行為の根拠としての司法部の法律事務所年度考課辦法に対する合法性を審査ようと主張した。それに対して、Yは①Xが「行政不服審査の申請の棄却決定」を取消すことは事実と法律の根拠がない②Xが司法部の「法律事務所年度考課辦法」に対する合法性を審査する請求は法律の根拠がないと抗弁した。1審の結果はXの訴求が棄却された。

2審⁹⁵でXは①1審で証拠規則を故意に違反し、双方が提出した証拠を違法的に否定された。②一審は行政裁判の職権を越え、故意に法的手続を違反し、Yを代わりにとりして、誤った法律を適用することを主張した。それに対して、Yは「1審の判決は事実の認定が明確であり、手続も合法である。法律の適用が正しく、Xの上訴理由が成立ではなく、訴訟の請求を棄却すべきだ」と抗弁した。

2審の判旨は以下のように論じられた。すなわち、Xが年度考課を受け、司法部の事務所考課辦法16条によって予審機関としてのZ2に相関する書類を提出すべきである。Xが「弁護士協会の会員義務を履行する証明書類」などの書類を提出しなかったことである。Z2が事務所考課辦法17条によって、Xに相関する書類を補充することを通知した。しかしながら、Xが相関する書類を提出しなかった。Xが相関の書類を補充しなかったため、Z1が予審の意見と考課の等級によって評価できないである。Yはこれに基づいてZ1が不作為ではないと判定し、Xの行政不服審査の申請を棄却する決定を下した。この規定は不当がないである。上訴理由が成立しないため、本法院は採用できない。法院は判決の結果について行政訴訟法61条1項に基づき、上訴を棄却し、1審の判決を維持した。

⁹⁴福州市鼓楼区人民法院、（2014）鼓行初字第49号、判決の年月日2014年7月18日、出所：中国裁判文书網（<http://www.court.gov.cn/zgcpwsw/>、最終アクセス日：2016年3月29日）。

⁹⁵福建省福州市中級人民法院、（2014）榕行終字第399号、判決の年月日2014年12月1日、出所：中国裁判文书網（<http://www.court.gov.cn/zgcpwsw/>、最終アクセス日：2016年3月29日）。

● 事件に関する評価

この事例は公益弁護士李方平氏によって「法律事務所考課の取消の第一案」⁹⁶と言われた。弁護士界と学界が注目を帯びる。この事例で議論したいところが二つの方面を分け、論述する。

第1に、弁護士と法律事務所の年度審査で会員費の徴収は強制であるかという疑問がある。この判決の結果に基づき、弁護士と法律事務所の会員費を支払わないなら、十分な年度審査の資料を提出できなくなった。そこで、年度審査の予審に合格できずに、さらに、年度審査も合格できないという結論を得られないではないかと考えられる。年度審査と会員費の徴収が強制的に結合することは判決を通じて明らかにした。しかしながら、その強制に対して、弁護士界と学界から批判され、この制度を廃止すべき理由として挙げられる。

第2に、この事例の原告は個人事務所のため、それも3年間で行政不服審査の申請と行政訴訟を提起し続けられる理由であると考えられる。実践には法律事務所は弁護士協会あるいは司法行政機関に干渉されることが珍しくないである。しかしながら、一般的に、経済の考慮による管理機関と訴訟の手段で正面的に衝突することを避ける。個人事務所はパートナーがいなかったため、法律事務所の行為は担当弁護士の意思によって決定される。法律事務所は統制手段の一部分の役割が失効的な状態である。そこで、個人事務所が今後の弁護士の管理制度に対するいかに役割を果たしているのかも注目されると思われる。

第4節 年度考課制度にかかわる議論

年度考課制度は司法行政機関と弁護士協会の「両結合」という管理体制では重要な位置がつけられた。管理機関は弁護士業に対して日常的に統制できるものである。従って、弁護士と学者の大部分は年度考課制度に対して、「取消論」⁹⁷を支持する。「この制度は不許可要件が明確にされずに、決定に不服がある場合には、行政不服審査や行政訴訟の対象となっていないため、弁護士の活動に極めて強力な政治的な牽制手段として機能していた」⁹⁸。さらに、「20年間ぐらい、存在されている弁護士考課制度は弁護士の市場行為を制限

⁹⁶これに関する報道は「福州律師一紙訴状告“娘家”質疑律協乱收費」（中国商網：<http://www.zgswcn.com/2014/0828/480546.shtml>、最終アクセス日：2016年1月22日）参照。

⁹⁷弁護士から本制度に対しての批判論は以下の論文を参照する。

朱代恒「改革律師年檢制度的思考」（http://www.21ccom.net/articles/zgyj/fzyj/article_20140609107399.html、最終アクセス日：2016年3月29日）

陳有西「現代企業制度与中国律師業發展——關於取消律師所和律師年檢的幾個問題」『民主与法制』。学者の批判は以下の論文を参照する。劉思達「律師年檢何時休」『財經』雜誌第388期、「中国律師行業管理体制批判」（法律博客：<http://liusida.fyfc.cn/b/556486>、最終アクセス日：2016年3月29日）、「律協的新裝——評全国律協關於律師年度考核制度的解釋」（法律博客：<http://liusida.fyfc.cn/b/799346>、最終アクセス日：2016年3月29日）、「法律職業的政治命運」交大法学2013年1期93～100頁。

⁹⁸高見澤ほか・前掲注20）173頁。

したのみならず、そして、法律職業の政治機能の実現を阻止してしまった⁹⁹という問題点も指摘されていた。

そして、弁護士法 24 条によって法律事務所が毎年の年度考課が行い、司法行政機関に報告・提出することだけである。しかしながら、執業考課の実践中に、弁護士考課規則 17 条 1 項、19 条によって最後の司法行政機関が提出された結果を審査し、検印した後で実質的に終了になると考えられる。すなわち、弁護士に対する年度考課の決定権は弁護士考課規則によるため、法律事務所から区を設けた市クラスもしくは直轄市区の区（県）の司法行政機関に変わってしまったと思われる。

それに対して、法律事務所に対する年度考課の権限も批判されている。

具体的には、事務所考課辦法 25 条によって「不合格」の法律事務所に対して、区を設けた市クラスもしくは直轄市区（県）司法行政機関は違法行為の性質、状況、危害の程度に基づいて、法律によって、営業停止 1 ヶ月以上、6 ヶ月以下の処罰を下し、改善することを責める。同時に、当所の担当者と直接的な責任者に対しても法律によって処罰を下す。状況は特別に嚴重な場合には、営業許可書を取り消す。弁護士事務所が事務所考課辦法 14 条 4 項によって「不合格」と評価された場合に、考課の期限で改善することを責める。改善しても法的な設立の条件に合わない場合には、営業を停止すべきである。

しかし、弁護士界においてこの問題は猛烈に批判されている。冉彤氏は「事務所考課辦法という規定は司法部が勝手に権力を拡大する行為である。弁護士法から規定された法律事務所の自分の「年度考課」の権限を司法行政機関に移行することになり、及び司法行政機関が処罰の条文を規定した。関する処罰の条文は行政処罰法の相關の規定を違反し、弁護士法が規定された処罰の範囲を超えた」¹⁰⁰と言われた。すなわち、中国における弁護士と法律事務所に対する執業證書の年度考課制度の合理性は問題があると思われる。そのため、実質的な決定権が各クラスの司法行政機関に握られるのではないかと考えられる。

そして、中国においては執業證書の年度考課制度は各地で廃止あるいは改革の動向も出てきた。

国家工商総局の「国务院登録資本登記制度改革についての通知」〔国务院關於印發注冊資本登記制度改革方案的通知〕によって、中国における企業の年検制度は 2014 年 3 月 1 日から廃止された。また、黒竜江省において明確に「弁護士の執業状況の年度考課」と「法律事務所の年度考課」を取消すべき年検・年審の事項は並べられている¹⁰¹。そして、

⁹⁹劉思達「律師年檢何時休」『財經』雜誌第 388 期參照。

¹⁰⁰殷巍「取消律師年檢博奕的背後」（鳳凰週刊：<http://www.ifengweekly.com/detil.php?id=1210>、最終アクセス日：2017 年 8 月 16 日）。

¹⁰¹黒竜江省工商行政管理总局のホームページ

（<http://www.hljaic.gov.cn/hljaicnews/%E7%9C%81%E6%94%BF%E5%BA%9C%E5%8F%91%E5%B8%83%E6%88%91%E7%9C%81%E5%B7%A5%E5%95%86%E7%99%BB%E8%AE%B0%E5%88%B6%E5%BA%A>

2014年7月21日に北京における程海氏などの17名弁護士は連合的に司法部に行政不服審査の申請を提出した。「司法機関が弁護士に対する年度考課と行政登録の行為が違法だと思われ、司法部に弁護士に対する年度考課と登録を取消すことと要求する」¹⁰²。それにもかかわらず、2015年に河南省政府は〔河南省人民政府辦公庁關於印發河南省司法庁主要職責内設機構和人員編成規定的通知〕（豫政辦）〔2015〕13号¹⁰³を公布する。政府の職能が転換されてくる。取消の職責の中に「⑤法律職業に従事し、証明書を持っている者の年度考課の登録の職責を取り消す」が規定されていた。さらに、第12回全国政協3期会議の総会の発言で九三学社¹⁰⁴の代表も弁護士の執業證書の年度考課制度を取消することを提案した¹⁰⁵。

しかしながら、現行の弁護士と法律事務所の執業證書の年度考課制度は未だに全国の範囲で運行し続けている。

本章の検討によって以下のことを明らかにした。すなわち、年度考課制度は司法行政機関および弁護士協会、所属事務所による個々の弁護士の日常的活動に対する露骨な政治的コントロールの手段となっている。弁護士たちは日頃から年度考課に合格できないことを気にしながら、業務に従事することを余儀なくされ、政治的な安全運転を心がけることになる。

6%E6%94%B9%E9%9D%A9%E6%9C%89%E5%85%B3%E4%BA%8B%E9%A1%B9、最終アクセス日：2016年8月16日）。

¹⁰²南方週末の報道を参照（<http://www.infzm.com/content/105917>）。

¹⁰³河南省人民政府のホームページ（<http://www.henan.gov.cn/zwgk/system/2015/03/05/010532772.shtml>、最終アクセス日：2016年8月16日）参照。

¹⁰⁴九三学社とは中国の衛星政党である。科学技術者、中、高級知識分子の団体である。具体的にはホームページ（九三学社中央委員会：<http://www.93.gov.cn/>、最終アクセス日：2016年8月16日）参照。

¹⁰⁵孫文婧「九三学社中央：呼吁取消律師年度考核」（財経網：<http://china.caixin.com/2015-03-06/100788988.html>、最終アクセス日：2016年8月16日）参照。

第4章 弁護士懲戒制度

日本における弁護士の管理体制は弁護士自治というものである。「この弁護士自治は弁護士の登録を日本弁護士連合会が行うことなどともに、自治的な懲戒制度を一つの大きな柱としている」¹⁰⁶。そして、「懲戒請求があるときには二段階構造で行っている。すなわち、「綱紀委員会は懲戒事由に該当する事実があるかどうかを調査し、懲戒委員会の審査に付きするかどうかの結論を出す。懲戒委員会は審査手続きを進め、懲戒するかどうか、懲戒するとしてどのような処分内容にするかについて議決する。懲戒処分を受けた弁護士は行政不服審査法に基づいて審査請求を日本弁護士連合会に対して行うことができ、その審査請求を棄却または、却下された時は、東京高等裁判所に対して裁決の取消訴訟を提起することができる」¹⁰⁷。すなわち、弁護士に対する懲戒権は完全に弁護士会が持っている。

しかしながら、中国における弁護士の管理体制は「両結合」という管理制度である。そのため、「弁護士に対する懲戒権も司法行政機関の行政処罰が主であり、弁護士協会の協会処分を補足としての二元のモデルである」¹⁰⁸。すなわち、中国における弁護士に対する懲戒は司法行政機関の行政処罰と弁護士協会の協会処分〔行業処分〕¹⁰⁹が分立に構成されている。

そのため、中国における弁護士に対する懲戒制度を考察する場合に、弁護士協会の協会処分だけを議論するなら不十分ではないか¹¹⁰と思われる。

したがって、この章では行政処罰と協会処分を対照しながら、中国における弁護士に対する懲戒制度を明らかにする。

第1節 弁護士懲戒の沿革

弁護士懲戒の沿革は懲戒主体の変化によって、二つの時期に分けて、整理する。

1. 単一的懲戒体制の時期

1982年から施行された弁護士暫行規定で、弁護士が嚴重的な不適正がある場合には省、

¹⁰⁶ 高中正彦『弁護士法概説（第4版）』（三省堂、2012年）253頁。

¹⁰⁷ 高中・前掲注106）254～255頁。

¹⁰⁸ 陳静「浅析我国律師協會懲戒權及制度完善」公民和法2012年12期32頁。

¹⁰⁹ 〔行業処分〕とは弁護士協会による処分である。以下、協会処分とよぶ。

¹¹⁰ 中国において弁護士に対する懲戒についての代表の研究は、張善炎＝羅徳「我国律師懲戒手續新探」湖南經濟管理幹部学院学報17卷3期86～88頁がある。その中に「中国における弁護士の懲戒は主に司法行政機関が行い、弁護士の紀律処分の手続きを補足している」と認められている。そして、中国における弁護士懲戒手続きの現状について「①懲戒主体のねじれがあり、懲戒機関は不明確である。②懲戒手續が不透明である。③懲戒手續の期限についての規定が嚴重に足りない。④多元化の参加体制が足りない。⑤被請求あるいは被懲戒の弁護士を救済する手續が不十分である」といった問題が指摘された。

自治区、直轄市の司法庁（局）の規定によって、司法部に報告し、批准される場合に、弁護士の資格が取消できる（弁護士暫行条例 12 条）と規定されていた。弁護士の適正標準、弁護士の賞罰の規定、弁護士の費用に関する方法について司法部は別に制定されている（弁護士暫行条例 20 条）。暫定条例には弁護士に対する懲戒は抽象的に規定され、懲戒の権限は完全に司法行政機関の手元に集中されていた。その後、司法部は 1900 年に「弁護士の十要十不可」が施行されていた。1993 年の弁護士懲戒規則が施行されるまで、中国において弁護士に対する明確な懲戒規定は不存在の状態が続けられていた。その時期に弁護士が国家の法律工作者であり（弁護士暫行条例 1 条）、弁護士が業務を行う機関は法律顧問処であった。法律顧問処が事業単位である。国家の司法行政機関の組織指導と執業監督を受ける（弁護士暫行条例 13 条）。そのため、この時期には弁護士に対する管理は主に公務員の管理を参照し、行っていた。

この時期、弁護士懲戒規則の中には①警告、②3 か月以上 6 か月以下の執業停止、③6 か月以上 12 か月以下の執業停止、④2 年間の執業停止、⑤弁護士資格の取消しという五つの懲戒の種類が規定されていた。さらに、司法部、省、自治区、直轄市の司法庁（局）、地、市、州の司法局（処）に弁護士の懲戒委員会が設置されていた。弁護士懲戒委員会の執行機関が同クラスの司法行政機関の弁護士管理部門である（弁護士懲戒規則 15 条）。

また、①警告、②3 か月以上 6 か月以下の執業停止、③6 か月以上 12 か月以下の執業停止の懲戒は地、市、州司法局（処）の弁護士委員会から決定され、④2 年間の執業停止、⑤弁護士資格の取消しの懲戒は省、自治区、直轄市の司法庁（局）によって決定される（弁護士懲戒規則 4 条）といった内容が規定されていた。

弁護士懲戒委員会においては執業の弁護士、弁護士協会及び司法行政機関の役員が構成される。司法部、省、自治区、直轄市の司法庁（局）、地、市、州司法局（処）の弁護士懲戒委員会には別に 9 名、7 名、5 名の委員で構成されている。司法行政機関の弁護士の管理を担当するリーダーはその弁護士懲戒委員会の主任を兼任している。弁護士管理機関のリーダーが弁護士懲戒委員会の副主任を担当することが定められていた。省、自治区、直轄市の司法庁（局）、地、市、州の司法局（処）の弁護士懲戒委員会の中に執業 5 年以上の全職弁護士が参加すべきである。各クラスの弁護士懲戒委員会の委員は同クラスの司法行政機関に任命すべきである。弁護士委員会の委員の任期は 3 年である（弁護士懲戒規則 16 条）。そして、弁護士懲戒委員会は同クラスの司法行政機関に管理されている。

救済の際に、被懲戒の弁護士あるいは法律事務所は弁護士懲戒委員会が決定した懲戒決定に対して不服がある場合には、懲戒決定書を受けた 15 日以内に書面で上級の弁護士懲戒委員会に不服申立が請求できる（弁護士懲戒規則 24 条）。上級の弁護士懲戒委員会が不服申立を受けた 2 か月の内に審査の決定を下すべきであり、同クラスの司法行政機関に報告する。弁護士執業の取消及び法律事務所の取消しの懲戒決定あるいは複議の決定に対する不服の場合には、決定書を受けた 15 日の内に人民法院に行政訴訟を提起すべきである（弁

護士懲戒規則 25 条)。

そのため、この時期に弁護士に対する懲戒制度は完全に司法行政機関の管理の下で行っている。「弁護士懲戒規則は弁護士に対して懲戒する規定がない状態を変え、弁護士懲戒制度の基本的な枠組みが初步に建てられた」¹¹¹。

すなわち、弁護士懲戒制度は司法機関による単一管理体制といえると考えられる。

2. 「両結合」懲戒体制の確立・強化の時期

1997 年から施行された弁護士法によって、中国における弁護士に対する管理体制は司法行政機関と弁護士協会が両方の管理主体の体制に変わられた。弁護士に対する懲戒体制も「両結合」の懲戒体制に変化してきた。そして、弁護士と法律事務所の民事責任、行政責任及び刑事責任が定められていた。

第 1 に、民事責任においては、弁護士の違法執業あるいは過誤で当事者に損害をする場合には、所属する法律事務所が賠償責任を負う。法律事務所が賠償してから、故意あるいは重大な過失行為がある弁護士に追及する（求償する）。弁護士あるいは法律事務所が民事責任を免除あるいは制限してはならない（96 年法 49 条）。

第 2 に、行政責任においては、弁護士が 11 項の状況の下で省、自治区、直轄市及び区を設けた市級人民政府の司法行政部門が警告、3 か月以上 1 年以内の執業停止及び、違法収入の没収を処する（96 年法 44 条）ことができる。法律事務所が規定を違反する場合には、省、自治区、直轄市人民政府司法行政機関が改正命令を処する。そして、違法収入を没収し、違法収入の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を処する。嚴重な場合に営業を停止させ、執業証書を取り消す（96 年法 47 条）。

第 3 に、96 年法で改正された弁護士の刑事責任も注目されていた。すなわち、以下のものが規定されている。弁護士は①国家秘密を漏らす場合、②裁判官、検察官、仲裁員及び他の役員に賄賂し、あるいは当事者を誘い、賄賂する場合、③虚偽の証拠を提供し、重要な事実を隠し、もしくは他人を脅かし、利益で釣ることを通じて、虚偽証拠を提供し、重要な事実を隠すことがある場合には、省、自治区、直轄市人民政府司法行政機関が弁護士執業証書を取消した。犯罪の場合には、刑事責任を追うべきである（96 年法 45 条 1 款）。特に、③の証拠に関する規定が 1997 年から改正された刑法 306 条の規定と合わせ、弁護士業に対して大きな影響を与えると考えられる。

そして、処罰に対する救済の方法も明確されていた。被処罰人が決定書をうけてから 15 日以内に、上級の司法行政機関に複議を提出する。複議の決定に対して不服がある場合には、複議の決定を受けた日から 15 日以内に人民法院に訴え、もしくは、直接に人民

¹¹¹孫建「律師懲戒職能分工改革研究」中国司法 2004 年 2 期 41 頁。

法院に訴訟を提出する（96年法48条）。

その後、司法部は弁護士に対する懲戒の方で弁護士違法行為処罰辦法（1997年、司法部令50号）、司法行政機關行政処罰手續規定（1997年、司法部令51号）、司法行政機關行政処罰手續規定（1998年、司法部令53号）が公布されていた。それに対する全国弁護士協会も1999年に中華全国弁護士協会章程が制定され、弁護士協会会員違規行為処分規則（試行）（1999年）、弁護士職業倫理と業務規律規範〔律師職業道德和執業規律規範〕、弁護士協会会員処分規則（1999年）が施行された。その際の変化は「一つは弁護士に対する懲戒の主体が変わられた。すなわち、過去の司法行政機關の弁護士懲戒委員会から司法行政機關に変化して、元の弁護士懲戒委員会がなくなった。二つは地、市、州司法局が弁護士懲戒の権力をなくし、弁護士懲戒の権力は省、自治区、直轄市及び区を設けた人民政府の司法行政機關によって行使される」¹¹²が指摘されている。

この時期には中国における弁護士に対する懲戒体制は司法行政機關の行政処罰と弁護士協会の協会処分と併存する体制であり、いわゆる「両結合」という懲戒体制が確立されていた。職業協会も一部の管理機能を備えてきたが、両者の権限は不明確の状態に続けられていた。

その後、弁護士法は2001年、2007年、2012年に3回改正されていた。しかしながら、行政処罰と協会処分が併存する「両結合」の懲戒体制は変化しなかった。そして、司法部の〔律師和律師事務所違法行為処罰辦法〕（2010年施行、司法部令122号）及び、中華全国弁護士協会の〔律師協会会員違規行為処分規則（試行）〕（1999年審議、2004年修正）を通じて強化されてきた。従って、「現在、我が国が確立したのは司法行政機關が主導する二元分立の弁護士懲戒手續のモデルであり、すなわち、司法行政機關が行政処罰の手續によって弁護士に行政処罰権を行使することは主である。弁護士協会が紀律処分の手續によって弁護士に紀律の処分権を行使することは補足としての特別な枠組みである」¹¹³。すなわち、この時期には弁護士懲戒制度は司法行政機關の行政処罰と弁護士協会の協会処分と構成されている。

従って、弁護士懲戒の全体像を明らかにするために、行政処罰と協会処分に分けて整理する。

第2節 弁護士懲戒制度の全体像

この節には行政処罰と協会処分の制度構成を通じて、弁護士懲戒制度の全体像を明らかにする。

¹¹²孫・前掲注111) 41頁。

¹¹³張善炎＝羅德「我国律師懲戒手續新探」湖南經濟管理幹部学院学報17卷3期87頁。

1. 行政処罰の制度構成

中国における弁護士に対する行政処罰の根拠は弁護士法（2012年改正）と「弁護士と法律事務所の違法行為処罰辦法」〔律師和律師事務所違法行為処罰辦法〕（司法部令122号、2010年から施行された。以下、処罰辦法と略す）である。

弁護士法の中には38から42条までに弁護士の義務が規定され、47条から56条までに弁護士と法律事務所の法律責任が規定されている。そして、処罰辦法によって弁護士、法律事務所の執業活動の監督を強化し、弁護士の執業行為を規範し、正常な法サービス秩序を維持するのである。そのため、弁護士法、行政処罰法に関する規定によって、処罰辦法が規定された（処罰辦法1条）。具体的に処罰辦法の5条から22条まで、弁護士法の47条から49条までの弁護士に対する規定の状況の細分化と規定されている。23条から30条までの内容は法律事務所に対する処罰の状況が詳しく規定された。さらに、31条から47条までの条文は行政処罰の実施の内容が規定されている。

具体的な内容は以下のように、弁護士に対する規定、法律事務所に対する規定及び処罰の手続きの規定に分けられ、明らかにする。

(1) 弁護士の法的義務

i 守秘義務

弁護士はその職務上知り得た国家秘密、ビジネス秘密を保持すべきであり、当事者のプライバシーを漏らしてはならない。弁護士はその職務上知り得た依頼者と他の人が漏らしたくない状況と情報に対して、秘密を保持すべきである。但し、依頼人あるいは他の人が国家安全、公共安全及び他人の人身、財産安全を徹底的に危害することを準備あるいは実施している犯罪事実と情報の場合はこの限りではない（弁護士法38条）。

ii 双方代理の禁止

弁護士は同一の事案で双方の当事者のために代理人を担当してはならず、本人と近親族との利益を衝突する法律職務を代理してはならない（弁護士法39条）。

iii 禁止の行為

弁護士は弁護士法40条によって、その職務中で以下の8つの行為を行ってはならない。

①無断に依頼を受け、費用を取り受け、依頼人の財物あるいは他の利益を受ける。

- ②法サービスを提供することを利用し、当事者の争っている権益を図る。
- ③相手方の財物あるいは他の利益を受け、相手方あるいは第三者と悪意的に結託し、依頼人の権益を侵害する。
- ④規定に違反し、裁判官、検察官、仲裁員及び他の工作人員と接見する。
- ⑤裁判官、検察官、仲裁員及び他の工作人員に賄賂をし、賄賂を紹介しあるいは、指示し、当事者に賄賂を教え導き、あるいは他の不正当な方法で裁判官、検察官、仲裁員及び他の工作人員に法律による案件の扱いを妨害する。
- ⑥故意に偽りの証拠を提供し、あるいは他人を脅かし、誘惑し、偽りの証拠を提供させ、相手方が合法的に証拠を取り得ることを妨害する。
- ⑦当事者を煽動・教唆し、公共秩序を乱し、公共安全を危害することなどの違法な手段で争いを解決する。
- ⑧法廷、仲裁廷の秩序を乱し、訴訟、仲裁活動が順調的に行うことを妨害する。

iv 離職の執業禁止

裁判官、検察官として行った弁護士は人民法院、人民検察院から離職した2年以内に、訴訟代理人あるいは弁護人として担当してはならない（弁護士法41条）。

v 法律援助の義務

弁護士、法律事務所は国家の規定によって法律援助の義務を履行すべきであり、被援助人のために標準を合う法サービスを提供し、被援助人の合法的な利益を維持する（弁護士法42条）。

(2) 弁護士の法的責任

行政処罰の種類は以下の五つのものがある。①警告②罰金③違法収入の没収④執業停止⑤執業証書の取消。弁護士法と処罰規則が合わせて、弁護士、法律事務所の責任と関する処罰を詳しく規定される。

第1に、弁護士に対する処罰が規定される。

i 弁護士法47条によって、弁護士は以下の5つの行為がある場合には、区を設けた市級もしくは直轄市の区人民政府の司法行政部門は警告をあげ、5千元以下の罰金を処することができる。違法所得がある場合には違法所得を没収する。状況が嚴重な場合には3ヶ月以下の執業停止を処する。

すなわち、①同時に二つ以上の法律事務所で行う。②不正当な手段で業務を受け

る。③同一な案件で双方の当事者の代理人を担当し、あるいは本人及びその親族の利益と衝突する法サービスを代理する。④人民法院、人民検察院から離職した2年以内に訴訟代理人あるいは弁護人を担当する。⑤法律援助の義務の履行を断る。

具体的に言うと、弁護士法47条1項に規定された「同時に二つ以上の法律事務所では業務を行うこと」というのは①法律事務所に業務を行う同時に他の法律事務所あるいは社会法サービス機関で業務を行うこと、②執業機関の変更が批准される前に変更したい法律事務所の名義で業務を行い、あるいは変更が批准された後に元の法律事務所の名義で業務を行うことである（処罰辦法5条）。

弁護士法47条2項の「不正当な手段で業務を受けること」というのは処罰辦法6条によって以下のように詳しく規定されている。

すなわち、①誘導、脅かしあるいはなどの方法で業務を受ける。②紹介費用、リベート、利益の提供を承諾するなどの方法で業務を受ける。③本人及び所属する法律事務所に対する不真実な、不適当な宣伝あるいは他の弁護士、法律事務所の名譽をそしめる方法で業務を受ける。④法律事務所の住所以外のところに、オフィス、受付室を設立して、業務を受ける。

弁護士法47条3項の規定とは処罰辦法7条によれば、以下の5つの行為のである。

すなわち、①同一な民事訴訟、行政訴訟あるいは非訴訟法律事務の中で同時に利益衝突がある当事者のために、代理人を担当し、あるいは関連する法サービスを提供する。

②同一な刑事事件の中で同時に被告人と被害人に弁護人、代理人を担当し、あるいは、同時に二人以上の犯罪容疑者、被告人に弁護人を担当する。

③法律顧問を担当する期間で、顧問単位と利益衝突がある当事者に法サービスを提供する。

④裁判官、検察官を担当した弁護士が代理人、弁護人として元の任職の裁判所、検察院で扱った事件をする。

⑤仲裁員を担当したあるいはまだ仲裁員を担当している弁護士は代理人として本人が元の任職したあるいは任職している仲裁機関の事件を扱う。

そして、弁護士法47条4項に規定された「人民法院、人民検察院から離職した2年以内に訴訟代理人あるいは弁護人を担当すること」とは裁判官、検察官を担当していた弁護士は人民法院、人民検察院から離職した2年以内に訴訟代理人あるいは弁護人あるいは他の方法で所属する法律事務所の訴訟法律事務を扱うことである（処罰辦法8条）。

弁護士法47条5項に規定されたのは①正当な理由がなく、法律事務所あるいは法律援助機関から委嘱した法律援助の案件を断る。②委任を受けてから業務履行を怠け、あるいは勝手に法律援助の職責を停止するのである（処罰辦法9条）。

ii 弁護士は弁護士法48条によって以下の4つの行為がある場合には、区を設けた市級もしくは直轄市の区人民政府の司法行政部門は警告をあげ、1万元以下の罰金を処する

ことができる。違法所得がある場合には、違法所得を没収する。状況が嚴重な場合には3ヶ月以上6ヶ月以下の執業停止を処する。

具体的に次のような場合である。①無断に委任を受け、費用を受け取り、委任者の財物あるいは他の権益を受ける。②委任を受けた後で正当な理由がなく、弁護あるいは代理を断り、時間通りに法廷に訴訟あるいは仲裁の活動を参加しない。③法サービスを提供することを利用し、当事者の争っている権益を図る。④ビジネス秘密あるいは個人のプライバシーを漏らす。

処罰辦法によって、以下のように具体的に展開される。

弁護士法48条1項の「無断に委任を受け、費用を受け取り、委任者の財物あるいは他の権益を受けること」とは処罰辦法10条によって以下のことが規定されている。

すなわち、①統一に委任を受ける規定を違反し、あるいは執業停止の処罰期間で無断に委任を受け、法律事務を扱うこと、②費用管理の規定を違反し、無断に弁護士サービス費、業務履行の旅費を受け取り、使用、横領すること、③法律事務所が統一の費用の他に、委任者に他の費用、財物、他の利益を請求すること、④法律援助の被援助人に費用を請求しあるいは被援助人の財物、他の利益をうけるのである。

弁護士法48条2項の規定とは処罰辦法11条により、以下のものである。

すなわち、①委任の内容が違法あるいは、委任者が弁護士の法サービスを利用し、違法活動を行う場合、②委任者が故意に案件に関する重要な事実を隠し、あるいは、虚偽、偽造の証拠資料を提供する場合、③委任者が委託契約で約束の義務を履行しない場合、④弁護士が嚴重な病気あるいは、執業停止以上の行政処罰を受ける場合、⑤他の法による弁護、代理を断ることができる場合である。

弁護士法48条3項の「法サービスを提供することを利用し、当事者の争っている権益を図ること」とは処罰辦法12条によって以下のものである。①誘導、騙し、脅かしなどの方法で当事者と他人の争議の財物、権益を獲得すること、②当事者を教唆・誘導し、争議の財物、権益を譲り、売り、貸し、利益を獲得することである。

弁護士法48条4項の規定とは弁護士が委任者あるいは他の当事者の授權あるいは同意を受けずに、事件代理の過程中あるいは終わった後に無断に、業務中に得た委任者あるいは他の当事者のビジネス秘密、プライバシーあるいは他の漏らしたくない情報を披露し、撒く場合には、ビジネス秘密あるいはプライバシーを漏らす違法行為である（処罰辦法13条）。

iii 弁護士は弁護士法49条によって、以下の9つの行為がある場合には、区を設けた市級もしくは直轄市の区人民政府の司法行政部門は6ヶ月以上1年以下の執業停止を処し、5万元以下の罰金を処することができる。違法所得がある場合には、違法所得を没収する。状況が嚴重な場合には、省、自治区、直轄市人民政府司法行政部門が弁護士執業証書を取消し、犯罪が構成する場合には、刑事責任を法律によって問う。

すなわち、①規定に違反し、裁判官、検察官、仲裁員及び他の工作人員を接見し、あるいは他の不正な方法で、案件の扱いを妨害する。

②裁判官、検察官、仲裁員及び他の工作人員に賄賂をし、賄賂を紹介しあるいは、指示し、当事者に賄賂を教え導く。

③司法行政部門に偽りの材料を提供し、あるいは他の偽りの行為を行う。

④故意に偽りの証拠を提供し、あるいは他人を脅かし、誘惑し、偽りの証拠を提供させ、相手方が合法的に証拠を取り得ることを妨害する。

⑤相手方の財物あるいは他の利益を受け、相手方あるいは第三者と悪意に結託し、委任者の利益を侵害する。

⑥法廷、仲裁廷の秩序を乱し、訴訟、仲裁活動が順調に行うことを妨害する。

⑦当事者を煽動・教唆し、公共秩序を乱し、公共安全を危害することなどの違法な手段で争いを解決する。

⑧国家安全を危害し、悪意に他人を誹謗し、法廷の秩序を嚴重に乱す言論を發表する。

⑨国家の秘密を漏らす。弁護士は故意の犯罪のため刑事処罰を受けた場合に、省、自治区、直轄市人民政府司法行政部門が執業証書を取り消す。

処罰辦法によって、弁護士法 49 条 1 項の「規定に違反し、裁判官、検察官、仲裁員及び他の工作人員を接見し、あるいは他の不正な方法で、案件の扱いを妨害すること」は処罰辦法 14 条によって、以下の三つのことが規定される。

すなわち、①代理、弁護の期間に事件結果の影響を目的として、仕事の時間と場所ではない場合に裁判官、検察官、仲裁員あるいは他の相關人員を接見する。②裁判官、検察官、仲裁員あるいは他の關する人員の特殊關係を利用する。③事件に対する歪曲・不実誘導性に宣伝し、あるいは、關連する機關、工作人員及び、相手名譽を誹るなどの方法である。

弁護士法 49 条 2 項の規定とは以下の四つのものである（処罰辦法 15 条）。

すなわち、①事件の担当裁判官、検察官、仲裁員及び他の工作人員あるいは近親族の冠婚葬祭などを利用し、礼品、金銭、有価証券など賄賂すること、②住宅の装飾、個人費用の清算、觀光出資の援助などの方法、③交通工具、通訊工具、住宅あるいは他の物品の方法、④事件結果の影響を目的として、直接に裁判官、検察官、仲裁員及び他の工作人員に賄賂し、賄賂を紹介し、あるいは当事者に賄賂を教唆・誘導することである。

弁護士法 49 条 3 項の「司法行政部門に偽りの材料を提供し、あるいは他の偽りの行為を行うこと」とは以下のようなものである（処罰辦法 16 条）。

すなわち、①司法行政機關が審査、監督を行う際に、真実狀況を隠し、書類を提供せず、あるいは不実、虚偽書類を提供し、あるいは、証拠を隠し、壊滅・偽造する行為、②弁護士執業年度考課、執業評価、奨励選抜の過程に、不実、虚偽、偽造の書類あるいは他の行為、③執業機構を変更し、執業終止、取消を扱い、不実、偽り、偽造の書類を提供することである。

弁護士法 49 条 4 項の「故意に偽りの証拠を提供し、あるいは他人を脅かし、誘惑し、偽りの証拠を提供させ、相手方が合法的に証拠を取り得ることを妨害すること」とは処罰辦法 17 条により、以下の三つのことである。

すなわち、①司法、行政機関あるいは、仲裁機関に故意に偽り証拠を提供し、あるいは、他人を教唆、脅し、利誘し、偽り証拠を提供させる。②依頼人或は他の人を教唆・幫助し、証拠を偽造、隠し、壊滅する。被疑者、被告人の通謀供述〔竊供〕を教唆・幫助し、証人に偽証、証言しないことを脅かし、誘導する。③当事者及びその代理人、弁護人に合法に証拠を採ること妨害し、あるいは他人が案件の扱い機関あるいは相手当事者に証拠を採ることを妨害する。

弁護士法 49 条 5 項の「相手方の財物あるいは他の利益を受け、相手方あるいは第三者と悪意に結託し、委任者の利益を侵害すること」とは処罰辦法 18 条によって三つのことである。

すなわち、①相手当事者あるいは、第三者に委任者にとって不利な情報、証拠書類を提供する。②相手当事者あるいは、第三者と悪意に通謀し、委任者の合法権利の行使を妨害する。③相手当事者の財物あるいは他の利益を受け、故意に代理、弁護の職責を遅延、怠けあるいは法に依らず履行し、委任者及び委任事項の扱いに不利な影響と損失をもたらす。

弁護士法 49 条 6 項の「法廷、仲裁廷の秩序を乱し、訴訟、仲裁活動が順調に行うことを妨害すること」とは処罰辦法 19 条によって以下の四つのことである。

すなわち、①法廷、仲裁庭に訴訟、仲裁活動を乱す言論を發表し、あるいは依頼人に指図・誘導する。②依頼人あるいは他の訴訟参加者の法廷立会いを阻止し、訴訟、仲裁活動が順調に行わない。③他人を扇動・教唆し、法廷、仲裁庭秩序を乱す。④正当理由がなく、法廷に弁護、代理を断り、司法文書を断りあるいは関する訴訟文書に意見の提出を断る。

弁護士法 49 条 7 項の「当事者を煽動・教唆し、公共秩序を乱し、公共安全を危害することなどの違法な手段で争いを解決すること」とは処罰辦法 20 条によって以下のものである。

すなわち、①当事者を煽動・教唆して、違法集会、デモ、集団に公共場所の秩序、交通秩序を乱し、国家機関を封じ込め、衝撃するなど違法手段で要求を提出し、国家機関及び工作人員の職責の履行を妨害し、執行活動或は判決の執行を対抗する。②メディアあるいは他の方法を利用し、当事者を煽動・教唆する。公共秩序を乱し、公共安全を危害する方法を通じて、訴訟、仲裁及び行政執行活動を妨害する。

弁護士法 49 条 8 項の「国家安全を危害し、悪意に他人を誹謗し、法廷の秩序を嚴重に乱す言論を發表すること」は以下のように規定される。

すなわち、①代理、弁護の期間に国家安全に危害する言論、情報を發表・宣伝し、裁判官、検察官、仲裁員及び相手当事者を悪意に誹り、嚴重に法廷秩序を乱す。②執業期間に国家安全に危害する言論、情報、デジタル製品を發表・制作・宣伝するあるいは国家安全

に危害する目的としての活動を支持・参加・実施する（処罰辦法 21 条）。弁護士が秘密保持義務を違反し、執業中に得た国家秘密を故意にあるいは過失に披露することである（処罰辦法 22 条）。

第 2 に、法律事務所に対する処罰の規定である。

法律事務所は弁護士法 50 条以下の 8 つの行為がある場合には、区を設けた市級もしくは直轄市の区人民政府の司法行政部門は状況によって、警告、1 か月以上 6 か月以下の執業停止を処し、10 万元以下の罰金を処することができる。違法所得がある場合には違法所得を没収する。状況が嚴重な場合には省、自治区、直轄市人民政府司法行政部門が法律事務所の執業証書を取り消す。

すなわち、①規定に違反し、委任を受け、費用を受け取る。

②法的手続きに違反し、名称、担当者、章程、パートナー協議、住所、パートナーなどの重大な事項を変更する。

③法サービス以外の経営活動を行う。

④他の弁護士、法律事務所をそしりあるいは紹介費を支払うなどの不正な手段で業務を受ける。

⑤規定を違反し、利益衝突の案件を受ける

⑥法律援助義務の履行を断る

⑦司法行政部門に偽り材料を提供し、あるいは他の偽りの行為である。

⑧本事務所の管理をおろそかにし、嚴重的な結果を発生することである。

法律事務所は前の違法行為による処罰を受けた場合には、その担当者に対して、状況によって警告あるいは 2 万元以下の罰金を処する。

処罰辦法 23 条によって、弁護士法 50 条 1 項の「規定を違反し、委任を受け、費用を受け取る」とは以下の三つのものである。

すなわち、①規定を違反し、法律事務所の名義で統一に委任を受け、統一に弁護士のサービス費用と案件扱いの旅費を受け取ることをせずに、委任者に有効な費用の領収書をあげない。②委任者に規定、約束以外の費用、財物あるいは他の利益を請求・受取する。③本事務所の弁護士に本辦法 1 条に規定された違法行為を放任する。

弁護士法 50 条 2 項の「法的手続きを違反し、名称、担当者、章程、パートナー協議、住所、パートナーなどの重大な事項を変更すること」とは処罰辦法 24 条によって以下の三つのものである。

すなわち、①規定の手続きによらず名称、担当者、章程、パートナー協議、住所、パートナー、組織形式などの事項を変更しあるいは登録する。②規定の条件と手続きによらず、パートナーの追加、退出、除名あるいは法律事務所担当者の選任を行う。③規定の手続きによらず法律事務所の分立、合併、支所の設立あるいは終止、清算、取消をする。

弁護士法 50 条 3 項の「法サービス以外の経営活動を行うこと」とは①独資、合資或は

持株を頼む方法で企業を経営し、さらに、弁護士を企業の法定代表者或は社長に任命する。
②法サービスと関係ない仲介サービスあるいは他経営的活動を行うのである（処罰辦法 25 条）。

弁護士法 50 条 4 項の「他の弁護士、法律事務所をそしり、あるいは紹介費を支払うなどの不正な手段で業務を受けること」とは法律事務所が処罰辦法 6 条の違法行為を行い、あるいは、本事務所の弁護士を放任するのである（処罰辦法 26 条）。

弁護士法 50 条 5 項の「規定を違反し、利益衝突の案件を受けること」とは処罰辦法 27 条によって以下の四つのものである。

すなわち、①本事務所の弁護士を同一案件中の原告と被告の代理人に、或は同一刑事訴訟の被告人の弁護人、被害者の代理人に任命する。②規定によって委任事項に利益衝突を審査しなく、同時、或は前後に利益衝突がある非訴訟法律事務の各方に代理人を担当し或は法サービスを提供する。③本事務所の弁護士及びその親族が委任事項と利益衝突があることを知るが当該弁護士に代理人、弁護人に任命し或は関する法サービスを提供する。④本事務所に処罰辦法 7 条に規定された違法行為を放任する。

弁護士法 50 条 6 項の「法律援助義務の履行を断る」とは①正当理由がなく、法律援助機関から指定された法律援助案件を断ること、②指定を受けた後に、法律事務所は規定によって直ちに本所弁護士が法律援助案件を代理することを扱わずに、あるいは、法律援助案件の扱いに条件と便利を提供しないことである（処罰辦法 28 条）。

弁護士法 50 条 7 項の「司法行政部門に偽り材料を提供し、あるいは他の偽りの行為」とは処罰辦法 29 条によって以下の三つのものである。

すなわち、①司法行政機関が検査・監督する際に故意に真実な状況を隠し、関連する書類を提供せず、あるいは不実、虚偽な書類を提供しあるいは、証拠を隠し、壊滅・偽造する。②法律事務所年度考課、執業評価、奨励活動の過程に不実、虚偽な書類を提供しあるいは、他の虚偽行為がある。③法律事務所の重大事項の変更、支所設立、分立、合併、あるいは終止、清算、取消の過程に不実、虚偽な書類を提供しあるいは、他の虚偽行為がある。

弁護士法 50 条 8 項の「本事務所の管理をおろそかにし、嚴重的な結果を発生すること」とは処罰辦法 30 条によって以下の六つのものである。

すなわち、①内部管理制度を建てず、日常の管理が混乱、法律事務所が運営できない。②弁護士執業活動を有効に監督しなく、あるいは本所の弁護士の違法活動を放任し・庇い、嚴重的な結果を発生する。③弁護士を放任し、本所が営業停止の期間あるいは弁護士が執業停止に処される期間に業務を続ける。④年度考課を受けずに、あるいは年度考課の結果が「不合格」と評定された。⑤労働契約を締結せずに、法によって雇用弁護士と事務人員を失業、養老、医療などの社会保険をしない。⑥他の違法行為が嚴重的な結果を発生する。

(3) 処罰の実施

弁護士は本法の規定の違反によって警告を受けた後の 1 年以内に再び警告されるべき場合には、区を設けた市クラスあるいは直轄市の区人民政府の司法行政部門が 3 か月以上 1 年以下の執業停止を処する。執業停止を処罰された後に 2 年以内に再び執業停止を処罰する状況がある場合には、省、自治区、直轄市の人民政府の司法行政部門が弁護士の執業証書を取り消す（弁護士法 51 条）。

県クラス人民政府の司法行政部門は弁護士と法律事務所の執業活動に対して日常的な監督・管理を実施し、発見された問題を改正させる。当事者の懲戒請求に対して、直ちに調査を行うべきである。県クラス人民政府の司法行政部門は弁護士と法律事務所の違法行為が行政処罰が処されるべき場合には上級の司法行政部門に処罰の意見を提出すべきである（弁護士法 52 条）。

6 か月以上執業停止の処分を受けた弁護士は処分期間が終わった 3 年未満の場合には、法律事務所のパートナーにされてはならない（弁護士法 53 条）。弁護士は違法に業務を行い、あるいは過ちによる当事者に損失をもたらす場合には、所属する法律事務所が賠償責任を負う。法律事務所が賠償してから、故意あるいは重大な過失行為があった弁護士に対して賠償を請求できる（弁護士法 54 条）。

弁護士の執業証書を取り得せずに弁護士の名義で法サービスを行う場合には、所属する県クラス以上の地方人民政府の司法行政部門が違法の職務の停止を命令し、違法の所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を処する（弁護士法 55 条）。

(4) 処罰の救済

弁護士、法律事務所が司法行政機関から受けた行政処罰に対して、意見陳述、抗弁、公聴の権利がある。行政処罰の決定に行政不服審査を申し立て、或は、行政訴訟を提起できる。司法行政機関の行政処罰によって損害される場合には、賠償を提出できる（処罰辦法 35 条）。

(5) 処罰の裁量

行政処罰の具体的な適用は司法行政機関が弁護士法と処罰辦法によって規定され、弁護士、法律事務所の違法行為の事実、性質、状況及び危害程度によって法的な処罰種類と範囲の中に裁量し、具体的に処罰を決定する。弁護士に警告、執業停止、弁護士執業証書の取消を処罰する。法律事務所に警告、営業停止、法律事務所執業証書の取消を処する。同時に罰金を酌量に処する。違法所得がある場合には、違法所得を没収する（処罰辦法 37

条)。

次の各号のいずれかに該当する者は、行政処罰を軽く処し、或は、減輕する。①違法行為の危害結果を能動に取り除き、或は減輕する。②能動に報告し、積極的に司法行政機関の審査を協力する。③強迫され、違法行為を実施する。④他の軽く処し、或は、減輕する状況である。さらに、違法行為が軽微であるし、直ちに直し、危害結果はない場合には、行政処罰をしないことである（処罰辦法 38 条）。

弁護士、法律事務所が次に掲げる違法行為がある場合には、弁護士法に規定された違法状況の嚴重或は、特別嚴重な際に、法的な行政処罰の種類及び範囲の中に重く処罰をすべきである。すなわち、①違法行為が当事者、第三者或は社会公共利益に重大な損失をもたらす。②違法行為の性質、状況が嚴重であり、弁護士像を厳しく損害し、悪い社会影響をもたらす。③同時に、二つ以上の違法行為或は違法に関する金額が巨大である。④司法行政機関が違法行為を取り締まる期間に違法行為を直さなく、或はやり続け、証拠を提供しなく、隠し、壊滅し或は虚偽、偽造の証拠を提供する。⑤他の重い処罰をすべきであることである（処罰辦法 39 条）。

弁護士が警告を処されてから 1 年以内に再び警告すべき状況がある場合に、執業停止 3 カ月以上 1 年以下を処すべきである。執業停止の期間に或は処罰した 2 年以内に再び執業停止を処すべき状況がある場合には弁護士執業證書の取消を処すべきである。法律事務所が営業停止の期間の中に或はその後の 2 年以内に再び営業停止を処すべき状況がある場合には法律事務所執業證書の取消を処すべきである（処罰辦法 40 条）。

法律事務所が違法行為によって処罰される場合には司法行政機関が弁護士法 52 条 2 項によって、事務所の担当者に対して、管理責任と責任に基づいて行政処罰を処する。法律事務所が違法行為によって処罰される場合には、同時に直接責任がある弁護士の法的責任を追及すべきであり、行政処罰を処する（処罰辦法 41 条）。

弁護士が執業停止の処罰期間で執業機関が変更されることができない。6 ヶ月以上の執業停止を処される場合には、処罰期間及び期間の後の 3 年以内にパートナーが担任できない。法律事務所が営業停止の期間で事務所の解散、名称の変更、分立、合併、支所の設立をすることができない。事務所の担当者、パートナー及び処罰と直接責任がある弁護士は執業機関が変更されることができない（処罰辦法 47 条）。

弁護士、法律事務所の違法行為が刑事責任を負うべき場合には、司法行政機関が司法機関に転送すべきであり、行政処罰が刑事処罰を変えられない。弁護士が執業行為によって、故意犯罪であり、或は執業行為以外の事由によって、故意犯罪であり、刑事処罰を処された場合には、司法行政機関が弁護士執業證書の取消を処すべきである。過失犯罪によって、刑事処罰を処された場合には執行或は執行猶予の期間で弁護士執業を停止すべきであり、執行してから執業が回復できる（処罰辦法 42 条）。

弁護士、法律事務所が行政処罰を処され、違法行為が当事者或は第三者を与える場合に

は、民事責任を負うべきである（処罰辦法 46 条）。

表 4-1 処罰主体の権限

処罰主体	弁護士	法律事務所
区を設けた市クラスあるいは直轄市及び（区）県司法行政機関	警告 罰金 違法収入の没収 執業停止	警告 罰金 違法収入の没収 執業停止
所在地の省、自治区、直轄市司法行政機関	執業証書の取消	執業証書の取消

2. 協会処分の制度構成

弁護士に対する行業処分は全国弁護士協会の「弁護士協会会員違反行為処分規則（試行）」〔律師協会会員違反行為処分規則（試行）〕（以下、処分規則と略す）が 1999 年に可決され、2004 年に改正された。そして、各省の弁護士協会も処分規則及び地方の状況に基づいて、各地の処分規則を規定する。

(1) 協会処分の内容

弁護士協会は会員の規範を違反する行為に対して以下の行業処分の種類を処する。その内容は次のようなものである。①訓戒、②批判を官報に掲載し、公告すること、③社会に向き、公開的に譴責すること、④会員の登録を取消す（処分規則 9 条）。弁護士協会は会員の規範を違反する行為が司法行政機関から行政処罰をする必要があると認定する場合に、速やかに司法行政機関に報告し、調査・処理させるべきである（処分規則 10 条）。

第 1 に、個人会員に対して処分すべき行為

i 個人会員は処分規則 11 条によって以下の行為がある場合には、省、自治区、直轄市及び区を設けた市クラスの弁護士協会が次のような措置をとることができる。すなわち、①訓戒、②批判を官報に掲載し、公告すること、③社会に向き、公開的に譴責することを処する。

その内容は以下のものである。①同時に二つ以上の法律事務所で業務を行いあるいは同

時に法律事務所と他の法サービス機関で業務を行う。

②同一な案件に双方の当事者を代理し、あるいは、同一な案件で同時に委任者と利益衝突がある第三人を代理、弁護する。

③二つあるいは二つ以上の利益関係がある案件で別に利益衝突がある当事者に代理、弁護する。

④法律顧問を担当している際に顧問単位の相手あるいは、利益衝突がある当事者を代理、弁護する。

⑤規定によらず委任者と書面契約を締結する。

⑥委任を受けた後に、正当理由がなく、委任者に約束した法サービスを提供しておらず、弁護あるいは代理を断る。

⑦正当理由がなく、時間通り訴訟あるいは仲裁に参加しない。

⑧当事者のビジネス秘密あるいはプライバシーを漏らす。

⑨無断に委任を受け、無断に委任者に費用を受け取り、あるいは、規定、約束以外の費用、財物を受け取る。弁護士費用管理規定若しくは、費用契約の約束に違反し、無断に費用を高める。

⑩委任権限を越え、代理活動を行う。

⑪法サービスの便利を利用し、利益をもらうこと、委任を受けてから故意に委任者の利益を損じあるいは、相手当事者、第三者と悪意により通謀し、委任者の利益を侵害すること、相手当事者が合法的な証拠調べを妨害する。

⑫業務を獲得するために委任者に虚偽な承諾をする、あるいは、担当裁判官、検察官、仲裁員と特殊な関係があると表す。

⑬メディア、広告あるいは、他の方法を通じて、不真実あるいは不適當な宣伝を行う。

⑭虚偽な事実を宣伝・偽造し、他の弁護士、法律事務所の名誉を損害し、誘うのであり、他の弁護士をそしめるあるいは、紹介費を支払うなど不正当な手段で業務を獲得する。

⑮司法機関、行政機関あるいは他の社会管理機能が備える組織の関係を利用し、不正当な競争を行う。

⑯裁判官、検察官、仲裁員に代理、弁護、仲裁などの法サービス業務を表で、或は裏で紹介させる。

⑰委任関係の解除を阻止するために当事者を脅かし、恐れ或は、当事者が提供した書類を返還しない。

⑱裁判官、検察官、仲裁員の名義で或は裁判官、検察官、仲裁員を連絡・感謝の理由で当事者に財物或は他の利益を請求する。

⑲執業期間で非弁護士の身分で有償サービスを行う。

⑳案件を扱う期間に不正当の目的のために非業務期間、非業務場所に担当裁判官、検察官、仲裁員或は他の工作人員を接見する。或は規定に違反し、一方的に裁判官、検察官、

仲裁員を接見する。

㉑ 案件の事前と事後に担当裁判官、検察官、仲裁員のため、物質或は非物質な利益をあげる。案件を獲得するため、事前と事後に関連する人員に物質或は非物質な利益をあげる。

㉒ 裁判官、検察官に任官された弁護士が離任してから2年未満に訴訟代理人或は弁護人を担任する。或は、任官期間に扱った案件の代理人或は弁護人を担任する。

㉓ 規定を違反し、非弁護士を連れ、犯罪容疑者、被告人、拘禁中の犯罪人と接見する。あるいは接見する際に関連する管理規定に違反する。

㉔ 過誤によって法律意見書の中に重大な欠陥、間違いがあり、当事者、第三者に重大損失をもたらす。あるいは、社会公共利益を危害する。

㉕ 司法行政機関、弁護士協会に虚偽書類を提供し、重要事実を隠しあるいは他の虚偽行為がある。

㉖ 執業停止の期間であるいは法律事務所が営業停止、取消の後に業務を続ける。

㉗ 行業処分を受けた後に規定の期間で改正しない。

㉘ 他の違法あるいは、弁護士倫理、道徳規範に違反する行為であり、厳重な弁護士像を損害する行為がある。

㉙ 他の処分すべき行為がある。

ii 個人会員は処分規則12条によって以下の3つの行為がある場合には、省、自治区、直轄市の弁護士協会が会員登録を取消すことを処する。同時に、同クラス司法行政機関に弁護士執業証書の取消を申請する。

すなわち、①国家秘密を漏らす。②裁判官、検察官、仲裁員及び他の工作人員に賄賂し、あるいは当事者を指示・誘導し、賄賂させる。③虚偽証拠を提供し、重要事実を隠し、あるいは、他人を脅かし、誘導し、虚偽証拠を提供させ、重要事実を隠させる。

第2に、団体会員に処分すべき内容

i 団体会員は処分規則14条によって以下の行為がある場合には、省、自治区、直轄市及び区を設けた市クラスの弁護士協会が①訓戒、②批判を官報に掲載し、公告すること、③社会に向き、公開的に譴責することを処する。

すなわち、①認定されなかった法律事務所の名称を利用し、執業活動を行い、あるいは、法律事務所の名称を無断に変更し、貸し出す。

②名称、章程、担当者、パートナー、住所、パートナー協議などの事項を変更し、要求の時間で変更登録をしない。

③不正当な手段でパートナー、合作人、弁護士の退出を妨害する。

④条件を合わない人員をパートナー、合作人にさせ、あるいは事務所の担当人に任命する。

⑤統一に依頼を受け、書面依頼契約と費用契約を締結し、費用を受け取ることをしてなく、あるいは、弁護士サービス文書、財務書類、執業資料を統一に保管・使用しない。

- ⑥委任者に費用の領収書をあげずあるいは、委任者に費用提出の証明種類をあげない。
- ⑦弁護士費用の規定あるいは費用の契約に違反し、費用範囲を無断に拡大し、費用レベルを高め、あるいは、規定、約束以外の費用を請求する。
- ⑧批准によらず、住所以外のところにオフィス、受付室を無断に設立し、無断に支所を設立する。
- ⑨弁護士、他の工作人員を採用する際に規定によって契約を締結せずに、社会保険を行わない。
- ⑩法律事務所及びその支所の債務を悪意に逃す。
- ⑪メディア、広告あるいは、他の方法を通じて、不真実あるいは不適當な宣伝を行う。
- ⑫紹介費を払い、リベート、承諾利益などの不当な方法で業務を獲得する。
- ⑬司法機関、行政機関あるいは他の社会管理機能が備える組織の關係を利用し不正当な競争を行う。
- ⑭虚偽な事実を宣伝・偽造し、他の弁護士、法律事務所の名誉を損害し、謗る。
- ⑮同一案件中に本事務所の弁護士を任命して双方当事者或は利益衝突がある当事者に代理・弁護することである。但し、本県（市）の中に法律事務所が一所だけであり、そして、双方当事者が認められたことに限らない。
- ⑯当事者のビジネス秘密あるいは、プライバシーを漏らす。
- ⑰司法行政機関、弁護士協会に虚偽証明書類を提供し、重要事実を隠し或は、他の虚偽行為がある。
- ⑱執業停止を処された弁護士が業務を続けることを許し、或は、黙認する。
- ⑲法律事務所の証明書、弁護士サービス専用文書、費用書類などを提供する方法で弁護士執業証書を取らぬ人員或は他の法律事務所の弁護士の違法執業行為に助長する。
- ⑳弁護士執業証書を取らぬ人員に名刺、標示或は他の弁護士身分証明を提供し、或は関する人員に物質或は非物質利益を提供することを許し、黙認する。
- ㉑本事務所の弁護士が担当裁判官、検察官、仲裁員に物質、非物質利益を許し、黙認する。事務所が担当裁判官、検察官、仲裁員に物質、非物質利益を許し、黙認する。
- ㉒法によって納税しない。
- ㉓他の処分すべき行為がある。
- ii 個人会員は以下の行為がある場合には、省、自治区、直轄市の弁護士協会が会員登録を取消すことを処する。同時に、同クラス司法行政機関に法律事務所執業証書の取消を申請する。
- すなわち、①営業停止を処された後に、改正せずに、或は、営業停止の期間で業務を続ける、②裁判官、検察官、仲裁員或は、他の工作人員に賄賂する、③刑事処罰を受けた、④他の違法活動があり、弁護士像を嚴重に損なう（処分規則 15 条）。

第 3 に、処分の裁量と争議解決

i 処分の裁量

会員が次の各号のいずれかに該当する者は、処分を軽く処し、減輕し、或は免除する。すなわち、①初回違反及び状況が特別輕微或は輕微の場合である。②規定違反行為を承認し、ならびに書面に反省する。③規定違反行為を自覚に直す。④直ちに悪い結果の発生を防止し、或は悪い結果の減少をする（処分規則 16 条）。

会員が次の各号のいずれかに該当する者は、処分を重く処する。①規定違反行為が嚴重な結果をもたらす。②審査を逃げ、抵抗する。③処分請求人、証人及び関する人員を報復する。④規定違反行為によって行業処分或は司法行政機関の行政処罰を受けた（処分規則 17 条）。

ii 争議解決

地方弁護士協会の間で受理の権限によって争いがある場合には、双方が協議で解決すべきである。協議できない場合には、共同の上一級の弁護士協会が受理を指定する（処分規則 18 条）。

(2) 協会処分主体

協会処分主体は弁護士協会の紀律委員会と懲戒委員会である。

中華全国弁護士協会には紀律委員会を設立し、弁護士に対する行業処分に関する規則を制定し、各クラスの弁護士協会の処分業務に対して指導・監督することを担当する（処分規則 19 条）。

各自治区、直轄市及び区を設けた市クラス弁護士協会は懲戒委員会を設立し、規範に違反する会員に対する処分を担当する（処分規則 20 条）。

懲戒委員会の主任、副主任は同級の弁護士協会の常務理事会からノミネートし、理事会の決定によって選出され、任期が理事会と同じである。懲戒委員会の委員が同クラスの弁護士協会の常務理事会が選挙、推薦、決定などの方法を通じて選出され、任期が理事会と同じである（処分規則 21 条）。

懲戒委員会の日常業務機関は弁護士協会の秘書処を設置する。その職務は処分規則 23 条によって、以下の三つのものである。すなわち、①懲戒請求を受付け、関連の部門からの懲戒請求を受け、受理の手続きを取扱う。②懲戒委員会の審査記録を作成し、懲戒委員会の決定書及び関連の文書を作成・送達する。③行業処分と関する他のことである。

表 4-2 処分主体の構造

中華全国弁護士協会	紀律委員会
各省、自治区、直轄市弁護士協会	懲戒委員会
区を設けた市クラスの弁護士協会	懲戒委員会

表 4-3 処分主体の権限

処分主体	弁護士	法律事務所
省、自治区、直轄市及び区を設けた市クラス弁護士協会	訓戒 批判を官報に掲載し、公告する 社会に向き、公開的に譴責する	訓戒 批判を官報に掲載し、公告する 社会に向き、公開的に譴責する
省、自治区、直轄市弁護士協会	会員登録の取消及び同クラスの司法行政機関に弁護士業務証書の取消を請求	会員登録の取消及び同クラスの司法行政機関に法律事務所業務証書の取消を請求

(3) 協会処分の手続

i 懲戒請求の方法

懲戒請求は手紙、電話、ファックス、直接訪問などの方法で提出され、他人に依頼できることである(処分規則 27 条)。懲戒委員会の日常工作機構が懲戒請求人に具体的な事実と関連する証拠書類の提出を求めることができる(処分規則 28 条)。

ii 受付と立案の審査

工作人員が懲戒請求の受付記録を整備すべきであり、懲戒請求登記表を作成し、書面証拠を保存し、会員の規定違反の記録を整備する(処分規則 29 条)。

懲戒委員会が懲戒請求を受けてから 7 個の工作日以内に立案するかを決定すべきである(処分規則 31 条)。立案する場合には、10 個の工作日以内(辺地に期間が延長されることができる)に被請求弁護士に伝え、弁護士協会に状況を説明し、質問を答え、書面の答弁を提出することをさせることである(処分規則 32 条)。

また、懲戒委員会が以下の四つの状況がある場合に、立案できないのである。すなわち、

①法、規定に違反する事実が存在であったが、本懲戒委員会の懲戒範囲に合わない、②証拠書類を提出できずに、或は、証拠書類が明確ではない、③証拠書類と懲戒請求と直接或は必然な関係はない、④匿名の懲戒請求の場合には、立案しないことである（処分規則 36 条）。

調査を通じて、状況によって以下の決定を下す（処分規則 39 条）。すなわち、①会員が確実に規定に違反する行為があり、本規定によって関する処分を処する。②案件を撤去し、或は、処分をしない。③司法行政機関に行政処罰を提案する。

iii 公聴の手続き

懲戒委員会が決定する前に、被懲戒請求人に公聴の権利があることが伝えられる。被懲戒請求者は懲戒委員会から通じされた 7 個工作日以内に公聴会を申請すべきであり、懲戒委員会は公聴会を主催すべきである。懲戒委員会は公聴会を主催する場合に、公聴会前の 7 個の工作日以内に、被懲戒請求人に公聴会の時間と場所を通知すべきである。公聴の際に懲戒委員会が懲戒に関する事実、証拠及び懲戒意見を提出する。被懲戒請求人が抗弁し、双方が証拠に対して弁論する（処分規則 41、42 条 1 項、2 項）。

懲戒委員会が団体で決定を出すべきである。会議は 3 分の 2 以上の委員が出席すべきであり、決定が出席の委員の 3 分の 2 以上の同意で通過される（処分規則 43 条）。

iv 回避

懲戒委員会は以下のいずれかに該当する場合には、自覚に回避すべきであり、被処分請求人も回避が申請できる。すなわち、①本人或は親族が案件と直接な関係がある場合、②被処分請求人と同一な法律事務所に業務を行う場合、③他の案件を公正に処理する可能性があることである（処分規則 24 条）。

懲戒委員会の主任、副主任の回避が同クラスの弁護士協会の常務理事会によって決定される。懲戒委員会委員と他の人員の回避が懲戒委員会の主任によって設定される（処分規則 25 条）。回避の申請に直ちに審査すべきであり、回避申請を受けてから 10 個工作日以内に決定を出し、登録する（処分規則 26 条）。

以上のような条文から明らかになったのは、司法行政機関は処罰辦法によって行政処罰の権限を拡大化し、弁護士協会の協会処分権を縮小させることになるのである。そこで、司法行政機関は行政処罰を通じて弁護士、法律事務所に対する統制を実現することができる。それと、司法行政機関、法院、検察院及び公安機関と同じような公権力の一部分として構成され、党の指導のもとで統制されている。従って、弁護士が業務活動を行われる際に、法院、検察院及び公安機関の利益と衝突する場合に、司法行政機関は行政処罰を用い

てこれらの対抗性・在野性を有する弁護士や法律事務所に対して報復の措置を取る恐れがあると考えられる。

以下では、実例を通して、司法行政機関による弁護士への統制を具体的に説明する。

第3節 弁護士懲戒にかかわる係争事件

弁護士と法律事務所は、司法行政機関によって統制されている枠組みに業務活動を行うため、司法行政機関との関係を悪化することを避ける。従って、処罰されても公聴会の申請、異議の提出を避けることも少数ではない。ここでは弁護士に対する行政処罰の争議事例を通じて、司法行政機関は弁護士に対する懲戒権を有する場合に在野性・対抗性を備える弁護士に報復する可能性があると明らかにする。

1. 係争に関する事件の概略

(1) 「程海弁護士事件」

北京市昌平区司法局は京昌司罰決〔2014〕1号の行政処罰決定書によって、程海弁護士に対して、行政処罰を下した。

行政処罰決定書によって「程海は弁護士として、正当な利用がなく、法廷に弁護義務の履行を断ることによって、二回の訓戒を受けられ、退廷した。この行為は法廷秩序を乱し、訴訟活動が順調に進むことに妨害するため、弁護士法32条2款、40条(8)項の規定に違反した。そして、弁護士法49条1款(6)項と司法部「弁護士と法律事務所違法行為処罰規定」19条(4)項によって規定された処罰すべき行為である。だから、弁護士法49条1款(6)項によって、程海に執業停止1年間の行政処罰が下された。

2014年9月5日、北京市昌平区司法局は程海弁護士の行政処罰に対して、公聴会を行った。程海弁護士は法廷裁判の際に弁護士としての弁護権利が制限され、奪われたため、法廷に書面の声明を提出し、退廷してから控訴に行ったことを主張した。しかしながら、法廷はこの行為が法廷秩序を乱し、訴訟活動が順調に進むことに妨害することと判定した。

(2) 「李金星弁護士事件」

2016年12月28日に済南市司法局は公聴会を経て、山東成思法律事務所の李金星弁護士に対して、弁護士法49条1款(6)項によって、法廷秩序を乱し、訴訟活動を妨害することの原因で、業務停止1年の行政処罰を下した。

行政処罰の事由は2014年11月28日、2015年11月27日に、広東省天河区人民法院が

被告人楊茂東、孫德勝の「公共場所の秩序を乱す案件」（2014 穗天法刑初字第 1255 号）を審理した。李金星弁護士は被告人楊茂東の辩护人として、裁判において「①裁判長の許可をせずに、何回に勝手に発言し、②何回に裁判長から警告と訓戒され、指示の通りにしていない、③法廷の釈明、決定、あるいは答えたことに対して繰り返し反対し、④何回に言葉で裁判官、合議廷に攻撃し、⑤判決を下した際に、喧嘩する行為があると判定された。

そのため、行政処罰には李金星弁護士が弁護士法 40 条（8）項の規定に違反し、弁護士と法律事務所違法行為処罰規定の 19 条（1）項に規定された行為を行うことと提出された。

2016 年 12 月 2 日に済南市司法局は李金星弁護士に行政処罰（公聴）通知書を送達した。2016 年 12 月 21 日に済南市司法局が行政処罰の公聴会を行なった。最後、済南市司法局は弁護士法 49 条 1 款（6）項によって、執業停止 1 年の行政処罰を下した。

2. 係争事件に対する評価

以上の弁護士に対する懲戒を与えた二つの事件から鑑みると、弁護士に対する統制の実態について、以下のような特徴を見て取れる。

（1）懲戒された弁護士の在野性・対抗性

程海弁護士¹¹⁴は公益、人権侵害に関する事件に熱心的に携わっていた。また、弁護士協会会費及び弁護士協会会長の選挙といった弁護士における自治活動¹¹⁵などを北京市弁護士協会に対して積極的に異議を述べていた。

また、李金星弁護士は刑事弁護に注目し、「冤罪者を救う活動」〔拯救無辜者洗冤行動〕を活躍している。このような冤罪弁護活動を行う組織は、中国では最初の民間的な冤罪弁護の団体である。並びに、当該弁護士は重大な冤罪事件の弁護活動にも自主的に参加・援助していた。

以上のように、当該弁護士たちの活動は、国家の公権力と正面から対抗、または衝突することが避けられない。そこで、国家の立場から見れば、当該弁護士による対国家的な挑発行為が国家の利益ひいては政権を危うく恐れることが考えられる。ゆえに、国家は公権力による行政処罰を通して弁護士を厳しく取り締まる原動力が現れている。従って、処罰されていた係争事件に関わる弁護士は、公権力の意志にコントロールされていないという高い在野性・対抗性を備える特質を有すると評価することができる。

¹¹⁴ 程海弁護士に関する紹介は〔中国維権律師關注組〕の情報（<http://www.chrlawyers.hk/zh-hans/content/程海>、最終アクセス日：2016 年 6 月 10 日）参照

¹¹⁵ 具体的な自治活動について、本稿の第 2 章では整理されているものを参照。

(2) 懲戒された弁護士の弁護権に対する制限性

当該弁護士たちの活動は、主に上記で述べたような行政や刑事弁護を中心としていた。そこで、国家の公権力と敵対関係に陥られ、国家によって報復される傾向がある。ゆえに、弁護士と裁判官の衝突することによって、司法行政機関による行政処罰は、実質的に弁護士の弁護権を制約する役割を果たしている。もっとも、一方では、弁護士の弁護権が制限されることによって、依頼者の権益を侵害されることに繋がる。他方では、同様な事件では他の行政や刑事弁護に携わろうとする弁護士への見せしめ効果があると評価することができよう。

(3) 依頼者の訴訟利益の弱体化

懲戒の判断基準は不明確であるため、司法行政機関は不明確な基準によって弁護士の活動に処罰する場合、弁護士の正当的な代理活動が制限される可能性がある。ゆえに、弁護士は事件を担当する際、当局からの懲戒を避けるために、正当的な弁護活動を行使することを躊躇する恐れが考えられる。従って、刑事弁護をする際に、形式上な弁論にすぎず、依頼者の権利利益を守られず、それによって、冤罪事件の発生することに至りかねない。

以上のことからまとめると、司法行政機関による行政処罰、弁護士協会による協会処分との関係については、必ずしも明白的なものであると言い切れない。しかしながら、ここで言えるのは、司法行政機関による行政処罰が弁護士協会による協会処分よりも威嚇と規制の効果を有していると考えられる。つまり、弁護士協会は表面上では一定の懲戒権を持つとはいえ、実質的には、司法行政機関により架空されていると言わざるをえない。言い換えれば、弁護士に対して、実際的な統制を行われていたことは裏に隠された国家公権力によるものであると見て取れる。

第5章 刑事罰による統制

日本における弁護士に対する統制は主に弁護士会が弁護士懲戒を通じて、実現されることである。しかしながら、中国においては、弁護士に対する年度考課、協会処分、行政処罰の統制手段の他に、刑事罰による統制の手段もある。

本章では弁護士に対して刑事罰による統制体制を明らかにする。

第1節 弁護士を処罰の対象とする

1. 弁護士偽証罪の立法背景¹¹⁶

1979年の刑法の中には弁護人、訴訟代理人が特殊の主体としての犯罪が規定されなかった。そして、1988年から1993年までの刑法改正の草案にこういう罪が設置されなかった。しかしながら、1994年3月3日、全国人大常委会法工委が提出された〔刑法（改正草案）分則条文匯集〕の20章3条に初めて定められた。その内容は「弁護士が代理の案件の中に、事件に関する重要な状況に対して、刑事被告人を教唆し、不事実に犯罪状況を供述させ、若しくは被告人に案件の状況を通じ、裁判を妨害し、状況が嚴重な場合には、7年以下の有期懲役或は拘留する」と規定された。そして、1995年8月8日に提供された改正案の19章3条にも同じように規定された。

1996年、刑事訴訟法で弁護士の偽証に関する規定は「弁護士と他の弁護人は犯罪容疑者、被告人に隠匿、壊滅、偽造証拠を助けることを禁止し、証人を脅威し・誘いかけ、証言を変えもしくは、偽証をして及び他の司法機関の訴訟活動を妨害する行為を禁止する（刑事訴訟法38条）」が改正された。その改正によって、弁護士が訴訟に加入する時間が早めになり、そして、弁護士の職責を履行するための権利が強化されてきた。この規定の目的から見ると、被告人、犯罪被疑者の権利を守るために、規定された。しかしながら、被告者の弁護を利用し、司法機関の活動と犯罪の追及を妨害してはならないために、弁護士法の相関する条文は追加された。

その後、1996年5月15日に公布された弁護士法には「弁護士は虚偽の証拠を提供し、重要な事実を隠しあるいは他人を脅威し、誘いかけ、虚偽の証拠を提供させ、重要な事実を隠せることをしてはならない（96年法45条）」と規定された。刑事訴訟法及び弁護士法の改正に従って、弁護士の権利と訴訟中の役割が増えてきた。

¹¹⁶刑法306条に関する立法の沿革は胡康生＝李福成主編『中華人民共和國刑事訴訟法積義』（法律出版社、1997年）、郎勝主編『中華人民共和國刑法積解』（群衆出版社、1997年）、王麗『律師刑事責任比較研究』（法律出版社、2002年）参照。

この状況に対応して、1996年8月8日に提出された改正案の「妨害司法罪」の中に弁護士が特殊主体としての罪名が削除され、改正案19章3条に一般主体の妨害証拠犯罪が規定された。すなわち、「暴力、脅かし、賄賂などの方法で証人を阻止し或は、指示、賄賂、脅かしで他人を偽証させる場合には3年以下の有期懲役或は拘留を処する。状況が嚴重な場合には3年以上7年以下の有期懲役を処する。教唆、犯罪容疑者に重要証拠の偽造、隠し、或は壊滅を協力し、審査、裁判を妨害し、状況が嚴重な場合には3年以下の有期懲役、拘留、或は罰金を処する」と定めた。

同時に、改正案8章7条に「弁護士が案件を代理する過程に容疑者に証拠の隠し、壊滅、偽造を協力し、或は、証人を共謀し、脅かし、誘導する方法で証言を変え或は、偽証し、及び他の司法機関の訴訟活動に妨害する行為である場合には5年以下の有期懲役を処する」ことが規定された。

その後、全国人大委員会法律工作委員会が1996年10月10日に刑法改正案（意見請求稿）を公布した。本意見稿の273条で「刑事訴訟中に、弁護士が故意に虚偽証拠を提供し或は、証拠を隠し、壊滅し、犯罪容疑者の証拠を隠し、壊滅・偽造することに協力し或は、証人を共謀し、脅かし、誘導し、偽証する場合に3年以下有期懲役或は拘留を処する。嚴重な場合に3年以上10年以下の有期懲役を処する」と規定された。法的懲役期間が前よりも大幅に高めに改正された。

本意見稿の273条（弁護士の偽証罪に関する条文）には対立な2種の意見がある。第一種の意見は司法部、中華全国弁護士協会及び一部分の学者が代表として反対の意見を持つことである。その理由は以下のものである。①重複的な規定である。②弁護士が刑事訴訟に参加する積極性を潰す。③公安、検察院、法院に関する人員も同じな犯罪の可能性がある。特別に規定する必要がなく、弁護士に対しても特別に規定すべきではないということである。それに対して、第二種の意見は関する条文に支持する。その理由は弁護士が訴訟中に特別な身分を持ち、地位も重要であり、改正された刑事訴訟法が弁護士の訴訟権利を規定したため、弁護士の行為に対して、特別に規定することが積極的な意義がある。現行の刑法の規定は第二種の意見を支持することと言える。

その後、各方面の意見を激しく衝突することである。提出された刑法改正草案に弁護士偽証罪に関する主体、客観行為及び刑罰期間などの内容が何回に改正された。

1999年3月13日、8回全国人大5回会議主席団3回会議に通過された刑法改正案に306条に2項が追加された。306条2項は「弁護人または訴訟代理人が提出し、開示しまたは引用した証人の証言またはその他の証拠は、真実性を欠けても、故意に偽造したのでなければ、証拠の偽造としない」と定めた。この条文は現行刑法の306条の内容となった。

すなわち、「刑事訴訟において、弁護人または訴訟代理人が証拠を隠滅し若しくは偽造したとき、当事者による証拠を隠滅若しくは偽造を幫助したとき、または証人を脅迫し若しくは誘引して、事実と反して証言を変更させ、若しくは偽証をさせたときは、3年以下

の有期懲役または拘役に処する。情状が重いときは、3年以上7年以下の有期懲役にする。

弁護人または訴訟代理人が提出し、開示または引用した証人の証言またはその他の証拠は、真実性に欠けても、故意に偽造したのでなければ、証拠の偽造としない¹¹⁷（刑法306条）ということが規定された。これも弁護士責任に関する著名の「刑法306条」或は「弁護士偽証罪」と言われている。

刑法306条が規定された後に、弁護士界と一部の学者から反対され、弁護士の刑事弁護と業務活動に対して大きな影響を与えた。「1995年全国弁護士協会は各地の弁護士協会あるいは弁護士が報告した権利保護の事件が十数件だけであったが、1997年、1998年から権利保護の事件が70件ぐらい起こった。特に、1997年刑法が実施された後で、弁護士業務活動に関する『証拠偽造罪』、『証拠妨害罪』の事件が全部の事件数量の80%を占めた¹¹⁸。特に逮捕・起訴された事件で50%¹¹⁹以上は起訴されないあるいは無罪の結局になった。そのため、1997年も「弁護士受難年」¹²⁰と言われた。

大規模な逮捕・起訴事件によって全国の刑事弁護の数が激しく減少¹²¹になった。「2000年北京で弁護士が5495人であり、全年の代理の刑事事件が4300件であり、一人当たりの刑事事件の代理数が1990年の2.64件から2000年の0.78件に下がった」¹²²。刑事弁護の数の下降に対して様々な原因があるが刑法306条の影響も見逃さないのではないと思われる。「この職業差別性がある法律規定は二つの世界記録を作った。すなわち、第1に、弁護士業務活動に対して刑法によって処罰されることが世界中の先例である。第2に、中国も世界中で弁護士が職業業務によって報復されることが一番多い国である」¹²³と言われる。弁護士の刑事弁護に弾圧することに対して陝西代表団の人大代表張燕氏が「取消刑法306条の議案」¹²⁴を提出した。全国弁護士協会も刑法306条に対する意見を報告した。その意見に刑法306条を全国人大に議論、改正の提供することが提案された¹²⁵。

2. 弁護士偽証罪をめぐる論争

刑法306条に関する議論が学界で以下のように批判派、折衷派及び支持派に分けられている。以下はこれに基づいて、検討する。

多数説によれば、刑法306条の存在に対して反対的な意見であることが考えられている。すなわち、「反対派」である。

¹¹⁷ 甲斐克則＝劉建利〔編訳〕『中華人民共和國刑法』（成文堂、2011年）160頁。

¹¹⁸ 陳秋藍「一個不得不說的話題：律師偽証罪」中国律師2000年3期46頁。

¹¹⁹ 『全国律協維權案件統計表』2000年5月参照。

¹²⁰ 王麗『律師刑事責任比較研究』（法律出版社、2002年）3頁参照。

¹²¹ 「30位人大代表提出議案：取消刑法第306条」中国律師2000年5期16頁参照。

¹²² 陳興良「為弁護權爾弁護」法学2004年1期17頁。

¹²³ 張玉鑲＝門金玲「刑法第306条的理性解讀」河北法学2007年2期30頁。

¹²⁴ 前掲注121) 16頁。

¹²⁵ 前掲注121) 16頁参照。

第1に、趙秉志、時延安の論文¹²⁶によれば弁護士の刑事責任というのは弁護士が業務活動で刑法の規定を違反するため、法律によって負うべき刑事責任であると指摘されていた。その特徴は責任の主体が弁護士であり、責任の前提が弁護士業務活動に関する犯罪行為であり、責任が明確に職業の要求に反するのである。刑法306条1項に関する議論は刑法のみならず、刑事訴訟法、司法制度などの領域も関連することである。衝突の根本的な原因は法システムの中に弁護士の位置づけの問題であり、そして、法的権利の範囲がどこにあるのか、弁護士の職業特性と社会身分による取得すべき権利の範囲はどこにあるのかという問題意識が提出されていた。

文章の内容は刑法306条1項に対する法理的な分析と弁護士刑事責任の免除が二つの部分で開かれた。そして、文章は現行の刑法306条1項に対して、規範、立法価値及び現実が三つの側面から分析が開かれた。規範の側面から分析すると、①法適用の問題である。すなわち、本条の「幫助」と「誘引」はどのように法的に解釈するか。②重複立法の問題である。すなわち、刑法306条1項と偽証罪（刑法305条）、妨害証明罪（刑法307条1項）、証拠壊滅偽造罪（刑法307条2項）との法条競合の問題である。①の問題は実践中に誘引することに対して拡大に適用する恐れがある。②の問題に対して、刑法306条1項が確かに立法過剰の問題がある。

要するに、規範の視点からみると、刑法306条1項の設置が説明不足の問題がある。すなわち、立法技術の欠陥の問題である。立法価値の側面から分析すると、刑法306条1項の設置の原因が推測されていた。すなわち、①弁護士に対して特別に規制するために②全部の単行刑法条文及び他の法律の中に属する刑法規範を刑法典に統一するためであることが推測されていた。

しかしながら、この推測に対して、文章の意見が反対されていた。第1に、弁護士が証拠を壊滅、偽造し、作証を妨害することは質的にも量的にも一般主体と同じである。しかも、刑法306条によって一般的な民衆及び法律に関する役員に弁護士が犯罪しやすいイメージを伝え、悪影響が残された。第2に、刑法典の規定の統一性の視点からみても、弁護士の行為を単独に規定する必要もないと指摘されていた。現実の側面から分析すると、この条文も弁護士の業務活動に対して悪影響を与えている。すなわち、①刑事訴訟中に控訴と弁護の訴訟地位の不平等の状況が進む②職業の報復を協力し、控訴と弁護の関係を悪化にさせる③弁護士職業の発展に対して消極的な影響を与える。

文章の第2部分ではまず、弁護士刑事責任の免除の概念が限定され、さらに、その法律根拠が紹介された。そして、弁護士刑事責任の免除の内容が述べられた。弁護士刑事責任の免除の手段を通じて、弁護士の権利を守ることが主張されていた。

第2に、張玉鑲、門金玲の文章¹²⁷は条文の特殊主体の設置、罪状と条文の表現、司法過

¹²⁶趙秉志＝時延安「弁護律師執業豁免——近在眼前却遥不可及」中国律師2001年7期30～34頁参照。

¹²⁷張ほか・前掲注123)29～35頁参照。

程の各主体の関係、司法実践中の効果などの視点から刑法 306 条に対して、批判していた。この条文が弁護士業に対して、差別的な立法であると指摘していた。そして、刑法 306 条の背後の原因が検討されている。すなわち、①立法活動が完全に権力と利益の争闘になったこと、②刑事弁護に対して、公平な環境は存在しないことが言われていた。さらに言うと、制度上には弾劾式な訴訟構造と正当な手続がないということである。理念上には無罪推定の原則と人権擁護の理念が貫徹されないのである。そして、法治文化も不足であると分析されていた。

第 3 に、王麗は弁護士の刑事責任に関する研究が¹²⁸ある。王氏は第 1 部分で弁護士の刑事責任の理論が分析され、弁護士の刑事責任の正当的な基礎を論証した。実践中には弁護士に対して刑事責任の処罰が罪名と手続の間違ひがあることが言われていた。そして、刑法 306 条に対して 306 条の規定は①公正を失い、弁護士に対する職業差別を構成すること、②刑法の他の条文と重なり、内容が繰り返されていること、③司法のバランスを壊し、司法公正に対して影響すること、④職業の報復を助長し、訴訟両方の関係を悪化させ、弁護士職業の発展及び民主法制の建設を妨げることが指摘されていた。刑法 306 条の廃止のことが支持され、刑事弁護中で弁護士に関する刑事責任の免除が主張されていた。

第 2 部分で、実証的に比較して弁護士活動に関する若干な具体的な犯罪が分析されていた。弁護士に具体的な刑事犯罪を処する状況と限界が考察され、弁護士に関する刑事犯罪の実態が明らかにされた。そして、第 3 部分では、制度の視点から弁護士刑事責任および懲戒体系が分析され、さらに、弁護士の紀律法廷を設置し、紀律処罰を主にして、民事責任と刑事責任を補助にする懲戒体制が主張されていた。

第 4 に、汪海燕の論文は刑事訴訟法の法解釈の視点¹²⁹から刑法 306 条に対して検討している。

汪氏は刑事訴訟法の視点で手続きの規定も不十分であることを提出している。手続きの欠点の一つ目は回避と管轄権の帰属が確立されていないことである。すなわち、事件を扱う人員は弁護士と直接的な利益関係があるため、関連する公安、検察機関の個人の回避は弁護士の偽証に関することの処理の公正性に影響することである。その原因は中国の公安、検察機関の組織構成によって決定されている。そこで、弁護士に関する偽証事件が指定管轄によって扱うことと提出されている。すなわち、元の案件の公安、検察機関の上級機関によって、本管轄の地域の他の機関に指定されるべきである。

欠点の二つ目は立案の手続きである。①立案条件である。現行の法律で弁護士に関する偽証事件の調査について特別な手続きが規定されていないである。実践に公安、検察機関は弁護士の偽証の行為があると認定する場合には、立案調査を提起できるのである。そのため、汪氏は管轄権を備える機関は「犯罪事実がある」と認定することができ、立案が提

¹²⁸王・前掲注 120) 参照。

¹²⁹汪海燕「律師偽証刑事責任問題研究」中国法学 2011 年 6 期 69～77 頁参照。

起できるのである。②偽証行為の認定の根拠である。すなわち、裁判で認定された事実と証人が弁護士に提供した証言と同じ場合には、証人が公安、検察機関に提供した証言を変更しても「事実を違反すること」ではなく、弁護士の刑事責任を処すべきないのであると主張されている。

しかしながら、以上の多数説に対して、以下の折衷の考えも見られている。すなわち、刑法 306 条は存在すべきであり、慎重に適用すべきというものである。代表の論文は以下のようなものである。

第 1 に、検察機関の研究¹³⁰によれば、国家権力が非常に膨張しているし、権力が司法過程を支配する環境に弁護士偽証罪の存在が人権擁護と刑事弁護に対して悪く影響する恐れがある。しかしながら、法律職業のビジネス化の危機が中国において悪化しつつある。そのため、弁護士偽証罪がすぐに廃止されるべきではないと指摘されていた。そして、現在、弁護士偽証罪を弁護士職業の外部的な統制規制として保留すべきであり、司法過程には慎重に適用すべきだと主張された。

第 2 に、李藍英、孫杰、何霓の文章¹³¹は実証の方法を通じて、法律職業の関係者が刑法 306 条に対する態度を調査することによって、刑法 306 条を保留し、慎重に適用すべきだと主張した。そして、刑法 306 条が刑事訴訟の構造の不当と刑事法治文化の不足の替罪羊であり、刑法 306 条を廃止しても現実には弁護士の悪い状況を変えることができないと指摘された。

他方、批判派と折衷派の他に以下では支持派の意見も見られる。すなわち、「刑法 306 条を支持して、この条文の存在の合理性がある」という意見である。

嚴奇栄の論文¹³²は刑法 306 条に対する批判に対して、刑事弁護との関係との誘引に関する条文の法解釈の視点によって反駁した。

まず、1995 年から 2004 年までの刑事弁護数のデータを 1995 年～1997 年、1998 年～2000 年、2000 年～2004 年の三階段に分けて、実証に刑法 306 条が刑事弁護数の低下に対して直接的な因果関係はないと主張されていた。

さらに、弁護士の平均な刑事弁護の数量が減る状況を通じて、刑法 306 条に対して、批判することは適正ではないと指摘されていた。刑事弁護の比率が低い原因は刑事弁護の収入が低いし、刑事法律援助が発達しないと提出されていた。

第 2 に、誘引することに対して批判した事例が不十分であり、この条文の存在の合理性があると主張された。

¹³⁰ 「検察過程中律師權利保護問題研究」課題組「律師偽証罪应当存爾慎用」法学雜誌 2009 年 3 期 108～111 頁参照。

¹³¹ 李藍英＝孫杰＝何霓「刑法第 306 条存与廢傾聽法律職業人的声音」河北法学 2011 年 10 期 17～26 頁参照。

¹³² 嚴奇栄「被冤屈的刑法第三百零六条」清華法治論衡 9 期 167～196 頁参照。

3 処罰された代表例¹³³

弁護士は刑法 306 条によって処罰される事件は少数ではない。この部分については、全国規模的に注目され、弁護士業界のみならず、とりわけ刑事弁護に対して巨大な影響をもたらせた以下の二つの事件が挙げられ、弁護士に対してどのような統制が行われているかを分析する。

(1) 「李庄事件」¹³⁴

事件の内容は、弁護士としての李庄は依頼人によって検挙され、弁護人の証拠破壊・偽造、証拠収集の妨害によって起訴されたものである。当該事件は、中国社会ではいわゆる「李庄案」、「李庄偽証案」（以下、李庄事件と略す）と言われている。特に、李庄事件に対して学界、弁護士業界の議論のみならず、メディア及び一般市民にも注目されていた。

¹³³李庄事件と北海事件の他に、以下のように三つの事例を紹介する。

一つ目の事件は、福建黄亜斌案である。黄亜斌弁護士は違法売買暴発物品容疑の刑事事件を代理した。そして、黄氏は証人証言を四つ取り調べてから、福安検察院に調査報告書を提出した。この報告は違法売買暴発物品案の容疑者が犯罪を構成してないと表示された。この報告によって事件の審査を中止された。その後、黄氏が強制措置をやられた。福安警察局、検察院は黄氏が刑法 306 条の弁護士偽証罪を構成すると主張した。この事件の後に、寧徳弁護士協会が弁護士の合法権益を守るため、事件を調査し、省弁護士会に報告した。省弁護士会が専門家を集め、事件を議論する。専門家の意見は当弁護士が二つの職業規定に違反する部分があったが、刑事犯罪が構成できないと主張した。1 審の判決は次のように下した。すなわち、「黄氏の提供された四つの証言が客観的に証人の認可を認められた。証言の内容が事実と反しない。そのため、黄氏が主観的に事実と反するために証言を変える故意がなく、客観的にも刑事訴訟の進みに妨害しないのである。黄氏の行為が規定に違反する部分があるが、刑事犯罪と構成できない」と判定される。「福建省首例律師偽証罪日前宣判：律師無罪」（人民網：<http://www.people.com.cn/GB/shehui/44/20011029/592795.html>、最終アクセス日：2016 年 11 月 20 日）参照。

二つ目の事件は、湖南省劉正清案である。1997 年 11 月 5 日、劉正清が弁護士の身分として丁伯初らの賄賂案件に参加した。法廷弁論中に劉氏が提供した証拠と弁護論点は検察官と違うため、裁判を中止した。審議する際に、本件の弁護人としての劉氏が検察院の役員に連行された。劉氏は証拠妨害罪の容疑によって、口頭で拘留された。その後、12 月 5 日、控訴を提起し、12 月 22 日、裁判所に裁判された。

「李庄案の前車之検：湖南劉正清案」（新浪博客：http://blog.sina.com.cn/s/blog_4b970d1d0100gorx.html、最終アクセス日：2016 年 11 月 20 日）参照。

三つ目の事件は、内モンゴル麻広軍案である。許文生が強姦の容疑（以下、「許案」と略す）で内モンゴル寧城県検察院によって起訴された。麻広軍弁護士が被告人の弁護人として裁判に参加した。「許案」の証人が法廷裁判の際に重要な証言を変えた。変更した証言は許氏が犯罪の時間がないと証明されることになった。2003 年 12 月 31 日、寧城県検察院は麻広軍が許案の証人に証言を変更させるため、証拠妨害罪の罪名で起訴された。その結果、麻広軍案は裁判を経て、無罪の判決が認定された。「内蒙古律師麻広軍被抓案終審裁定：終獲清白」（搜狐新聞：<http://news.sohu.com/2004/06/22/55/news220655568.shtml>、最終アクセス日：2016 年 11 月 20 日）参照。

以上のような三つの事件は、刑法 306 条に関わるもので、以下の三つの特徴が挙げられる。すなわち、第 1 は、刑事処罰の提起機関と直接的な利益関係にあるため、弁護士の弁護行為に報復させる恐れがある。よって、公安、検察機関の調査行為における手続き上の違法が生じる状況が考えられる。また、第 2 は、調査、及び拘束の期間が長期的になることであるに対して、有罪判決がさほど多くないということである。そして、第 3 は、弁護士が証言の取り調べを受けないことである。つまり、証人が証言を覆る、或は、被告人が自白へ変更する場合に、弁護士は危険な状況に陥られることになる。そのために、弁護士は証人証言の検証することを逃げがち、そこで刑事弁護に悪影響がもたらされることによって、依頼者の不利になる。

¹³⁴1 審判決は（2009）江法刑初字第 711 号、2 審判決は（2010）渝一中法刑終字第 13 号参照。

そして、李庄事件の1審と2審は2009年度と2011年度の中国の「影響的訴訟のトップ10」の事例として選ばれた。とりわけ、〔打黒〕（マフィア一掃）キャンペーンにおいて李庄事件は、弁護士と公安、検察、法院及び司法行政機関との関係を深く顕れているため、中国における司法を考察する際に参照物になれると言える¹³⁵。

2009年、重慶市トップの共産党委員会書記の薄熙来（党中央政治局委員）と重慶市公安局長（副市長）の王立軍に主導された打黒キャンペーン「マフィア一掃」が行われていた。打黒キャンペーンにおいては〔黒社会〕（マフィア）のみならず、一般企業家、及び公安、司法局の官僚にも及ぼされていた。すなわち、打黒の拡大化という問題が出た。そのため、容疑者の人権が侵害されうる冤罪事件も避けられない現象になると思われる。

それから、2009年にヤクザ組織の首要容疑者としての龔剛模氏が起訴された。龔氏が北京弁護士の李庄を辩护人として依頼した。李庄が龔氏と接見する際に、龔氏は警察より自白を強いられたということが伝えられた。また、李庄は、強要された自白を撤回させ、及び強要された事実を明らかにさせようと龔氏に対して要請した。しかしながら、その後、李庄は龔氏の自白の取り消しをさせたことによって逮捕された。それに対して、検察機関は李庄を、刑法306条1項という辩护人の証拠壊滅・偽造、証拠収集の妨害に違反したことによって起訴した。

これに対して、2009年12月30日に、重慶市江北区法院が李庄案件の一審裁判を行った。また、2010年1月8日に、同法院が李庄に有期懲役2年6ヶ月判決を下した。同年1月18日、李庄の弁護士が控訴し、無罪判決を求めた。同年2月2日に、李庄案件の審理が行われ、しかし、李庄氏が法廷で罪を認めた。そして、同年2月9日に、二審が下した判決は、刑期の有期懲役1年6ヶ月に変えた。しかしながら、翌年の2011年4月に、李庄案件は他の罪名によって再び裁判が行われた。しかし、証拠が不足したため、検察機関が起訴を撤回した。同年6月11日に李庄の刑期が満了した。

他方、北京市司法局は2010年2月20日に李庄氏に対して、弁護士執業証書の取消しという行政処罰を下した。また、同じ日、北京市弁護士協会は李庄氏に対して、会員資格の取消しという協会処分を下した。その結果は、李庄氏は弁護士としてのキャリアが挫折することになった。

¹³⁵ 吳革主編『影響性訴訟——影響中国的十大名案（2009年卷）』（法律出版社、2010年）003頁参照。

表 5-1 李庄案の事実の流れ

日付	事実の概要
2009年11月22日	李庄氏は龔剛模氏の家族からの依頼を受け、ヤクザ組織事件の被告人龔剛模の一審の弁護人として弁護した。
2009年12月10日	重慶市警察局が李庄案件を立案した。
2009年12月13日	重慶市検察院が李庄に対する逮捕状を許可した。
2009年12月19日	重慶市江北区検察院が李庄を起訴した。
2009年12月30日	重慶市江北区法院が李庄案件の一審裁判を行った。
2010年1月8日	重慶市江北区法院が李庄氏に対して、有期懲役2年6ヶ月の一審判決を下した。
2010年1月18日	李庄の弁護士が控訴し、無罪判決を求めた。
2010年2月2日	李庄案件の二審を行い、李庄が法廷で罪を認めた。
2010年2月9日	二審では刑期を有期懲役1年6ヶ月に変えた。
2011年11月	李庄の他の罪名によって再びに裁判にかけられ、証拠が不足したため、控訴が撤回された。
2011年6月11日	李庄の刑期が満了した。

(2) 「北海事件」¹³⁶

2009年11月19日、被害者黄煥海が殺害された。警察は11月4日に黄氏といざこざがあった裴金徳、裴日紅、裴貴、楊炳棋、黄子富を容疑者として逮捕。2010年8月9日、北海市検察院は公訴を提起した。広西の弁護士、楊在新ほか4名の弁護士が被疑者の弁護人を受任した。弁護士は一件書類に目を通した結果、疑わしい点がある被告人の供述のほか、いかなる客観的証拠も存在しないことが分かった。併せて、接見時には被疑者は警察によって自白の強要があったことが伝えられた。その後、弁護士は被告人が提供した手がかりから証人を見つけ出した。さらに録画するとともに、証人の供述記録を作成した。証人の証言によれば、被告人には犯罪の時間がなかったことを証明しうるものであった。

北海市中級人民法院は2010年9月26日、27日、11月30日、本件の審理を行った。楊在新弁護士は3名の証人を出廷させ、証言させることを申請し、すでに作成されていた証言の記録を提出した。これにより被告人にはアリバイがあることを立証しようとした。か

¹³⁶ 楊学林「論死磕派律師」（微信：http://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzAwMjk2NDUwOA==&mid=2247483976&idx=1&sn=3482b1f3718e4176316b7307e2dc0797&scene=2&srcid=0808ggVFgH5I4DE6Ajh11Ope&from=timeline&isappinstalled=0#wechat_redirect、最終アクセス日：2016年12月20日）、王甫「北海案大事全覽」（新浪博客：http://blog.sina.com.cn/s/blog_69247b1f01019anj.html、最終アクセス日：2016年12月20日）参照。

つ、被告人は供述の内容を否認した。被害者との間でいざこざがあったことを認めたが、殺害については否定した。

その後、北海市公安局は4名の弁護士が被告人を教唆、誘導して偽証させたとして、挙証妨害罪の疑いで楊在新および楊忠汗を刑事拘留し、羅斯方、梁武成を住居監視した。

2016年6月14日、北京の楊金柱弁護士は楊在新弁護士が捕まったことを知り、自発的に弁護団、いわゆる「北海弁護士団」を組織した。その後、全国各地から陳光武、錢衛清、許蘭亭、劉洋、許昔龍、朱明勇、李金星、周澤、楊学林、魏汝久、張凱、王思魯、邱旭瑜、曾維昶、王興、楊名跨、徐天明、房立剛、王甫、劉峰など20数名がこれに集結した。北海の事件に対して弁護を行い、サポートした。さらに本件は全国の弁護士およびメディアの関心を集めた。

2011年11月14日から北海市中級人民法院は再度、故意傷害事件について公開審理を行った。法廷での審理には弁護士、楊金柱、王興、楊学林、覃永沛、周澤、李金星、曾維昶、徐天明が参加した。検察院による補充的捜査のため、本件の公開審理は5回にわたり、4度起訴状の内容の変更、3度の審理期間延長をし、故意傷害罪は成立しないという判決を下した。起訴された証人および弁護士は全員、無罪となり、釈放された。

(3) 両事件に関する評価

前記した李庄事件と北海事件を通して、刑事罰による統制の特徴を次のような2点に要約することができる。

①1997年刑法306条が定められて以来、偽証罪によって裁かれる事件が絶えずに発生している。とりわけ、上記の二つの事件は弁護士業界に著しく注目されている。その注目された理由は、インターネットや個人ツイッター（例えば、Wechat や微博など）による情報の拡散に基づいて、表現の自由が以前より容易に交わしうる環境になったというのである。そこで、一人の弁護士が刑事罰を受けることによって、他の刑事弁護に携わろうとする弁護士に対して圧力をかけることになる。公的な弁護士協会による弁護士権利の保護が不足しているため、彼らは公の場から離脱し、自力的で他の救い道を求めようとする。それゆえに、このように多発した事件は、弁護士の在野性を増加させ続けていると考えられる。それによって、活発的な活動が公権力における統制に対してプレッシャーを与えることになるわけである。

②これらの強い在野性を持つ弁護士らは、公権力に目をつけられやすくなる。そこで、公権力は活発的な活動に対応するために、一連の改正策或いは党の指導の強化などの方法で規制しようとする。とりわけ、刑法の分野において、「刑法修正案9」と「転覆国家政權扇動罪」の適用範囲の拡大などといった応対策を打ち出し、統制体制をより一層に強化し、形式の両結合より実質的の四重統制体制に至っているのである。これによって、刑事

訴訟における弁護業界の環境がますます悪化されるようになると考えられる。

第2節 その他の刑事処罰

1. 司法をめぐる犯罪¹³⁷

2014年10月に、刑法に対する9回目の改正が行われ、全国人民代表大会常委会の3回の審議¹³⁸を経て、第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議を通過し、弁護士の業務活動に関する部分は二つの条文が改正された。すなわち、改正案の36条の案件情報を漏らす〔瀉露案件信息罪〕（情報不法流布罪）と改正案の37条の法廷秩序を乱す〔擾乱法廷秩序罪〕（法廷秩序妨害罪）の部分¹³⁹が改正された。これらの部分の審議は、弁護士業からの強烈的な反対が招致されたものである。とりわけ、改正案の36条、37条の内容は、特に弁護士に対する規制を限定しなかったが、その条文の適用に刑法306条のように公権力が弁護士に弾圧を行うために利用される恐れがあると指摘されていた。そして、次は「刑改九」36条、37条の内容についてを解明する。

(1) 「刑改九」36条について

改正案された36条は、刑事訴訟事件に関する情報を不当に公開される場合に適用するものである。

刑法308条に1条を加えて、第308条の1とする。公表してはならない案件の情報不法流布罪、公表してはならない案件の情報不法発表報道罪が新設され、次のように改正された。すなわち、「①司法要員、弁護人、訴訟代理人又は他の訴訟参加者を公表してはならない案件の情報を漏洩して、その情報を流布させ、またはその他の重い結果を生じさせるときは、3年以下の有期懲役、拘役或は管制に処し、罰金を併科または単科する。②前項に規定する行為を行い、国家秘密を流布するときはこの法律の第398条の規定により罪を認定し、処罰する。③第1項に規定される案件の情報を公に発表、報道し、情状が重い

¹³⁷陳興良「擾乱法廷秩序罪の修訂——以律師為視角的評判」現代法学2016年1期14～22頁、趙秉志＝商浩文「論妨害司法罪的立法完善——以『刑法修正案（九）（草案）』的相關修法為主要視角」法律適用2015年1期43～49頁、王鳳濤「“磕出”中国法治“進步”——死磕派律師的制度角色与中国司法的策略選擇」時代法学2014年6期3～13頁、利子平「擾乱法廷秩序罪的立法欠陥及其完善」法学雜誌2008年6期25～28頁、付曉雅「中華人民共和國刑法修正案（九）專題研究」法学雜誌2015年11期77～84頁、蔣華林＝劉志強「“死磕派律師”是否走向黃昏——以『刑法修正案（九）』第37條的理解與適用為中心」法治研究2016年2期100～109頁、韓旭「『刑法修正案（九）』實施後如何善待律師權利——兼論瀉露案件信息罪和擾乱法廷秩序罪的理解與適用」法治研究2015年6期53～60頁など参照。

¹³⁸全国人民代表大会常委会が刑法に関する改正の過程と結果について「刑法修正案（九）」（中国人大網：http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlys/node_25714.htm、最終アクセス日：2017年2月18日）参照。

¹³⁹北川佳世子＝周舟「中華人民共和國刑法改正法九」比較法学49巻3号136～137頁参照。

と、第1項と同様に処罰する。④組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者も、第1項と同様に処罰する」と規定した。

しかし、弁護士業界はこの改正条文に対して、異議を申立てた。すなわち、まず、情報を漏らす行為における故意あるいは過失に対しては明確的に規定されていないため、実務においては、乱用される恐れがあると指摘されていた¹⁴⁰。また、二つ目は、国家秘密の他に、個人プライベート、ビジネス秘密を漏らす場合には、民事訴訟による提訴することができるため、刑法によって処罰される必要はない。そして、弁護士に対して、年度審査、行業処分及び行政処罰などの方法による処罰することができるため、刑法による処罰が厳しすぎるのではないかと指摘されている¹⁴¹。

(2) 「刑改九」37条について

1979年刑法には法廷秩序を乱す犯罪〔擾乱法廷秩序罪〕が規定されていなかったが、当時に、嚴重な法廷秩序を乱す行為に対して、〔妨害公務罪〕公務を妨害する犯罪として処された。¹⁴²1997年に刑法を改正する際に、妨害司法罪を特に節として設立し、〔擾乱法廷秩序罪〕をその節に規定した。すなわち、刑法309条に「団体に騒ぎ、法廷を衝撃しあるいは、司法工作人員を殴り、嚴重な法廷秩序を乱す場合に、3年以下の有期徒刑、拘留、管制あるいは、罰金と処する」と定めた。1997年の条文に①団体に騒ぐ②法廷を衝撃する③司法工作人員を殴る行為を定め、さらに嚴重な法廷秩序を乱すことが条件として規定された。しかしながら、「刑改九」の前に、この条文が適用された実例が著しく少数である。

しかしながら、刑法改正案九が三稿の審議を経て2015年11月1日から施行された。「刑改九」草案の第一稿の35条に〔擾乱法廷秩序罪〕に対して、特に改正された。すなわち、「次のいずれか法廷秩序を乱す場合に3年以下の有期徒刑、拘留、管制、或は罰金と処する。①団体に騒ぐ。②司法工作人員或は訴訟参加者を殴る。③司法工作人員或は訴訟参加者を侮辱・誹謗し、脅かし、法廷管理を聞かずに。④他の嚴重な法廷秩序を乱す行為」ことが規定された。

草案第一稿の条文が1997年の規定と比べると、①②の内容が同様であり、③④の内容が新たに追加されたのである。当該草案第一稿の35条4項が「他の嚴重な法廷秩序を乱す行為」と規定され、事実上では無意味な規定である。つまり、本条文における解釈する

¹⁴⁰「郭鳳蓮：建議對瀉露行為是故意還是過失作出明確規定」（中國人大網：http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-07/01/content_1940197.htm、最終アクセス日：2017年3月5日）。

¹⁴¹「刑法修正案二審：律師及記者瀉露案件信息或判刑」（觀察者：http://www.guancha.cn/FaZhi/2015_07_07_325942.shtml、最終アクセス日：2017年3月5日）。

¹⁴²陳興良「擾乱法廷秩序罪的修訂——以律師為視角的評判」現代法學2016年1期14頁。

余地が広すぎるであるため、「仮にこのような内容を通過するならば、刑法における明確的に規定されていなかった法廷秩序を乱す行為も司法解釈によって犯罪となり、処罰とされる」¹⁴³と指摘されている。そして、当該草案第一稿の③④に対して、学者と弁護士業から強烈な反対意見を受け入れた。

第二稿の審議の過程において、「③司法工作人員或は訴訟参加者を侮辱・誹謗し、脅かし、法廷管理を聞かずに嚴重に法定秩序を乱す行為、④他の嚴重な法廷秩序を乱す行為」の規定を乱用される可能性があるとして指摘された。しかし、全国人大法律委員会の意見によれば、刑事訴訟法に「法廷を団体に騒ぎ、衝撃しあるいは、司法工作人員あるいは訴訟参加者を侮辱・誹謗し、脅かし、殴る。嚴重に法廷秩序を乱し、犯罪を構成する際に処する」と規定するとされる。そして、民事訴訟法において、「法廷を団体に騒ぎ、衝撃しあるいは、裁判人員を侮辱・誹謗し、脅かし、殴り、嚴重に法廷秩序を乱す場合に処する」と規定された。その条文と一致するであるために取消すべきではないと指摘された。しかしながら、学界と弁護士業による反対意見の下で、④の内容の乱用を避けるため、草案第三稿の④項は、明確的に「法廷施設を壊し、訴訟書類、証拠などを奪い、壊し、法廷秩序を乱す行為が嚴重な場合に」と改正された。

その結果、刑法改正案九 35 条の内容は、次のように規定している。

「次のいずれか法定秩序を乱す場合に 3 年以下の有期徒刑、拘役、管制、或は罰金に処する。

①公衆を集合して、騒乱を引き起こし、法廷に乱入する。

②司法要員もしくは訴訟参加者を殴る。

③司法要員もしくは訴訟参加者を侮辱・誹謗し、脅かし、法廷管理を聞かずに嚴重に法定秩序を妨害する。

④法廷設備を損害し、訴訟書類、証拠などを略奪、損傷するなどの法廷秩序妨害行為が行って、情状が重い」。

2. 一般的な犯罪

先述した刑法処罰の他に一般的な主体を処罰する条文は弁護士に拡大的に適用する恐れがあると思われる。この部分では国家政權転覆罪と騒動挑発罪を例として考察したい。

(1) 国家政權転覆罪について

① 内容と沿革

¹⁴³陳・前掲注 142) 19 頁。

1997年刑法から初めて、105条に「国家政権転覆罪、国家政権転覆扇動罪」〔転覆国家政権罪、転覆国家政権扇動罪〕が規定されていた。

その内容は「①国家政権または社会主義制度を転覆することを組織し、画策し、または実施した首謀者または罪の重い者は、無期懲役または10年以上の有期懲役に処する。積極的に参加した者は、3年以上10年以下の有期懲役に処する。その他の参加者は、3年以下の有期懲役、拘役、管制または政治的権利の剥奪に処する。②根拠のない情報の流布、誹謗またはその他の方法により国家政権または社会主義制度を転覆することを扇動した者は、5年以下の有期懲役、拘役、管制或は政治権利の剥奪に処する。その首謀者または罪の重い者は、5年以上の有期懲役に処する」¹⁴⁴ことが定められた。

② 「709事件」¹⁴⁵

いわゆる「709事件」というのは2015年7月上旬に100名ぐらいの弁護士、民間の維権者、陳情者及び彼達の家族が国家機関からの逮捕、呼出し、刑事勾留とされた事件の総称である。それとも「7・9」事件或は中国710「維権律師」大逮捕事件（以下、「709事件」と略す）などと言われる。多めな拘束された弁護士は長年の人権事件の弁護や公権力と対抗した行為があったため、学界や弁護士業などの注目されることのみならず、国際人権擁護団体とメディアの注目を集めていた。

2016年1月12日に、北京峰鋭法律事務所の周世峰弁護士、王全璋弁護士、研修弁護士李姝雲、弁護士助理の趙威が「転覆国家政権扇動罪」による逮捕された。その後、天津市中級人民法院は案件を審理した。その中に、2016年8月2日、翟岩民が「扇動転覆国家政権罪」で懲役3年、執行猶予4年、政治権利を剥奪する4年と処された。2016年8月3日、胡石根が「転覆国家政権扇動罪」で懲役7年、政治権利を剥奪する5年と処された。2016年8月4日、周世峰が「転覆国家政権罪」で懲役7年、政治権利を剥奪する5年と処された。2016年8月5日、勾洪國が「転覆国家政権罪」で懲役3年、執行猶予3年、政治権利を剥奪する3年と処された。

「709事件」に対する国内と国際メディアは正反対な内容を報道した。人民日報は「公安部は北京市などの公安機関を通じて、北京峰鋭法律事務所がベースとして、2012年7月から40件の敏感事件、嚴重に社会秩序を乱すことを組織・計画する重大犯罪容疑グループを壊した。このグループは〔維権〕弁護士、〔推手〕、陳情者の間で相互に連絡・組織

¹⁴⁴ 甲斐克則＝劉建利〔編訳〕『中華人民共和国刑法』（成文堂、2011年）97頁。

¹⁴⁵ 詳しい内容は城山英巳「中国消し去られた記録——北京特派員が見た大国の闇」（白水社、2016年）251～278頁参照。そして、中国710「維権律師」大逮捕事件（維基百科：<https://zh.wikipedia.org/wiki/中国710維権律師大逮捕事件>、最終アクセス日：2017年4月7日）、「709事件弁護士家族一斉拘束一周年家族による共同声明」（HumanRightsNow：<http://hrn.or.jp/activity/7877/>、最終アクセス日：2017年4月7日）。中国政府の報道の内容は人民時報、環球時報、中央テレビの報道参照。

する犯罪に容疑するのである。それは秘密な目的を実現するために、「権利擁護」、正義、公益の名義で社会秩序を乱すことを行っているのである¹⁴⁶と報道された。そして、環球時報は「彼たちは明確に政府と民衆の対立の意図がある。虚偽な事件内容と分析を提供することを通じて、政府を悪者の保護者に絵描き、違法者を勇敢な公民にする恐れがある。彼たちは真実を混乱させ、具体的な事件を「人民が暴政を反対する戦い」になり、自分が人民権益の真な保護者になる¹⁴⁷と論じされた。それに反対して、国際組織などによって、「人権侵害」の抗議が提出されている。

(2) 騒動挑発罪について

騒動挑発罪は1997年改正された刑法の際に1979年刑法160条で規定された〔流氓罪〕から改正されたのである。1997年刑法293条¹⁴⁸によって、以下のように規定されている。

すなわち、次に掲げる挑発行為または混乱を引き起こすいずれかの行為を行い、社会秩序を破壊する者は、5年以下の有期徒刑、拘役、管制に処する

(1) ほしいままに他人に暴行を加え、情状が悪質である行為。

(2) 他人を追跡し、その通行を妨げ、罵倒し、情状が悪質である行為。

(3) 公私の財物を奪い取し、またはほしいままに損壊し若しくは占用し、情状が重い行為。

(4) 公共の場合において騒乱を引き起こし、公共の秩序に重大な混乱を生じさせる。

しかし、2011年に、騒動挑発罪の内容は刑法改正八によって以下のように改正されるようになった。

すなわち、次に掲げる挑発行為または混乱を引き起こすいずれかの行為を行い、社会秩序を破壊する者は、5年以下の有期徒刑、拘役、管制に処する

(1) ほしいままに他人に暴行を加え、情状が悪質である行為。

(2) 他人を追跡し、その通行を妨げ、罵倒し、情状が悪質である行為。

(3) 公私の財物を奪い取し、またはほしいままに損壊し若しくは占用し、情状が重い行為。

(4) 公共の場合において騒乱を引き起こし、公共の秩序に重大な混乱を生じさせる。

他人を集めて繰り返して、前項の行為を行わせ、社会秩序を著しく破壊した者は、5年

¹⁴⁶鄒偉＝黄慶暢「揭開“維權”事件的黒幕」（人民網：

<http://politics.people.com.cn/n/2015/0712/c1001-27290030.html>、最終アクセス日：2017年9月4日）参照。

¹⁴⁷環球時報は2015年7月12日、13日、14日に、弁護士に対して、連続に社評が発表された。「社評：少数死磕派律師栽跟頭是必然的」（環球網：<http://opinion.huanqiu.com/editorial/2015-07/6975906.html>、最終アクセス日：2017年4月3日）「社評：拘留滋事律師、美国反応可以藐視」（環球網：

<http://opinion.huanqiu.com/editorial/2015-07/6991509.html>、最終アクセス日：2017年4月3日）、「社評：個別“死磕派”転覆了律師職業的含義」（環球網：<http://opinion.huanqiu.com/editorial/2015-07/6979857.html>、最終アクセス日：2017年4月3日）参照。

¹⁴⁸甲斐ほか・前掲注144) 157頁。

以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

以上でひとまず見てきたように、騒動挑発罪はポケットの罪であり、そのため、適用する範囲は広範なのである。騒動挑発罪を適用する実態は浦志強案を考察することによって明らかにする。

浦志強氏は 1965 年に生まれ、著名な人権派弁護士である。1989 年、天安門事件に参加した。1995 年に弁護士資格を取得し、1997 年から弁護士業務を行った。「零八憲章」の最初の参加者である。言論の自由を推進するために、関連する訴訟を代理した。そして、労働教養に関する著名な事件も代理し、労働教養制度の廃止に巨大に貢献した。人権擁護と法治建設の貢献のため、2005 年に「亜洲週刊」により、「中国年度権利擁護トップ弁護士」〔中国年度維権律師風雲人物〕と評された。さらに、2013 年に中国新聞週刊「によって「年度法治人物」と選ばれた。

浦志強が 2014 年 5 月 4 日に連行され、2014 年 6 月 13 日に正式に逮捕され、1 年以上の拘束を経て、2015 年 5 月 15 日にネットの言論をめぐって、「騒動挑発罪」〔寻衅滋事罪〕と「民族の恨みを扇動した罪」〔扇動民族仇恨〕で起訴された。その犯罪行為はマイクロブログ（中国版ツイッター＝微博）に書き込み（最後に起訴された対象としてのものが 7 件）である。2015 年 12 月 22 日、北京市第 2 中級法院が「騒動挑発罪」と「民族の恨みを扇動した罪」の罪名で懲役 3 年、執行猶予 3 年の有罪判決を下した。この結果は浦氏が再びに弁護士の業務ができなくなった。

しかしながら、中国にはインターネットが非常に急速に発展してきた。特にマイクロブログを通じて、公共事件に関することの見解を書き込んでいることはブームになってきた。弁護士も司法に関する事件に対して、意見を表現することは、中国における弁護士業の新たな特徴である。浦志強弁護士に刑法を適用することは公権力がこの特徴に対応するのではないかと考えられる。

そして、浦志強案と「709 事件」の弁護士の特徴は以下の四つのものがある。すなわち、①刑事、行政事件に関する業務を代理する。②代理される案件が公権力（政府、あるいは検察院、法院）と衝突がある「敏感案件」、「維穩案件」が多い。③インターネットやマイクロブログなど現代的なメディア手段を通じて、代理事件に影響する。④年度審査、行業処分及び行政処罰の手段で統制できない弁護士なのである。

第 3 節 小括

すでに第 5 章で整理した弁護士に対する刑事罰統制を以下のような 3 つの類型に分けて（表 5-2）明示する。

第 1 種類は、刑法 306 条によれば、弁護人を特殊な統制対象として統制することであると明示されているものである。すなわち、刑法 306 条に基づいて弁護人を特殊主体として

取り上げられることによって統制することが条文化されたのである。

第2種類は、改正された刑法308条の一と309条によれば、裁判に関する罪名が示されているものである。これらの罪名によって、弁護士の業務活動を制約することになり、弁護士に対する統制機能が果たされているのである。

第3類型は、刑法105条と刑法293条によれば、一般罪名によって弁護士に対する統制の適用を拡大することである。従って、いわば国家政権転覆罪のような条文の拡大適用は、法の効果が予測できず、しかも弁護士がジレンマに陥ることになる。

表5-2 刑事罰による統制の罪名¹⁴⁹

処罰の対象	罪名
弁護士	刑法306条（弁護士偽証罪）
裁判にかかわる罪名	刑法308条の一〔瀉露案件情報罪〕、309条〔擾乱法廷秩序罪〕
一般罪名	刑法105条〔国家政権転覆罪〕、刑法293条〔騒動挑発罪〕など

以上で述べたように、公権力は強烈的に対抗する弁護士に対して、ソフトな手段（年度考課、協会処分、行政処罰）を用いて統制することができない場合はよりハードな手段（刑事処罰）による統制しようとする。言い換えれば、公権力は該当する弁護士の人身自由を奪うことに加えて、さらに弁護士資格を剥奪し、完全に弁護士を弁護士業界から追い出すことになるわけである。このような刑法を利用して統制する手法は、法治国家では考えられないことであろう。

このように、公権力は刑事罰という統制手法を用いて、弁護士の業務活動を規制しようとするのである。従って、弁護士に対する規制の効果が生じうるであろう。

¹⁴⁹中国における刑法、刑法改正案に関する翻訳は甲斐克則＝劉建利〔編訳〕『中華人民共和国刑法』（成文堂、2011年）、野村稔＝張凌『注解・中華人民共和国新刑法』（成文堂、2002年）参照。

第6章 弁護士の体制内化

本章において、「直接雇用」、「法サービスの購入」及び「名誉職の付与」という三つの体制内化された実態から、具体的に弁護士職業をどのように統制されていったかを分析する。

第1節 直接雇用

「弁護士の直接雇用」とは、弁護士が政府、裁判所或いは検察院などの国家機関により、雇用され、体制の中に加えられることである。本節では、「機関内の弁護士」と「公職登用の弁護士」に分けて、弁護士に対して直接的な雇用が如何なるものであるかを明らかにしたい。

1. 機関内の弁護士

機関内の弁護士に対して、「法律顧問制度」、「公職弁護士」及び「会社弁護士」という機関内の弁護士に関する制度¹⁵⁰が具体的にどのように定めていたのかを分析していく。

(1) 制度の概要

2016年、中共中央辦公庁と國務院辦公庁が「法律顧問制度、公職弁護士及び会社弁護士制度を推進に関する意見」〔關於推行法律顧問制度和公職律師公司律師制度的意見〕（以下、「法律顧問意見」と略す）を配布した。当該法律顧問意見によれば、法律顧問、公職弁護士、会社弁護士に関する実践を明確化・制度化とされている。それゆえ、弁護士は法律顧問、公職弁護士或は会社弁護士に職付けることによって、直接的な経済利益をもたらすことと他に、国家体制と密接的な関係を築くことができると考えられる。

以下では、法律顧問、公職弁護士、会社弁護士制度に関する歴史及び改革内容を述べた上に、そこから弁護士の体制内化の現状を明らかにする。

公職弁護士について、1993年に「司法部における弁護士改革の深化に関する方案」〔司法部關於深化律師改革的方案〕が配布された。それによって公職弁護士の試行が行われることになった。とりわけ、国家機関の内部に、各クラスの政府及び行政部門に対して、法務サービスを提供する弁護士を選任することが提出された。1995年、上海市浦東区は見本として、最初の公職弁護士の試行を行っていた。その後、北京、南京なども相次いで試

¹⁵⁰ 体制内化の部分で議論する会社弁護士は特に国有企業の会社弁護士である。

みを行っていた。2002年の「司法部における公職弁護士の試み仕事に関する意見」〔司法部關於開展公職律師試點工作的意見〕は、公職弁護士の申請及び審査などに関する問題を規定した。当該意見によれば、公職弁護士は以下のような条件を満たさなければならないと規定されている。すなわち、①「中華人民共和国弁護士資格」を有する者、或は司法部に公布された「法律業務資格」を有する者、または、②政府職能部門に従事する者、政府職能の行使ができる部門に従事する者、或は、前述のような部門に雇われている法務従事者、である。

このような部門として、中央国家機関である中国証券監督会は公職弁護士の制度を初めて取り入れる部門の一つである。いわば、2004年より3回に渡って、500人を超える監督の役員が司法部の審査を通過し、公職弁護士に職することがわかる。それに、2013年まで、全国の公職律師の人数が4000人を超えたことであるとされていた¹⁵¹。

そして、法律顧問制度の沿革については、「2013年の統計によって全国では、23500人余りの弁護士が各クラスの政府部門の法律顧問を担当し、弁護士総数の10分の1以上を占めた。その中に、1300人余りの弁護士は省、部クラス政府部門の法律顧問を担当し、他に、8100人余りの弁護士が市クラス政府の法律顧問を担当している。そして、14000人余りの弁護士が県クラスの政府部門の法律顧問を担当している」¹⁵²ことである。また、「弁護士が政府の法律顧問を担当するサービスの内容についての問い合わせを提供し、法律意見書の提出、重大事項・重大事件に関する研究に参加することができる。過去の3年間に、弁護士は政府の法律顧問として各クラス政府の関連する部門に問い合わせが510000回を提供し、法律意見書が87000枚余りを提出し、重大なプロジェクトを16400回あまりに参加し、重大事件の研究を17000回あまりに参加したことがある」¹⁵³とされている。

表 6-1 2013 年法律顧問の状況 単位：所

	合計	政府法律顧問	企業法律顧問 ¹⁵⁴	事業単位法律顧問	社会団体法律顧問	個人法律顧問	他
北京	21713	824	16888	1272	393	853	1483
天津	4577	184	3644	171	39	52	487

¹⁵¹ 李克難「公職律師的尷尬」(鳳凰週刊：<http://www.ifengweekly.com/detil.php?id=1626>、最終アクセス日：2017年8月14日)参照。

¹⁵² 「中国律師行業社会責任報告」(摘編)中国律師2013年9期22頁参照。

¹⁵³ 前掲注152)22頁参照。

¹⁵⁴ 表6-1、表6-2の企業法律顧問に関する統計は国有企業の法律顧問だけではなく、広義的な企業法律顧問のものである。

河北	12431	1785	7264	1626	782	403	571
山西	5645	879	3901	369	115	361	20
内モン ゴル	3490	338	2286	384	98	152	232
遼寧	9221	772	6511	1043	33	276	286
吉林	3596	739	1805	365	50	24	613
黒龍 江	7194	480	4032	1281	255	702	444
上海	25508	680	21881	1081	536	458	872
江蘇	80298	2949	68228	3160	811	1254	3896
浙江	37623	2666	29967	1902	525	624	1939
安徽	12371	1169	9547	897	161	279	318
福建	13339	863	9902	961	349	369	895
江西	8862	689	5303	961	348	368	1193
山東	323400	2254	21557	3216	1241	1369	1763
河南	17972	1355	12279	2094	695	1028	521
湖北	14339	810	8050	2244	652	841	1742
湖南	11215	1214	6898	1489	411	679	524
広東	40672	1861	32008	2421	684	916	2781.7
広西	4518	276	3503	448	103	86	102
海南	1794	159	1272	149	13	56	145
四川	20787	2170	13654	2018	761	1020	1164
重慶	12329	1068	9128	1235	120	256	522
チベ ット	589	165	268	98	3	0	55
陝西	7439	686	4946	782	274	413	338
甘肅	2942	1270	1158	198	413	30	185
青海	829	132	540	92	15	18	32
雲南	8473	1011	5930	931	158	161	282
貴州	27998	522	3265	389	55	90	417
寧夏	1742	114	1318	160	18	64	68
新疆	4941	313	2817	422	41	79	1269
合計	456847	30397	319750	33859	10452	13281	25159.7

出典：中国律師年鑑編輯委員会『中国律師年鑑』（中国律師雜誌社、2013年）271～272頁。

表 6-2 2013 年法律顧問報酬の状況 単位：万元

	合計	政府法律顧問	企業法律顧問	事業単 位法律 顧問	社会団体 法律顧問	個人法 律顧問	他
北京	180404.89	4699.55	151943.45	8103.2	1823.76	2605.09	11229.84
天津	20186.54	856.31	16276.33	646.59	124.3	434.57	1848.44
河北	22494	6599	13010	1627	607	338	313
山西	6057	343	4652	375	113	468	106
内 モ ン ゴ ル	4778.96	452.1	3623.03	387.78	62.25	122.3	131.5
遼寧	23627.6	1956.9	18199.1	1975.5	404.9	358.6	732.6
吉林	5660	991	2812	376	43	23	1415
黒 龍 江	4255	314	2932	453	152	298	106
上海	133987	6360	109618	4010	882	1564	11553
江蘇	116114.0395	4234.95	100305.4	4592.68	963.9	1132.05	4885.0595
浙江	91340.78	3592.85	77668.61	3600.51	1115.31	1283.27	4080.23
安徽	21813.24	1496.8	17846.14	1440.24	289.9	308.55	431.61
福建	19314.73	791.25	16010.74	908.35	320.13	355.8	928.46
江西	9206.7	1287	5601.92	672	196.7	211.06	1238.01
山東	54500	3391	42526	3459	1046	1083	2994
河南	21348.9	1495.5	16304.27	1885.13	476.6	564.29	623.11
湖北	20482.43	847.8	13246.84	3047.4	1409.7	565.4	1365
湖南	20246	1942	14734	2122	436	653	357
広東	125037.67	4879.37	107089.062	4839.553	1050.265	2097.8	5081.619
広西	10326.52	717.02	8505.57	760.12	128.3	114.02	98.49
海南	8281.2	674.7	6023.3	522.5	52	224.3	784.4
四川	44266	3938	34572	3202	953	923	678
重慶	30953	1945	25252	2504	195	357	697

チベット	597	94.4	363.5	115.5	3	0	20.8
陝西	12051	502	9817	887	242	247	354
甘肅	4883.8	481	2938	337	248	60	820
青海	1358	86	1069	121	9	40	31
雲南	15513	1678	8575	1387	2394	130	1349
貴州	27479.93	363.52	7535.601	379.08	30.4	74.7	899.49
寧夏	3603.4	204.4	2944.7	251.7	15.6	85.6	101.4
新疆	8007	673	6552	875	46	100	87
合計	1068175.33	57887.42	848549.563	55862.833	15833.015	16821.4	55340.0585

出典：中国律師年鑑編輯委員会『中国律師年鑑』（中国律師雜誌社、2013年）273頁。

(2) 制度の改革

以下では、まず、法律顧問意見の規定により、改革の基本原則と目標を総括的に整理する。次に、党政機関と国有企業に分けて、資格、経費と審査、責任と条件、権利と義務、禁止と処罰、管理制度及び役割を通じて、さらなら検討を加えることにする。

i 基本原則と目標

法律顧問意見の基本原則については、三つの側面がある。すなわち、以下のように分類する。

第1に、正確な政治方向を堅持する。

党の指導を堅持し、政治素質を高め、党の理論、路線、及び方針政策を擁護する法律専門家を選抜し、法律顧問、公職弁護士及び会社弁護士のチームに入れさせることである。

第2に、分類・規範の実施を堅持する。

現実から出発し、政策の方向と基本要求を明確し、総合的に機関と人事状態及び工作の必要性を考慮し、現実に見あう組織の形態、工作モデル及び管理方法を確定する。

第3に、総合・連結の実施を堅持する。

社会主義法治チームの建設を全般に注目し、法律顧問と公職弁護士及び会社弁護士との関係への対処、公職弁護士、会社弁護士と社会弁護士、裁判官及び検察官との間の交流ルート进行调整する。

また、改革の目標については、2017年末前に中央と国家機関の各部（委）、県クラス以

上の地方各クラスの党政機関で一般的に法律顧問・公職弁護士を設立することである。それで、郷（鎮）党委、政府は、必要に応じて法律顧問または公職弁護士を設立し、国有企業に法律顧問、会社弁護士制度を深く進め、事業単位（事業単位とは、社会の公益目的とする国家機関が設立した公的サービスに従事する企業である。（筆者注））が法律顧問制度を試行するということである。なお、2020年までに、全面的に経済・社会の発展と法務サービスのニーズに合わせ、中国の特色を有する法律顧問、公職弁護士、会社弁護士制度の体系を形成しようとするのである。

そして、党、政府機関には、法律顧問制度を積極的に推進し、党内における法規工作機関、政府法制機関の職員を法学専門家・弁護士として法律顧問チームを建設することになる。すなわち、党、政府機関は、党・政府機関を相手にする法律事務の職員と、外部から雇用する法学専門家或は弁護士を法律顧問に担当させることである。また、党内における法規工作機関及び政府法制機関は、団体の名義で法律顧問の役割を果たしているという組織構造である。

ii 資格

第1に、党政機関における法律顧問と公職弁護士に関する選任者条件は、以下のように規定されている。

法律顧問の資格について、「元役員が旧規定に準じ、新入役員が新たな規定に準ずる」〔老人老辦法、新人新辦法〕に基づいて、執行することである。前者の場合においては、党、政府機関で法律顧問を担当している者は法律職業資格あるいは弁護士資格を有していない場合でも、法律顧問の職務が続けられるというわけである。後者の場合においては、国家における統一法律職業資格制度が実施されてから、党、政府機関、人民団体、国有企業、事業単位で法律顧問を担当している職員としても法律職業資格あるいは弁護士資格を備えるべきである。

また、県クラス以上の地方党委員会、政府及び法律事務の多い工作機関においては、工作任務と適格した前職の職員が法律顧問を担当すべきであるとされている。法律事務の少ない県クラス以上の地方党委員会と政府工作部門は、兼職の職員を法律顧問の職に従事させる。そして、郷、鎮党委員会と政府は、工作の必要性に応じて全職あるいは兼職の職員を法律顧問の職に従事させる。（法律顧問意見6条）。

第2に、国有企業の法律顧問、会社弁護士の資格に関する選任者条件は以下のように定められている。

工商、金融、文化などの国有資産企業、或は株式会社の内部において、企業の法務部と外注した弁護士は国有企業の法律顧問を担当することができる。しかし、国有企業の法律顧問を担任することは、法律職業資格あるいは弁護士資格を取得せずに、当該企業の法律

顧問の職責が続けられる。ところが、国家における統一法律職業資格制度が実施してから、国有企業の法律顧問を担当する者、あるいは、法務を外注する職員は法律職業資格、また、弁護士資格を備えるべきであるとされるようになった。また、他の国有企業はすでに法律顧問を雇用した場合を除いている。少数かつ遠い地方の国有企業は法律職業資格、あるいは弁護士資格を備える職員を雇用することができない場合には、現在の法律顧問意見に基づいて、適任者を雇用する（法律顧問意見 17 条）。

iii 経費と審査（法律顧問意見 32、33 条）

党政機関の法律顧問、公職弁護士の経費は、財政予算より支出することである。外部の弁護士費用は、業務の内容と成績によって政府購買、財政補助の方法に基づいて支出されることになる。

そして、法律顧問、公職弁護士、会社弁護士制度の推進状況は、党政機関、国有企業の責任性審査〔目標責任性考核〕の一部分とするものである。

iv 責任と条件

第 1 に、党、政府機関の法律顧問の責任について、法律顧問意見 7 条に基づいて以下の 6 つの職責が規定されている。

- ① 重大な決定、重大な行政行為のために法律意見を提供する。
- ② 法律、法規、規定の草案、党内の法規草案と規範書類の草案の起草、論証に参加する。
- ③ 連携プロジェクトの相談に参加し、重要な法律文書あるいは党、政府機関がいずれ一方の当事者の重大なる契約の起草、改正に協力する。
- ④ 法律・訴訟・陳情に関する重大かつ突発な事件などに法務サービスを提供する。
- ⑤ 行政の不服に関する申し立て、訴訟、仲裁などの法律業務に参加する。
- ⑥ 所属する党、政府機関の他の職責が定められている。

そして、法律顧問になる条件は、法律顧問意見 8 条によって以下のように規定されている。

- ① 政治素質が高く、党の理論と路線、方針、政策を擁護し、一般的に中国共産党の党員に限ることである。
- ② 良好な法曹倫理と社会責任感を有する。
- ③ 関わる法学教育、研究及び法律実務などの領域で、ある程度の影響力と経験のある法学専門家であり、あるいは 5 年以上の業務経験を有し、専門分野の能力が高い弁護士である。
- ④ 法律を守り、刑事処罰を受けず、法律顧問が担当された弁護士は法務行政機関からの

行政処罰あるいは弁護士協会の行業処分を受けなかったことである。

⑤任命する機関が規定された他の条件である。

第2に、国有企業の法律顧問の職責については、法律顧問意見19条に基づいて以下の5つに分ける。

①企業規則、取締役会の運営規定の制定に参加する。

②企業の重要な経営決定、企業規則、契約に対して審査する。

③企業資産の所有制について、変更、M&A、上場、所有権の譲渡、破産、和解及び清算などの重大事項に対して、法律意見を提出する。

④契約における安全的な審査、リスク、知的財産、外注弁護士の管理、法治の宣伝・教育の研修、法律諮問を主催する。

⑤訴訟、仲裁案件を処理する。

⑥所属する企業で担任する他の職責が定められた。

また、国有企業における法律顧問の責任は、法律顧問意見20条に基づいて以下の3つがある。

①企業経営、管理に関する業務上の合法性〔合法性・合規性〕に対して監督責任を負う。

②企業の法律、規定に違反する行為に対して意見を提出し、改正を監督する。

③企業の法律、規定に違反する行為が明確に承知しているが、警告、禁止を提出しない場合のである。

そして、会社弁護士の選任は、所属する職場の委任を受け、職場を代表し、法務サービスを従事する。会社弁護士が業務活動の中で一般的な弁護士と同様に、接見、閲覧、取調べ、尋問、検証、弁護などの権限を持っている。

v 権利と義務

外部法律顧問の権利は、法律顧問意見10条に基づいて以下の4つに規定されている。即ち、①事実と法律による法律意見を提出する。②職責の履行に関する情報、書類及び他の業務条件を獲得する。③約束の報酬と待遇を獲得する。④任命機関と約束した他の権利、である。

義務については、法律顧問意見11条により、基づいて以下の5つに規定されている。

①守秘制度を守り、党と国家の秘密、業務秘密、ビジネス秘密及び他公開すべきではない情報を漏えいしてはならない。担当する業務の内容を勝手に公開してはならない。

②業務期間で、獲得した非公開情報あるいは便益を凶って本人あるいは所属する職場あるいは他人に利益を獲得してはならない。

③法律顧問の身分として、ビジネス活動及び法律顧問の職責と関係ない活動をしてはならない。

④他の当事者から依頼され、担当する単位の利益と衝突のある法律業務を受けてはならない、また、法律顧問が依頼された業務と利益関係があり、公正に職責の履行に影響する場合には回避すべきである。

⑤任命機関と約束した他の義務ということが定められた。

そして、市、県、郷の同級党委と政府は、連携的にあるいは、単独的に外部で法律顧問を雇うことができる。

公職弁護士の権利は、公職弁護士が党、政府機関の法律顧問職責を担当し、所在する単位の委託を受け、単位を代表として弁護士の法務サービスを行うことである。公職弁護士が業務活動中に、弁護士法などに規定されている接見、閲覧、取り調べと尋問、検証、弁論などの弁護士業務権利、及び他の弁護士法に規定された権利を有する（法律顧問意見 14 条）。

vi 禁止と処罰

公職弁護士と会社弁護士における禁止される業務内容は、①有償な法務サービスを提供する、②法律事務所など法務サービス機関で兼職する、③弁護士の身分で所属する単位以外の訴訟或は非訴訟法律業務を行うことができる、と定めている（法律顧問意見 15 条、23 条）。

党政機関の法律顧問、公職弁護士は「職務怠慢、不正偏愛」〔玩忽职守、徇私舞弊〕の場合には、法律、規定によって処罰されることになる。また、外部で委任した法律顧問は、解任され、さらに、法律顧問の業務ファイルと個人情報に関するファイルに登録され、弁護士協会或は所属する職場に報告されている（法律顧問意見 16 条）。

会社弁護士の業務禁止については、①有償な法務サービスを従事すること、②法律事務所などの法務サービス機関で業務に従事すること、③弁護士の身分で所属する単位以外の訴訟或は非訴訟法律業務に従事すること、である。

vii 管理制度

党内における法規工作部機関、政府法制機関及び国有企業の法律事務部門は、本単位の法律顧問オフィスの職責を担当する。本単位の法律顧問、公職弁護士、会社弁護士の日常業務管理についてを担当し、組織人事部門が法律顧問、公職弁護士、会社弁護士に対して選任、任命、研修、審査、賞罰という業務に協力して、そして、本単位の公職弁護士、会社弁護士証書の申請に対する審査などを担当する（法律顧問意見 24 条）。

党、政府機関に専門に法律事務のこを行ないあるいは法律顧問を担当し、国有企業で法

法律顧問を担当し及び、法律職業資格あるいは弁護士資格が有する人員は所在する単位の同意により司法行政機関に公職弁護士、会社弁護士の証書を申請できる。審査により、申請人が法律職業資格あるいは弁護士資格が有する場合には司法行政機関が公職弁護士、会社弁護士の証書を与える（法律顧問意見 25 条）。

国家における統一法律職業資格制度が実施する前に、法律顧問を担当した者は、法律職業資格あるいは弁護士資格を有せずに以下の条件を満たせば、国务院司法行政機関の審査を通じて、合格できる場合には、国务院司法行政機関により公職弁護士、会社弁護士の証書を与えることができる。即ち、①党、政府機関、国有企業で法務顧問を担当し、経歴 15 年間に達した者、②高等学校の法学専修の学部卒以上の学歴、あるいは高等学校の非法学専修の学部卒以上の学歴及び法律修士、法学修士卒以上の学歴あるいは他の相当する学位を有する者、③高等肩書あるいは同等の専門レベルを有する（法律顧問意見 26 条）者、とされる。

公職弁護士、会社弁護士が元の単位を離れ、社会弁護士になることが申請することができる。公職弁護士、会社弁護士のキャリアは、社会弁護士の業務年間に加算することができる。法律顧問意見 26 条によれば、公職弁護士、会社弁護士を担当する者は社会弁護士に転職することが申請する場合に、国家における統一法律職業資格制度に関する規定を適合すべきであるとされる。公職弁護士、会社弁護士における規定によれば、裁判官、検察官に選任される場合には、裁判官、検察官の職務能力を確定する際に公職弁護士、会社弁護士の担当する年数、経歴等を考慮すべきである（法律顧問意見 27 条）とされる。

弁護士協会は、公職弁護士、会社弁護士の業務の交流・指導、弁護士権益の維持、行業自治などのことを担当する（法律顧問意見 28 条）。

viii 役割

党政機関の法律顧問、公職弁護士の役割は、①重大な事項を議論・決定する前に、法律顧問、公職弁護士の意見を聞き取るべき、②法律、法規及び規章の草案を起草・論証する際に、また、規範的書類を審査に送達する際に、法律顧問、公職弁護士が参加すべき、あるいは、当該法律意見を聞き取るべき、③規定によって法律顧問、公職弁護士の意見を聞き取るべき場合に、或は聞き取れずあるいは、法律顧問、公職弁護士が法律に適合しない事項を提出する場合に、議論・決定にはならない（法律顧問意見 30 条 1 項）。

そして、国有企業 of 法律顧問、会社弁護士の役割は法律顧問意見 31 条 1 項に基づいて以下の 3 つがある。

①企業の経営・管理に重大な事項を議論・決定する前に、法律顧問、会社弁護士の意見を聞くべきである。

②企業規則、取締役会の規程を起草する際に、法律顧問、会社弁護士が参加すべき、あ

るいは、当該法律意見を聞き取るべきである。

③規定によって法律顧問、会社弁護士の意見を聞き取るべき場合には聞き取れず、あるいは、法律顧問、公職弁護士が法律・規定に適合しない事項を提出する場合に、議論・決定にはならない。

ところで、党政機関の法律顧問、公職弁護士及び国有企業の法律顧問、会社弁護士の法律意見を聞き取るべきであるに対して、聞き取れない。或は、党政機関の法律顧問、公職弁護士及び、国有企業の法律顧問、会社弁護士に審査させないという現状である。そのため、重大な損失あるいは嚴重な悪影響のあることが発生した場合には、責任者の責任を追究することができる（法律顧問意見 30 条 1 項、31 条 2 項）とされている。

2016 年 12 月、中辨、国辨は「党委と政府の重要リーダーが、法治建設の第一責任者を推進する職責に関する規定」〔党政主要負責人履行推進法治建設第一責任人職責規定〕（以下、「党政責任者規定」と略す）が配布された。そこで、法律顧問、公職弁護士制度は法治建設の一部として、実施されている。とりわけ、党政責任者規定は、法律顧問、公職弁護士制度の保障として明確的に定められている。即ち、党政責任者規定には、党委の主要な担当者の職責が党委の法律顧問制度、公職弁護士制度の実施を守り続け、党委の決定の合法性・法規制の審査を強化することが規定されていた。そして、党政の主要な担当者は、法治建設の第一責任者として、加えて年末の総括報告に関する重要な内容として規定された。ゆえに、上級党委は下級党政主要な担当者の職責の履行状況を政治成績として定期的に審査し、考察の体系に加入している。

2. 公職登用

(1) 選任制度の沿革

2011 年、「两会」開催の際に、全国弁護士協会の会長于寧氏は「弁護士から裁判官、検察官を選任する制度に関する提案」〔關於建立從律師中選拔法官、檢察官制度的提案〕を提案し、豊富な経験を有する優秀な弁護士を裁判官、検察官の予備人事資源とすべきであると提言した。その後、2013 年 3 月に、当初、新疆弁護士協会副会長を担当した潘晓燕弁護士は 12 回政協全国委員会委員として、「ベテラン優秀な弁護士から裁判官、検察官を選抜する長期的な制度が形成され、法律職業団体の良い循環を保障することに関する提案」¹⁵⁵を提起した。また、同年 11 月 25 日に、中央政法委員会書記の孟建柱氏は人民日報に「司法体制改革の深化」〔深化司法体制改革〕¹⁵⁶を発表し、「弁護士、法律学者など専

¹⁵⁵ 趙俊梅「律而優可官」（人民法院報：<http://www.chinacourt.org/article/detail/2014/03/id/1225127.shtml>、最終アクセス日：2017 年 8 月 14 日）。

¹⁵⁶ 孟建柱「深化司法体制改革」（人民日報：<http://cpc.people.com.cn/n/2013/1125/c64094-23643019.html>、最終アクセス日：2017 年 8 月 14 日）。

門法律家より裁判官、検察官を選抜する制度が建立する」ことを指摘した。

また、2014年10月に、党の18回4中全会に「全面的に法に従って国家の管理を推進する。党、国家、人民及び法律に忠実する社会主義法治工作のチームを建設する。条件に見合う弁護士、法学専門家から立法工作者、裁判官、検察官を選任する制度が建設される」と提言されていた。

さらに、2016年3月22日、中央全面進化改革組の22回会議で「弁護士と法学専門家から立法工作者、裁判官、検察官を公開的に選抜する意見」〔従律師和法学専家中公開選抜立法工作者、法官、検察官的意見〕が通過された。同年6月に、中辦が「弁護士と法学専門家から立法工作者、裁判官、検察官を公開的に選抜する方法に関する規定」〔關於従律師和法学専家中公開選抜立法工作者、法官、検察官辦法〕（以下、「選抜辦法」と略す）¹⁵⁷を配布した。

以下では、上記した法学専門家の選抜に関する規定した部分を省略し、弁護士のみにさらなる分析を展開する。

(2) 選任制度の内容

i 選任の目的と範囲

選任制度の目的については、立法工作者、裁判官、検察官の選任制度をより深く改革するために、法治専門チームの正規化、専門化、プロフェッショナル化が推進される（選抜辦法2条）ことである。

また、選任の範囲について、立法権を有する人大常務委員会の法制工作機関、政府の法制部門、人民法院及び人民検察院が条件に満たす弁護士、法律専門家から公開的に立法工作者、裁判官、検察官のチームを選任すべきである（選抜辦法3条）。

これに対して、選抜辦法を通じて、立法工作者、裁判官、検察官の選任制度の基準を統一化され、手続きを完全化され、執行の条件が明確かつ詳細に規定されている。そして、選任制度を「常態化、制度化」にすることとされる。

ii 選任の原則と条件

公開選任の原則は、①党が幹部を管理する〔党管幹部〕、②道徳と才能が両方で、道徳を優先に〔徳才兼備、以徳為先〕、③專業化、プロフェッショナル化に、④公開、公正、競

¹⁵⁷陳菲「中央司改辦負責人就『關於従律師和法学専家中公開選抜立法工作者、法官、検察官辦法』答記者問（新華網：http://news.xinhuanet.com/politics/2016-06/26/c_1119114333.htm、最終アクセス日：2017年8月14日）参照。

争、優秀の方を選ぶ〔選優〕（選抜辦法5条）である。

選任の条件について、公開的による選任に参加する弁護士は公務員法、裁判官法、検察法に規定された条件に満たす上に、以下の条件も満足すべきである。即ち、①党の指導を擁護し、憲法、法律に忠実すること、②頑丈となる社会主義の法律に信仰、良好な職業倫理を有すること、③単独で案件を処理する能力を有し、業務経験が豊富であり、あるいは大陸以外〔境外〕の法律制度を精通し、国際法務案件に携わり成功とした経験を有すること、またはは、特殊的な専門領域において法律実務をに精通すること、④実務に従事する年数は5年間以上、業務に関する評判が良好（選抜辦法6条）であること、が必要とされる。つまり、選任の条件は、政治の立場、職業の倫理、業務の能力及び業務キャリアという4つの側面から考慮して選任弁護士を選任することになっている。

iii 選任の禁止条件

選任の禁止条件は、①刑事処罰、あるいは違法、規定に反することによって解任をされたことがあり、あるいは業務資格が取り消されたことがあり、②司の公正を妨害する行為があり、③法曹倫理、学術倫理、業務規律あるいは職業規範に違反したことによって、懲罰、処罰を受けたことがあり、④党の規定、政治規定によって処分されたことがあり、⑤法律、規定に違反によって審査を受けたことがあり、⑥配偶者が国外に移居し、あるいは配偶者がいなく、その者の子女が国外に移居している事実があり、⑦法律、法規に規定された他の立法工作者、裁判官、検察官に担当できない事情（選抜辦法8条）等があるということである。

禁止条件には、法律・法規の条件、職業倫理の条件及び政党規定というの3つの条件を守らなければならない。また、選任の禁止条件には「配偶者が国外に移居し、あるいは配偶者がいなく、その者の子女が国外に移居すること」という規定が注目されている。

また、立法工作者、裁判官、検察官に選任された弁護士は、公務員となり、国家機関工作人員の禁止規定に準用される。例えば、①非上場会社の株を持つこと、②企業、法律事務所及び営利型の機間で兼職することが禁止されている。

そして、上記した両親、配偶者、子女を有する者は、仮に選任される人民法院、人民檢察院の管轄地域に法律事務所を営む、弁護士業務に従事し、或は司法鑑定、司法競売などの司法活動と利益関係のある職業を行う場合には、回避の要求によって、法律事務所の創立者、パートナーに担任させず、或は株の譲渡、転職すべきである。さらに、1年間の試用期間には、選抜辦法13条によって法律事務所の設立者、パートナーを担任し、あるいは株を転讓せず、仕事を転職もしない場合には不適格であると看做す（選抜辦法13条）。

iv 選任の主体と専門能力の評価

公開選任は、申請者の専門能力、職業倫理、仕事の業績及び日常の活動を重視している。すなわち、選任参加者に対する評価は以下の2つの段階に分けて規定されている。

まず、第1段階では、職業管理組織によって審査を受けるべきである。すなわち、各クラスの弁護士協会と法学会によって担当されることである。具体的には、公開選任に参加する人員の工作单位の所在地である弁護士協会は、関連する工作单位及び同業者の意見を十分に取り入れた上に、さらに政治態度、専門能力、倫理的な行動に対して評価意見書を出す（選抜辦法10条）ことである。

そして、第2段階では、中立的・専門的な選任委員会によって評価を受けるべきである。しかしながら、準裁判官、検察官の選任における専門能力の評価は、裁判官、検察官によって選任した委員会に担当させる。立法権を有する人大常務委員会の法制工作機関或いは政府法制部門は、関連する業務部門の責任者、専門学者、及び弁護士を選任責任者にし、選任者の専門能力について評価することができる（選抜辦法11条）。また、人事フェイル、取り扱った案件の書類、論著、面接などの方法によって評価する（選抜辦法11条）。

v 編制と待遇

編制と待遇の保証について、特に明確的に強調されている。すなわち、立法工作者、裁判官、検察官に選任された弁護士・法学専門家は、従事する職場での同様の職員の職務、階級別、待遇を参照しながら確認する（選抜辦法15条）ことと規定されている。

第2節 法サービスの購入

国家は、弁護士の直接的雇用の他にサービス購入という手段を用いて弁護士を統制しようとしている。すなわち、弁護士は、法務サービスを提供することと同時に、弁護士業務の拡大、及び政治体制（立法工作機関、行政機関、法院、検察院及び公安機関）との関係を密接に築くことができる。

この節では、委任立法、訴訟に関する陳情事件に参加する状況を述べたうえで、弁護士の体制内化のルートを多面的に考察する。

1. 草案起草の委託

(1) 草案起草の委託における沿革と規則の根拠

2015年3月15日、9回全国人大が「立法法」の修正案を通過し、区を設けている市クラス人民政府、人大及び人大常委会に、政府規定と地方性法規を制定する立法権限を与えることになった。実際では、弁護士は、地方の法規、条例草案の起草に参加したことがある。

また、2001年4月に、重慶索通法律事務所が重慶市人大の委任から重慶市不動産管理条例（草案）を起草した。これは立法機関が第三方を委託し、法規草案を起草したことである。その後、2005年9月に、天津市人大は天津市地方立法公聴辦法（草案）の起草が天津市弁護士協会に委任した。また、2006年5月に、山東康橋法律事務所が山東省人大常委会の委任によって山東省消費者權益保護条例（草案意見稿）を起草した。そして、2006年に広州市弁護士協会、2008年に安徽省弁護士協会が地元の人大からの依頼を受け、関連する地方的法規を起草した。

そして、全国弁護士協会は、弁護士が立法活動に参加することに対して、明確な規定を設けていた。すなわち、全国弁護士協会の「弁護士協会における立法工作に参加する規定」〔律師協會参与立法工作規則〕（以下、「弁護士立法参加規則」を略す）が2013年3月25日から実施された。弁護士立法参加規則は以下のようなものが規定されている。

i 目的と参加の範囲

弁護士の立法参加というのは、全国弁護士協会と各地の弁護士協会が立法に参加し、弁護士協会の名義によって立法機関に立法意見を提供する（弁護士立法参加規則2条）ことである。

つまり、立法参加とは、法律の制定、改正などの活動に参加するのである。立法参加の法律、規定とは、法律、行政法規、地方性法規などのものを指している。また、立法意見とは、立法、法改正の意見、建議などである（弁護士立法参加規則3条）。

そして、弁護士協会の立法参加は、専門委員会を通じて行うことになる。そこで、専門委員会においては、弁護士の得意分野を伸ばされ、弁護士の意見を募集する（弁護士立法参加規則5条）ことになる。

ii 参加方法

弁護士協会の立法参加の方法については、弁護士立法参加規則6条に基づいて、以下の6つに分けて述べる。

①立法機関の規定によって、専門委員会と関連する専門弁護士が主催し、法律・法規の

草案に対して調査・研究をし、改正意見を提出する。

②立法機関の勧誘によって、弁護士を指名され、立法機関の仕事に参加させる。

③立法機関の委任を受け、法律・法規の制定、改正の研究プログラムに担当させられ、法律・法規の制定、改正の弁護士協会意見を提出する。

④立法機関が公開的に意見を求める法律・法規に対して、研究を開催し、弁護士業に関する意見を集める。

⑤弁護士業務活動を通して発見された法律・法規の問題に対して整理し、立法機関に弁護士の意見を提出、解決方法を提供する。

⑥弁護士業の党代表大会の代表、人代代表、政協代表を委任し、立法機関に立法意見を提供する。

iii 管理

弁護士協会は、専門委員会の意見に対して、審査し、意見の質を確認する（弁護士立法参加規則 11 条）。

弁護士協会によって立法意見を立法機関に提供される。重大な職業発展に関する立法意見を研究する際に、同クラスの司法行政機関の意見をも参考する。立法意見が出されてから同クラスの司法行政機関に登録する（弁護士立法参加規則 12 条）。

専門委員会は、弁護士協会の授権と審査を受けない場合において、弁護士協会と専門委員会の名義をもって立法機関に立法意見を提供してはならない（弁護士立法参加規則 13 条）。

弁護士、法律事務所が立法機関から直接に委任を受けた立法工作に参加する状況を適時に把握すべきである（弁護士協会による立法工作の参加に関する 14 条）。

従って、弁護士協会の名義を用いて立法活動に参加することができるようになる。それゆえに、弁護士協会が人事的資源と経済的利益の配分することを通じて、弁護士への統制を強化する。なお、多くの経済等の利益を見込めるのであるため、弁護士は自ら立法活動に参加し、そして政治体制に参画し、そこから利益を獲得することができるのである。

2. 陳情事件に関する処理の下請け

陳情事件に関する処理の下請けについて、中国における司法制度の重要な問題¹⁵⁸である

¹⁵⁸ 中国における訴訟に関する陳情事件の解決の研究は彭小龍「涉訴信訪治理的正当性与法治性——1978—2015 年实践探索的分析」法学研究 2016 年 5 期 86~107 頁、陳柏峰「信訪制度的功能及其法治化改革」中外法学 2016 年 5 期 1187~1205 頁参照。

とされている。つまり、弁護士を通じて陳情事件を解決することは、法治国家の建設と社会の管理における重要な試みであると考えられる。

以下のように、弁護士による司法・訴訟に関する陳情事件への参加を明らかにする。

(1) 陳情事件に関する処理の下請けの沿革

2013年11月の党第18回3中全会に、司法・訴訟に関する陳情事件を法治の方法によって解決され、法律・訴訟に関する陳情事件は法律によって終結・解決する制度を提出した。また、2014年に、中辨・国辨が「法による司法・訴訟に関する陳情事件を処理する問題に関する意見」〔關於依法处理涉法涉诉問題的意見〕(以下、「両辨陳情処理意見」を略す)を配布した¹⁵⁹。司法・訴訟に関する陳情事件の代理・解決する制度の任務について、「常に集中的に扱い、行政による解決に依頼すぎ、陳情を用いて法律の手続きを起動する方法の改正が提出される。司法と訴訟に関する陳情について、法治という方法を用いて解決し、政法機関による法律と手続きの扱い、法による法執行の誤りを改正し、合法的な権益を守る」ことが規定された。さらに、両辨陳情処理意見は、訴訟と陳情を分離する制度で行うことが提出された。すなわち、民事、行政及び刑事などの訴訟権利に関する陳情事件は一般的な陳情事件から切り離して、政法機関を通じて法による処理するとされる。

2014年10月に、党の18回4中全体大会において弁護士業を強化し、弁護士の法サービス発展を推進する決定が規定されている。弁護士が司法と訴訟に関する陳情事件に代理また解決することが党の18回4中全体大会の精神によって要求されている。そのため、中央政法委員会は「弁護士における司法と訴訟に関する陳情事件の代理・解決する制度についての意見(試行)」〔關於建立律師参与化解和代理涉法涉诉信訪案件制度的意見(試行)〕(以下、「政法委陳情解決意見」と略す)を定めた。

もともと、政法委陳情解決意見は、過去の弁護士における陳情事件に参加する経験を総括して、今後の指導的綱領を明確的に定めた。以下では、政法委陳情解決意見の内容を説明する。

(2) 政法委陳情解決意見の内容

i 任務

弁護士における司法と訴訟に関する陳情事件を代理・解決することは、公益的な法サービスである。政法機関が案件の取り扱いに対して、陳情の方法で異義を提出する場合には、

¹⁵⁹『『關於依法处理涉法涉诉問題的意見』印发』(http://www.gov.cn/xinwen/2014-03/19/content_2641873.htm、最終アクセス日：2017年8月12日)。

弁護士協会によって弁護士を指名され、陳情人の異義申立を聞き取り、そして陳情の内容を批評すべきである。例えば、弁護士は、案件の法律問題を解釈し、適宜なアドバイスを提供し、申立にサポートすることなどを行い、法に従って解決しようとする協力が必要とされる。

具体的任務を以下の三つが挙げられる。即ち、①元の案件の取り扱いが正当である場合には、陳情人に正確的に政法機関の法に基づいた意見を理解することに協力し、案件の結果を納得するように協力する、②元の案件の取り扱いが正当ではない、或は瑕疵がある場合には、政法機関に意見を提出し、法手続きを取るよう協力する、③陳情人は生活の困窮がある場合に、扶助規定の条件に満足すれば、申請者に協力し、さらなら救済を申請する、ということである。

ii 原則と方法

弁護士は司法と訴訟に関する陳情事件の代理・解決することは、以下の四つの原則を守らなければならない。即ち、「自主選択と平等、法に基づく、事実に従い、無償公益」〔自願平等、依法抛理、实事求是、無償公益〕ということである。

具体的には、①「自由選択と平等」〔自願平等〕は、陳情人の意志を尊重し、強制的に解決せず、政法機関に肩入れしない、陳情人を誘導しないことである。②「法に基づく」〔依法抛理〕は、厳格的に法律、政策によって、陳情人に法理・道理・情理を解明し、政法機関に法律意見を提出することである。③「事実に従い」〔实事求是〕は、事実を根拠として、法律を準じて、法による陳情人の合法利益を守り、法に従って行政機関に出された公正的な処理意見を尊重することである。そして④「無償と公益」〔無償公益〕は、利益追求を目的とせず、陳情人に無償な法サービスを提供することである。

そして、弁護士は、訴訟と司法に関する陳情案件に参加する方法について、以下の6種が挙げられる。すなわち、①陳情人を受け付ける、②陳情案件を解明する、③法律を解釈し、陳情人を慰める、④取り扱い意見を提出する、⑤法によって陳情人を申立に協力させる、⑥救済の申請に協力する、ことである。

iii 管理と保障

弁護士協会は、訴訟と司法に関する陳情案件に参加する弁護士を推薦し、弁護士リストを作成し、同時に、同級の司法行政機関に登録する。訴訟と司法に関する陳情案件に参加する弁護士の条件は、①政治性・道徳性が高い〔政治堅定、公道正派〕、②業務水準が高い、③公益活動に熱心であり、④市民と交流・調停する能力も高い、ということである。さらに、党員弁護士、優秀弁護士の役割を重視すべきである。

それに対して、政法機関の受付部門は、弁護士に仕事の場所と施設を提供すべきであり、弁護士の安全を保証する。また、当該政法機関は弁護士が案件の書類を閲覧し、関連する案件を開示することに対して協力する。なお、弁護士が提出した意見を検討し、直ちに政法機関の意見を答える。いわば、間違い或は瑕疵がある場合には直ちに法手続きを取るべきであるとされる。

そして、弁護士は訴訟と司法に関する陳情案件に参加するさいに、法律、弁護士倫理、及び工作原則に基づいて業務を遂行すべきである。さらに、守秘義務、忌避とすることが要求されている。特に、敏感・複雑な陳情案件に陳情人が違法な方法を通じて、問題を反映することに支持、教唆、組織することは禁止されている。

iv 組織における指導と費用の負担

各クラスの党委、政法委が指導を強化すべきである。司法行政機関は、弁護士が訴訟と司法に関する陳情案件へ参加するための主催と指導を担当する。それと、弁護士協会は日常の運用管理を担当する。また、法院、検察院、公安機関は、訴訟と司法に関する陳情案件が弁護士の要請に応じて、司法行政機関に申請を提出し、積極的に弁護士の業務に協力することである。

特に、訴訟と司法に関する陳情案件に参加する弁護士に対して、依頼者が自ら弁護士を委任すると他に、適時に弁護士に補助金を支給すべきであるとされる。

そして、弁護士は訴訟と司法に関する陳情案件に参加する制度は、全国範囲において具体的な実施方法を規定すべきであり、2015 年末の前に市クラスという範囲より全面的に実施するとされる。

v 運営のモデル

弁護士における訴訟と司法に関する陳情案件に参加する制度の運営モデルについて、以下の4つが挙げられる。

①現場における相談モデル

弁護士協会は弁護士を政法機関の陳情受付場所に派遣し、その場で陳情人に無料相談を提供しておく。

②陳情人の選択モデル

弁護士協会は陳情人に弁護士を推薦し、或は陳情人が訴訟と司法に関する陳情案件の弁護士登録リストから自主的に選択し、一対一の法サービスを提供する。

③政法機関における委任モデル

政法機関は弁護士協会を通じて、法律事務所を委任し、訴訟・司法に関する陳情案件に

対して評価し、法律意見と取扱い意見を提出する。

④公益法サービス機関のモデル

弁護士協会、法律援助センターを依頼し、公益的な訴訟と司法に関する陳情事件の法サービス機関を通じて、直接に市民に訴訟と司法に関する陳情案件の解決及び代理する。

ようするに、陳情処理意見を配布して以来、湖北省の各市（州）に相次ぎに法律と訴訟に関する陳情事件の解決弁護士団を成立した。長年に渡って難航した事件が解決されたことがある。また、全省の法律と訴訟に関する北京への非正常な陳情事件が2013年の2042人次から2015年の75人次まで連続2年間に平均に80.2%までに減少された。

そして、吉林省の9個の各市（州）に、全面的に弁護士における法律と訴訟に関する陳情事件の解決と代理に参加する機関が設立された。30あまりの県（市、区）に支部分支が設立された。また、2015年末、吉林省に法律と訴訟に関する陳情事件の総数は2010年前の7000あまり件から1300あまり件まで減少された。その中に、弁護士が法律と訴訟に関する陳情事件に参加することによって700あまりの事件が解決された¹⁶⁰。

2016年3月から、湖南省の500人余りの弁護士が省クラスの警察、検察、法院、司法部門及び陳情部門に陳情事件に関する相談を受け付けた。湖南省政府のホームページに〔關於印發〈律師参与化解和代理涉法涉诉信訪案件省級補貼資金發放管理暫行辦法〉的通知〕配布され、弁護士が陳情事件に参加することに資金を支給する根拠とされた。陳情事件に関する当番弁護士は、1人1日毎に400元を支給され、案件の議論に参加する場合に1人1日毎に600元を支給されることである。そして、弁護士が重大かつ難航とする事件を解決した場合に、1件ごとに5000～10000元の補助金を支給された¹⁶¹。

つまり、弁護士が陳情事件に参加することは国家管理に協力したものになると考えられる。

第3節 名誉職の付与

人大代表、政協委員及び党代表になることは、中国における政治活動に参加する主な手段である。従って、本節では弁護士業の人大代表、政協委員及び党代表の担当状況を明らかにする。

¹⁶⁰ 魏哲哲「律師参与化解涉法涉诉信訪做好信訪第三方」（人民日報：http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2016-05/11/nw.D110000renmrb_20160511_1-17.htm、最終アクセス日：2017年8月25日）。

¹⁶¹ 「500多名律師坐鎮公檢法司接待信訪」

（http://sft.hunan.gov.cn/xxgk_71079/gzdt/xyw/201608/t20160824_3237060.html、最終アクセス日：2017年8月25日）参照。

1. 名誉職の付与に関する状況

中華人民共和国憲法（以下、「憲法」と略す）の 57 条、58 条によれば、全国人民代表大会は最高な権力機関であり、その常設機関は全国人民代表大会常務委員会であるとされる。全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会は、国家の立法権を行使することができる。また、「中国全国と地方人民代表大会代表法」〔中華人民共和国全国人民代表大会和地方各級人民代表大会代表法〕（以下、「人大代表法」と略す）2 条によれば、全国人民代表大会代表は最高な国家権力機関の構成人員であり、地方各クラスの人民代表大会代表は各クラスの国家権力機関の構成人員であるとされる。そして、全国人民代表大会と地方各クラスの人民代表大会代表は、人民の利益と意志を代表し、憲法と法律によって本クラスの人民代表大会の諸職権に従って、国家権力を行使することである。

また、憲法によれば、中国人民政治協商会議（以下、「政協」と略す）は中国人民愛国統一戦線の組織であり、中国共産党が指導されている多党の間で協力と政治の協商〔多党合作、政治協商〕の組織であるとされる。ならびに、政協全国委員会は、中国人民政治協商会議の全国的組織であり、政協全国委員会常務委員会は常設機関として、日常の業務を行っているものである。政協全国委員会は全国人民代表大会と合わせて、「两会」と呼ばれている。それから、政協の職能は、主に政府の決意と行為に対して、監督し、批判と建議を提出することである。さらに、政協代表は共産党、各民主党派、全国工商連、各人民団体によって推薦し、構成している。

さらに、中国共産党全国代表大会は中国共産党の最高な権力機関であり、共産党に関する重大問題の議論と決意、党規約の改正及び中央委員会を選挙することなどの職能を担当している。各クラスの党大会の党代表は党規約に規定された職権の主体である。

そして、2013 年に全国で 1343 名の弁護士は、県、市、省及び全国の 4 級の人大代表を当選したが、弁護士の総数の 0.58% を占めたのである。3790 名の弁護士は各級の政協委員を担任し、弁護士総数の 0.16% を占めた。その中に、省クラス及び省クラス以上の人大代表の中には、弁護士が 125 人いるが。また、省クラス及び省クラス以上の政協委員の中に 189 人いることである。12 回の全国人民代表と政協委員の中の弁護士総数は 27 人いるが、前回と比べると 5 名が増加した。その中に、15 人の弁護士は全国人大代表を担任し、代表総数の 0.50% であり、12 人の弁護士は全国政協委員を担当し、委員総数の 0.54% である¹⁶²。さらに、弁護士は人大代表と政協委員の他に、3 人が党の 18 大代表を担当し、33 人が省（区、市）クラスの党代表を担任している。そして、125 人市（地、州、盟）クラスの党代表に選ばれている¹⁶³とされている。

2016 年 3 月 30 日に、9 回全国弁護士代表大会は北京で開かれた。この際に、全国業務

¹⁶² 「中国律師行業社會責任報告」（摘編）中国律師 2013 年 9 期 22 頁参照。

¹⁶³ 前掲注 162) 22 頁参照。

弁護士的人数が 29.7 万人を超え、法律事務所が 2.4 万所に達した。全国には 1445 名弁護士が各クラスの人民代表を担当し、4033 名の弁護士が各クラスの政協委員を担当した。その中に、27 名の弁護士が全国人民代表、政協委員を担当した¹⁶⁴。

表 6-3 弁護士における全国人民代表の現状

	代表の人数	全国人民代表の総数	割合%
1988 年 7 回人大	3	2970	0.10%
1993 年 8 回人大	4	2978	0.13%
1998 年 9 回人大	6	2979	0.20%
2003 年 10 回人大	8	2984	0.27%
2008 年 11 回人大	11	2987	0.37%
2013 年 12 回人大	15	2987	0.50%

表 6-4 弁護士の政協委員の状況

	弁護士の全国 政協委員人数	全国の政協 委員人数	割合%
2003 年 10 回政協	5	2236	0.22%
2008 年 11 回政協	11	2237	0.49%
2012 年 12 回政協	12	2237	0.54%

2. 知名弁護士の実例

以下では、弁護士の中に、典型的な例を提出し議論する。すなわち、9 回中華全国弁護士協会の会長、副会長の肩書から見ると、弁護士協会のトップ弁護士は体制と密接な関係がある。そのため、そのうちから全国弁護士協会会長の王峻峰弁護士¹⁶⁵を選んで、下記では、中国における弁護士の多重身分という典型的なモデルを考察する。

まず、成功としたビジネス弁護士の身分である。とりわけ、王峻峰弁護士は、20 年以上の専門的法サービスを提供してきた。彼の主要な専門法分野は、証券・金融、M&A、国際貿易・投資、国際仲裁等である。1986 年に中国国際貿易促進委員会に招聘され、当

¹⁶⁴ 劉・前掲注 44) 15~19 頁参照。

¹⁶⁵ (金杜律師事務所 : <http://www.kwm.com/ja/cn/people/wang-junfeng>、最終アクセス日 : 2017 年 9 月 4 日)、(中国律師網 : <http://www.acla.org.cn/home/toMenu?menuIdStr=1-2>、最終アクセス日 : 2017 年 9 月 4 日) 参照。

該委員会に属する中国環球法律事務所商事部の責任者に赴任させられた。1993年に退職し、金杜法律事務所を創立した。王峻峰弁護士は、最も早い時期に証券業務執務資格を取得した弁護士の一人であり、多くの大手国営企業、民間企業の株式制変革、株式発行及び上場の案件にサービスを提供した。また、数多くの新たなインフラプロジェクトに専門的な法アドバイスを提供した経歴を持ち、企業法務及びビジネス分野における専門技能及び総合的業務能力は、業界で広く知られている。

また、王俊峰弁護士は中国における大手法律事務所の責任者としての身分であり、金杜法律事務所の創立者であり、現在、事務所管理委員会主席を担当している。金杜法律事務所（金杜律師事務所；King & Wood Mallesons：略称KWM）は1993年成立され、中国司法部が最初に許可したパートナー法律事務所である。現在、法律事務所の業務範囲は、中国、オーストラリア、ヨーロッパ、アメリカなど、中国の地方にもカバーし、法律メディア、評価機関に高く評価されている。業務内容について、企業法務、金融法務、争訟、知的財産、倒産・事業再生などであり、主にビジネスに関する国際的及び国内法務まで幅広く扱うものである。現在、王峻峰弁護士は金杜法律事務所管理委員会主席として、管理委員会を率いて政策方針及び長期戦略計画を制定し、事務所の監督管理を行っている。

そして、王峻峰弁護士は大手法律事務所のパートナー弁護士だけではなく、7回全国弁護士協会副会長、8回、9回全国弁護士協会会長を担任している。共産党党員であり、11回、12回全国政治協商会議委員として、国家の政治活動に参加している。また、中国法学会弁護士法学研究会会長、中国国際経済貿易仲裁委員会副主任、最高人民法院特別監督員および北京市14回人大常務委員会法制顧問も兼任している。

そのうえ、王峻峰弁護士は多重な身分を有して活躍している。当該弁護士の身分は、大手法律事務所の担当者として、法律事務所を経営している。また、全国弁護士協会の会長として弁護士業に対して業務管理も兼任している。さらに、共産党の党員と全国政治協商会議委員の身分でもあり、国家の政治活動に積極的に参加している。このような三つの身分は、相互に協力・提携し、経済の利益と政治地位を完全に獲得することができる。従って、中国における成功した弁護士の典型的モデルであると指摘することができる。

表 6-5 第 9 期中華全国弁護士協会の会長、副会長の履歴

名前	職位	党派	政治兼職	他の兼職
王俊峰	中華全国弁護士協会会長	共産党	11 期、12 期 全国政協委員	—
呂紅兵	中華全国弁	共産党	共産党 10 期	—

	護士協會副 会長		代表大会代 表	
蔣敏	中華全国弁 護士協會副 会長	共産党	安徽省 11 期、 12 期人大代 表	安徽省弁護 士協會名誉 会長
張学兵	中華全国弁 護士協會副 会長	共産党	北京市 14 期 人大常務委 員会委員	—
盛雷鳴	中華全国弁 護士協會副 会長	共産党	—	—
欧永良	中華全国弁 護士協會副 会長	共産党	広東省 11 期 政協特別委 員	広東省弁護 士協會会長
朱征夫	中華全国弁 護士協會副 会長	なし	11 期、12 期 全国政協委 員	広東省弁護 士協會名誉 会長
劉守民	中華全国弁 護士協會副 会長	共産党	成都市 16 期 人大代表	四川省弁護 士協會会長
遲日大	中華全国弁 護士協會副 会長	共産党	吉林省 11 期、 12 期人大代 表	吉林省弁護 士協會会長
章靖忠	中華全国弁 護士協會副 会長	共産党	—	浙江省弁護 士協會名誉 会長
岳琴舫	中華全国弁 護士協會副 会長	共産党	—	湖北省弁護 士協會会長

出典：第 9 屆中華全国全国律師協會領導介紹（中国律師網：

<http://www.acla.org.cn/home/toMenu?menuIdStr=1-2>、最終アクセス日：2017 年 9 月 4 日）

それによって、弁護士はなぜ人大代表、政協委員になりたがるかという疑問が出てくる。

王中華の『当代中国律師政治参与研究』¹⁶⁶によれば、中国における弁護士の政治活動に参加する目的が分析されていた。すなわち、①経済利益の獲得、②政治地位の向上、③社会の職責の履行、④自分の実現と発展、という四つのことが提出されていた。王氏の分析がこの四点について、さらなる分析を加えられていた。すなわち、経済利益の獲得とは①弁護士業界が生存の圧力に直面する、②政治の参与により業務内容及び及び人脈の範囲が広げられる、③政治参与により安定とする収入が確保できる、ということである。また、政治の地位への向上とは、①政治参与によって政治地位の向上が叶えられる、②政治参与によって政治の保護を求める、③政治参与によって直接的に権力を握ることになる、ということである。さらに、社会の職責の履行とは、①弁護士が公衆に奉仕する社会職責、②弁護士の社会責任感と政治参与、ということである。最後、自分の実現と発展とは、①弁護士の職業選択と政治参与の動機、②弁護士の政治理想と自己実現及び自己発展、ということである。

これに対して、以下の二点をまとめることができる。すなわち、第1は、経済利益の獲得という原因について、中国では弁護士が政治への参与は、一定の知名度、或いは高い業務能力を有することの証であると考えられる。また、人治社会である中国では、司法が未だに独立されていないため、人脈を利用して判決の結果を左右させる可能性が十分想定できよう。それによって、依頼者は政治体制と癒着している弁護士（例えば、人大代表、政協委員あるいは共産党党员などを挙げられる）に依頼したがちであると考えられる。従って、政治参与によって弁護士業務の遂行に非常に有利になる。

第2は、弁護士が自らの政治地位の向上を目指すことは、身柄の安全を考慮しているためである。すなわち、人大代表法31条と32条によれば、人民代表は人民代表大会の各会議において、発言と表決することが法律上では追及されないことになるのである。また、各クラスの人民代表は、関連する人民代表大会主席団あるいは常務委員会の許可を得ずに逮捕あるいは刑事の審判を受けられないことになるのであるとされる。そして、〔公安機関辨理刑事案件程序規定〕〔最高人民検察院于審査逮捕和公訴工作貫徹刑訴法若干問題的意見〕によれば、公安機関と検察機関は政協委員に強制措置を取る前に、登録制度によって所属する政協に該当する委員の事情を通知する必要があるとされる。とりわけ、緊急事態な場合には、同時にあるいは事後に事情を通知することも可能である。上述したように、弁護士の権益が侵害される事件は多発していたという現状があるため、弁護士が自らの安全は保証されるべきだと望んでいる。従って、弁護士が統治体制へ積極的に取り組むことを通じて、自身の安全をよりよく守ることができると考えられる。

¹⁶⁶王中華『当代中国律師政治参与研究』（南京大学出版社、2012年）104～136頁参照。

第4節 小括

以上で検討したように、弁護士を体制内化へ転換させる過程において、とりわけ弁護士の政治傾向が強調されることに注目すべきである。すなわち、弁護士の党员である身分は、統制体制に参入するもっとも考慮すべき優先的条件になることである。

また、弁護士協会に党組織を設置すると他に、体制の利益を分配するという条件として、「正確な政治方向を堅持すること」が提出されていた。その中に、立法工作者、裁判官、検察官の選任条件には〔党管幹部〕（党が幹部を管理する）というものが規定されている。実際には、各地の弁護士協会の会長、副会長といったトップ党员の比率は圧倒的に全国の弁護士数の大半を占めているという状況である。そのため、党組織に加入し、党の指導を支持することは、弁護士にとって経済利益を獲得するための近道であり、今度も増加する傾向があると予測できる。そして、弁護士が体制に入ることによって、見栄えの良い官僚になる見込みが高くなると考えられる。したがって、弁護士は党組織に加入することを通じて、経済利益（法律顧問による顧問費用など）の獲得とほかに、国家の政治活動（人大代表、政協代表になり提案することなど）に参加し、司法官僚（裁判官、検察官）という身分を手に入れることに執着しがちになることと指摘することができる。

そして、公権力は党员を優先する方法を通じて、弁護士業のエリート階層をコントロールすることに力を注いでいる。それによって、弁護士業に対して党による指導の目的が実現されることになる。したがって、賞と罰という二つの側面によって弁護士業が統制され、そこで体制と深い依頼・依存関係にあることが明確に指摘することができる。

終章

本稿は、中国における統制体制を、その沿革、四重統制体制のメカニズム、弁護士年度の考課制度、弁護士懲戒制度、弁護士業と公権力との関係から検討し、明らかにした。最後に、本稿の冒頭で設定した課題についての回答を試み、本稿を締めくくりたい。すなわち、中国における弁護士のあり方はいかなるものなのか、弁護士に対する統制体制の構造はいかなるものなのかを解明したい。そして、権力はなぜ弁護士業をコントロールするか、弁護士のあり方と法システムとの相互関係はいかなるものかを考察したい。

1. 弁護士に対する統制体制の現状

弁護士に対する統制体制の現状を、四重的主体による統制及び多元的手法による統制の視点から析出してみたい。

(1) 四重的主体による統制

弁護士業に対する統制体制の再考察を通じて、統制体制の四重的構造を明らかにした。すなわち、弁護士に対する四重的統制の構造は、党、司法行政機関、弁護士協会、法律事務所による包囲的・制度的な統制というものである。以下では、4つの主体による統制の特徴を明らかにする。

第1に、党による政治的統制

党による弁護士業への指導は、党が党組織を通じて、司法行政機関、弁護士協会、法律事務所及び弁護士に対して、党の思想・方針・政策を浸透し、全面かつ政治的な指導を施すのである。このような統制手法は、党による政治的統制であると言われている。

また、党が司法行政機関、弁護士協会及び法律事務所の中において、党組織を設けることによって党の政治的理念を強化し、政治的なコントロールを行っているのである。また、党は党員である弁護士の公益活動を通じて、党の指導の合法性かつ合理性を獲得し、党組織の統制を強化することになる。そして、党は、司法行政機関、弁護士協会及び法律事務所の管理活動（司法試験の内容、宣誓、司法研修など）によって、間接的に党の指導の理念を強化するのである。

具体的には、司法試験の受験資格は、共産党党員であることが求められていないのである。しかしながら、党の政治的理念に関する設問が出題されるため、受験者に党の理念を洗脳させようとするわけである。それで、弁護士が権力者と対抗する者を弁護士資格の門前より排斥させることになると考えられる。従って、間接的に党の指導が一層に強化されることが期待できる。

第2に、司法行政機関による行政的統制

司法行政機関は政府の職能部門として、国家の行政権力を代表し、弁護士協会、法律事務所及び弁護士の活動を監督・管理するのである。それで、司法行政機関の監督・管理は、行政的統制ともいえるであろう。一方では、司法行政機関は、司法試験、行政処罰の方法を用いて弁護士に対して直接的な管理活動を行っているのである。他方では、司法行政機関は、研修制度、宣誓制度及び年度考課制度を用いて、弁護士協会あるいは法律事務所に対して間接的な弁護士活動を管理・統制する目的を叶えるであろう。

また、司法行政機関は、弁護士協会、法律事務所及び弁護士を統制していると逆に、党の指導によりコントロールをされている。つまり、司法行政機関は、管理活動で党の政治理念を強化することに協力しているとも言えよう。具体的には、一方では、第2章に述べたような弁護士養成制度において、司法行政機関が弁護士研修制度及び弁護士宣誓制度を通じて、党の指導という政治的理念を強化することになるのである。他方では、司法試験は法学教育のタクト〔指揮棒〕として、弁護士を志望する者を識別する役割を果たしている。従って、弁護士を選抜・養成する制度は、党の司法に関する一連の理念に賛同する者を選任することができる。なお、党は司法試験に合格した者に対して、人事の管理をしやすく、ゆえに、党・権力に服従させることができる。

第3に、弁護士協会による集団的統制

弁護士協会の管理は、社会集団である弁護士協会が党の政治指導と司法行政機関の監督・指導の下において弁護士と法律事務所に対して自律的に管理を行うということである。すなわち、弁護士協会の統制は、集団的統制であるとも言えよう。

また、弁護士協会は、弁護士法に基づいて司法行政機関の管理・監督を受けていると同時に、党による政治的な統制も受けている。具体的には、協会の人事に関して、形式的に選挙によって選ばれることになっているが、実質的に司法行政機関によって干渉を受けている。また、協会の業務活動が官製の特質を帯びている秘書處に依存している。従って、党の組織構造から見ると、弁護士協会の会長と司法行政機関の幹部が実際に党組織の副書記であり、党の書記によって指導を受けている。そこで、弁護士協会と司法行政機関は、党の政治的な指導の下で運営されている状態にあると考えられる。

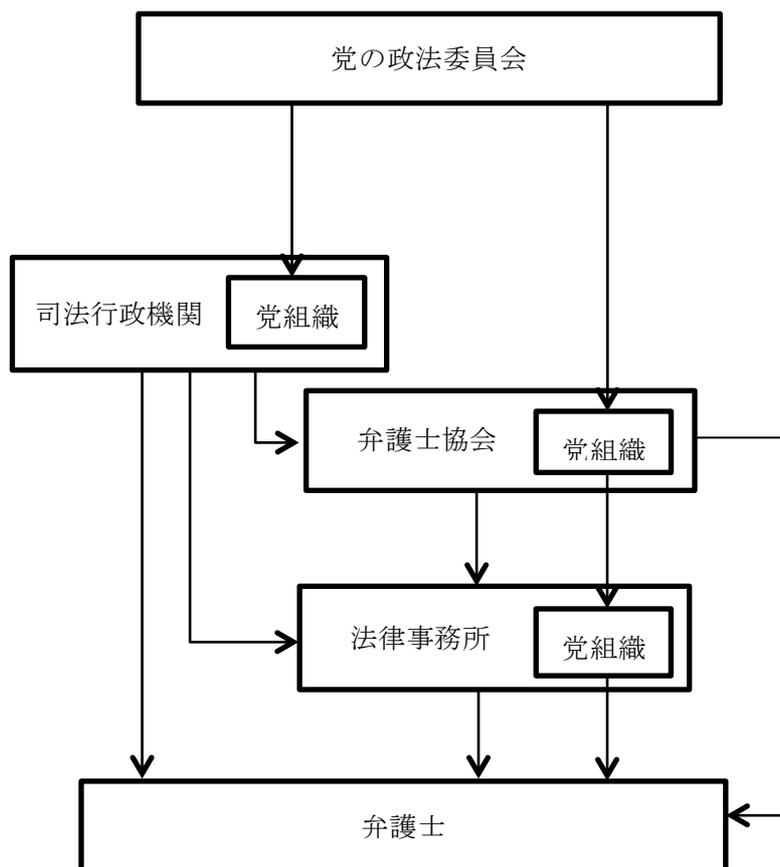
第4に、法律事務所による日常的統制

法律事務所の管理について、所属する法律事務所を通して弁護士に対して日頃的な管理を行われているのである。つまり、法律事務所は弁護士に対して日常的統制を行っているということである。具体的には、法律事務所は毎年弁護士に対して年度考課を行っている。また、法律事務所は重大・厄介な案件を代理する際に報告、団体研究及び審査監督を通じて弁護士に統制することを行っているのである。すなわち、法律事務所はもっと小さな管理・監視組織として、党・司法行政機関及び弁護士協会の統制に助力しているのである。同時に、法律事務所が司法行政機関と弁護士協会から管理・監督を受けている。ゆえ

に、党の指導に対して絶対的に服従しているのである。

以下では、弁護士は上記した4つの統制主体によって（図終-1のように）直接的・間接的な統制の下において、業務活動を行っている。そこで、四重的主体との関係は、互いに交錯的な構造であると考えられる。

図終-1 四重的主体における相互関係



(2) 多元的手法による統制

四重的統制主体は、多元的統制手段を通じて弁護士を全面的にコントロールしている。以下では、多元的統制手法は、不利益統制と利益誘導に分けて構成されることである。

第1に、不利益統制は、年度考課、協会処分、行政処罰及び刑事処罰の手法で（第3、4、5章に考察されたように）、弁護士と法律事務所の活動を規制・牽引するものである。

具体的には、年度考課は司法行政機関、弁護士協会及び法律事務所が弁護士の業務活動を統制することである。すなわち、年度考課は不利益統制において統制のレベルが低く、全ての弁護士及び法律事務所を統制の対象とするものである。それに加えて、弁護士が年

度考課に合格するために、権力者と衝突しないよう心をかけているのである。また、弁護士に対する懲戒権は、協会処分と行政処罰によって構成されているものである。とりわけ、弁護士協会は、完全の懲戒権を有せず、一度に協会処分による行政処罰、刑事罰を処されたことに対し、追認するものに過ぎない。そして、刑事罰は、刑法に基づいて通常な統制手法によってコントロールされない弁護士に対して、弁護士の人身自由を奪うことができるのである。当該刑事罰は、最も厳しい統制手法であり、弁護士を制限・統制に限らず、他の弁護士を威嚇する役割も果たせることになると考えられる。

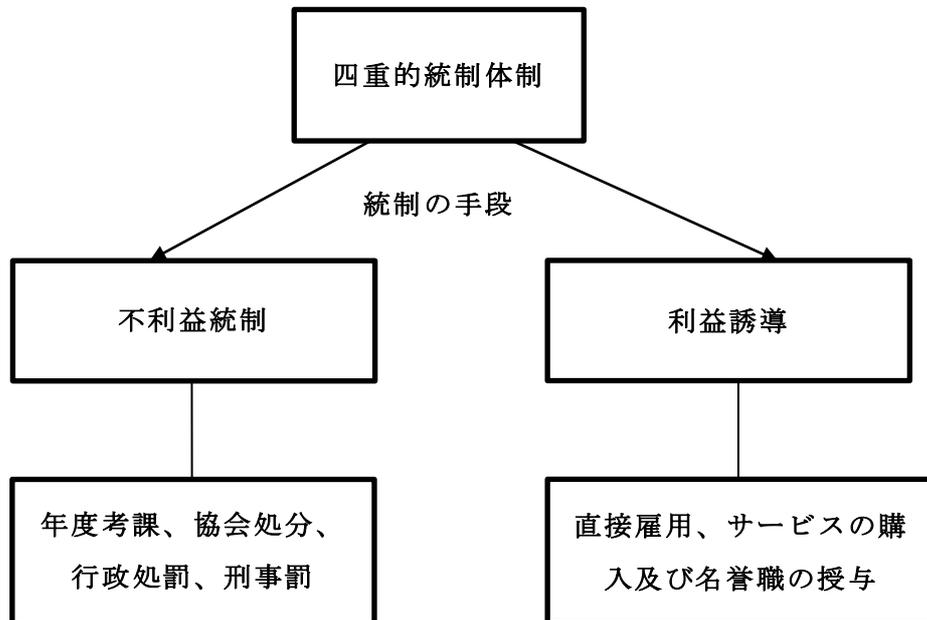
第2に、利益誘導は、直接雇用、サービスの購入及び名誉職の授与を通じて（すでに第6章で示した）、利益を餌にして弁護士業をコントロールするものである。また、利益誘導の現象を通して、弁護士業と公権力とは利益を山分けする関係にあると見えるであろう。

すなわち、弁護士側の視点から見れば、公権力と良好的な関係を築くことによって、前述したような直接的雇用或いは法サービスの購入を通じて、直接的な経済利益を獲得することになる。そして、弁護士は体制へと取り組むことによって（人大代表、政協委員と党代表の肩書きを手に入れる）政治地位の向上、及び間接的に経済利益の獲得ということができると考えられる。

また、公権力（政府と党）側の視点から見れば、弁護士を体制内に取り込むことによって、在野性や対抗性を抑制することができる。その上に、党組織が弁護士会を設けると同時にエリート弁護士が積極的に党組織へ取り組むという現象は、両方からのインセンティブによってもたらせた結果であると思われる。そこで、弁護士は公権力（政府と党）に強く依存していると考えられる。

本稿はすでに述べたように、統制の体制は、四重的主体による交錯的な構造であり、また、統制手法の特徴は「アメ」と「ムチ」という多元的な方法によって現れていると思われる。従って、多元的主体と多元的手法によって（以下の図終—2のように示す）統制されている弁護士業は、権力に対する依存性が非常に高く、操る人形に陥ることになる。それゆえに、中国における弁護士業が統治道具の一環として業務に従事させられると考えられる。

図終-2 多元的統制主体と多元的統制手段の関係



2. 統制体制における形成背景

権力者がなぜ多元的主体と多元的統制手法を通じて、弁護士に対して全面的に統制するのか。その要因は、弁護士側と権力者側の視座に分けて検討する。

第1に、弁護士業の本質は権威主義体制と根本的に矛盾すること

弁護士はプロフェッション¹⁶⁷である法律家として、「①学理性・体系性、②希少性・独占性、③利他性・公共奉仕性、④信頼性⑤職業的自律性、⑥利益団体性」¹⁶⁸といった特徴が備えている。また、弁護士業にとってその本質は、「①職業としての独立性を持っていること、②その専門的知識によって社会的有用性を持っていること、③その自治能力と密接に関係すること、④一定の経済的条件によって支えられていること」¹⁶⁹というものが指摘されている。

それによって、弁護士は法律に関する専門知識を有するため、一般市民よりも権利意識と民主意識が高い。また利他性・公共奉仕性により弁護士は「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」という使命（日本の弁護士法第1条第1項）あるいは「当事者の合法的権益を守り、法律が正確に実施することを守り、社会公平と正義を守る」（中国弁護士法2条2項）という使命がある。すなわち、弁護士の使命は、法サービスの提供を通じ

¹⁶⁷法律家は法に関する専門的知識・技能によって、裁判・訴追・法役務提供などの法業務を行う公の資格を与えられた人々である六本佳平「日本の法システム」（放送大学教育振興会、2002年）114頁。

¹⁶⁸六本佳平「日本の法システム」（放送大学教育振興会、2002年）112～114頁。

¹⁶⁹大野正男『職業史としての弁護士及び弁護士団体の歴史』（日本評論社、2013年）169頁。

て、市民の権益を守るものである。また、職業的自律性と利益団体性により、弁護士の性質は権力から独立するという要請があり、伝統的統制体制に属さないということである。さらに、弁護士は職業の利益を守り、職業集団を結成する傾向がある。それゆえに、弁護士は国家権力と対抗せざるを得ない状況に陥られると考えられる。

従って、弁護士は以上で述べたような根本的な性質を有するため、業務を遂行する際に権力者より職業的在野性と対抗性を制限されることになると思われる。

第2に 権力者の目的は継続的に権威主義体制を維持すること

中国の司法システムは特定の政策課題を実現するための道具¹⁷⁰であり、また、弁護士業が司法システムの一環として存在している。そこで、弁護士は司法の道具という理念の延長線上で役割を果たしているものと位置付けられる。それゆえに、弁護士は上記で述べたような特質を有する以上、権力者が支配の網から漏れた弁護士らの存在を懸念するであろう。従って、権力者は権威主義体制を維持するために、弁護士業に対する統制を強化する。よって、権力者が統制体制を通じて権力に服従させる弁護士業を創出することに腐心しているのである。

3. 統制される弁護士制度による法システムへの影響

上述では、多元的主体と多元的統制手法になる要因を検討した上に、以下では、統制される弁護士制度による法システムへの影響を明らかにする。

第1に、統制される弁護士制度が法の実現を阻害することによって法条文の空洞化になりがちである。

具体的には、労災問題、環境問題、消費者権利侵害に関する事件は主に政府あるいは大手企業の利益に関するものである。そこで、被害者は弁護士の援助を獲得し、または団体的訴訟として提訴することによって自分の利益を守るしかない。しかしながら、権力者は弁護士を団体的訴訟などの事件に応援させないため、一定の制限を課すことに力を入れている。それゆえに、被害者側は労災問題、環境問題、消費者権利侵害などの裁判において弁護を受けられず、並びに法の適用によって権益を守られない状態に陥られることになる。従って、被害者側に対する法の保障が欠如されたのみならず、関連する法規定の機能も果たせなくなるであろう。

従って、弁護士の役割は特に公害・有害食品などの重大問題に対して法務を提供することが抑制される。ゆえに、弁護士は司法システムの一環として積極的な法の役割を果たせず、法の目的及び法の実現を達成できなくなると考えられる。

第2に、刑事・行政の分野には弁護士制度が統制されるゆえに人権保護も制限されてい

¹⁷⁰坂口・前掲注12) 359頁参照。

る。

弁護士に対する統制が厳しいであるため、刑事訴訟と行政訴訟に関連する法務を担当するリスクが高いことが見込める。それによって、刑事訴訟と行政訴訟に関わる法務や弁護などを担当する弁護士の数が減少することは避けられない。結局のところ、刑事訴訟と行政訴訟における依頼者の訴訟利益が守りきれない可能性が生じると考えられる。

具体的には、刑事訴訟において、弁護士は公権力と直面して対抗する関係に置かれている。それで、弁護活動が行われることによって、弁護士と公権力との関係が悪化される場合には、弁護士の業務活動に対し、悪い影響を与えられる可能性が生じうる。さらに、弁護士は刑事弁護を担当する際に、特に刑法 306 条に基づいて逮捕された事件がよく見られている。なお、中国では刑事訴訟における弁護の選任率は通常には 25%~30% ぐらい¹⁷¹に限られていることである。

従って、弁護士は公権力によって刑事弁護業務から乖離されざるを得なくなり、その代わりにビジネス法務に主眼を置かれるということになる。その結果、弁護士らはビジネス業務に身を投じて、マイノリティー及び人権擁護へと関心を持たれなくなる傾向が強く懸念されている。

以上のような議論を通じて、本論文の結論を次のようにまとめることができる。

まず、多元的統制主体を党による政治的統制、司法行政機関による行政的統制、弁護士協会による集団的統制、及び法律事務所による日常的統制という四つの観点から明らかにした。すなわち、四重的主体の相互関係は、交錯的な構造であると考えられる。

また、多元的統制手法を不利益統制と利益誘導という二つの観点から明らかにした。すなわち、「アメ」と「ムチ」という多元的な方法を通して、統制手法の特徴を表していると思われる。

さらに、権力者側の視点から鑑みれば、弁護士業の本質は権威主義体制と根本的に矛盾していることといえる。そして、弁護士側の視点から鑑みれば、刑事と行政の分野には弁護士制度が統制されるどころか、人権保護さえ制限されていると考えられる。

最後に、統制されている弁護士制度による法システムへの影響について、弁護士業は法の実現に役割を果たせないばかりか、人権擁護の問題に対する支援が制約されることになると考えられる。

¹⁷¹中国における刑事弁護人の選任率は全国的・公式的な統計がないである。学者の統計は顧永忠＝陳効「中国刑事法律援助制度発展研究報告（上）」中国司法 2013 年 1 期 24~32 頁、「中国刑事法律援助制度発展研究報告（下）」中国司法 2013 年 1 期 40~45 頁を参照。日本の場合は地方裁判所における刑事被告人（被告人段階）選任率が 100% 近くになったものである。日本弁護士連合会編集『弁護士白書』（日本弁護士連合会、2016 年）79 頁。